

令和 2 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 2 (2020) 年 7 月
東邦音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	36
基準 4. 教員・職員	47
基準 5. 経営・管理と財務	56
基準 6. 内部質保証	66
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	71
基準 A. 地域への貢献	71
V. 特記事項	75
VI. 法令等の遵守状況一覧	77
VII. エビデンス集一覧	92
エビデンス集（データ編）一覧	92
エビデンス集（資料編）一覧	92

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 東邦音楽大学の建学の精神・基本理念

学校法人三室戸学園(以下「本学園」という。)は、学祖三室戸敬光が昭和9(1934)年11月、東京高等音楽学院学院長在職中に私財を投じて「東京高等音楽学院大塚分教場」を開設し、昭和13(1938)年2月に三室戸為光がこれを継承し、東京都文京区に分離独立の上、「東邦音楽学校」と改称し、昼夜二部制の音楽理論と実技の授業を行う全国最初の学校としてスタートした時に始まる。

三室戸為光は、学園の建学の精神を「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」と定め、以来、今日までその精神の下に、伝統ある音楽大学に相応しい教育研究環境を整備し、中学校・高等学校・短期大学・大学・大学院とそれぞれの教育段階を通じて音楽一貫教育を実践している。

2. 東邦音楽大学の使命・目的

本学園は、建学の精神の下、「文化国家の形成者にふさわしい音楽を身に付けた文化人として有能なる音楽家及び音楽教員を育成するとともに、幅広い教育を通してバランスのとれた心豊かな人間を育て、社会のニーズに応え活躍できる優れた人材を送り出す」という使命・目的をもって教育を行っている。

東邦音楽大学(以下「本学」という。)は、大学としての使命・目的を達成するため、中学校から大学院までの一貫教育体制の下での教育方針と大学における教育方針を基に、次の4つの基本方針を掲げて教育研究及び社会貢献活動を積極的に推進している。

<基本方針>

①一貫教育の実践、②少人数制の教育、③国際化(交流)の推進、④地域社会との交流

3. 東邦音楽大学の個性・特色等

本学は、4つの基本方針に沿って、音楽教育研究の質的向上とそのための教育環境整備や社会貢献活動を推進しつつ、時代の変化にも対応できる体制づくりに努め、国内外で活躍できる音楽人を育成しながら社会の理解と支持が得られる大学像を追求している。

(1) 一貫教育の実践

① 附属の中学校、高等学校から大学・大学院まで一体となって音楽教育を中心とした教育活動並びに人間形成に努めている。そのために、中・高等学校のカリキュラム編成においても、中・高等学校から大学、大学院までの教員が相互に連携しながら取り組んでいる。

② また、大学等の教員が中・高等学校の生徒に対して実技指導や授業を行っているほか、実技指導や教育内容については、大学の専攻主任(ピアノ、声楽、管弦打楽器)と中・高等学校の教員が協働して責任を持ちながら行っている。

(2) 少人数制の教育

① 本学の特徴である一人ひとりの学生の個に応じた教育を確実かつ誠実に実施するための教育指導体制としている。

- ② 音楽という極めて専門性の高い要求に応えるため、個人又は小編成での教育を実践している。特に、専門実技、副科実技に関しては、マンツーマンの指導の下、それぞれの学生の個性と能力に応じたきめの細かい指導を実践している。
- ③ 第1年次から第4年次まで各学年ともクラス担任制を導入しており、それぞれのクラス担任が担当している必修授業「東邦スタンダード(I～IV)」においては、学年に応じて大学での履修の仕方から学生生活、さらには卒業後の進路等について指導を行っている。また、クラス担任においては専攻を越えた様々な問題に対しても指導等を行っている。

(3) 国際化(交流)の推進

- ① 学部生(3年次生)及び大学院生(1年次生)を対象に「ウィーン研修」を必修授業として実施

平成3(1991)年から実施している「ウィーン研修」は、西洋音楽の基幹をなすと言われるオーストリアのウィーンに設置している本学の海外研修施設「東邦ウィーンアカデミー」において参加学生全員が共同生活をしながら、学部生は15日間(大学院生は16日間程度)、ウィーン国立音楽大学の教授、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の奏者等から直接レッスン指導や講義を受けるもので、学生にとって音楽の都ウィーンにおいて直に外国の文化に触れる貴重な経験であり、重要な教育活動となっている。

また、平成26(2014)年度から開設したKonzertfach(演奏専攻)においては、1年から4年まで毎年2回(4年間で8回)ウィーンに赴き、同施設においてウィーン国立音楽大学の教授、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の奏者等からレッスン指導等を受けている。

- ② 学部生(第4年次生)全員参加による海外演奏旅行の実践

近年は、主としてヨーロッパを約1週間訪問し、現地のコンサート会場や音楽ホールにおいて演奏を行い、日本の音楽や日本の音楽大学の演奏を海外へ紹介するとともに、現地の人々との異文化交流を行っている。なお、学生が直に海外の文化に触れ、現地の音楽家や演奏家と交流することは、学生たちにとって貴重な国際交流の機会となっている。

- ③ 東邦ウィーンアカデミー教授陣(ウィーン国立音楽大学教員、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団奏者)の招聘等

例年、ウィーン国立音楽大学の教授及びウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の奏者を本学に招聘し、学生等に対して公開レッスン、公開講座等を開催している。

- ④ 本学と中国音楽学院との協力協定の締結

令和元(2019)年9月、本学と中国音楽学院と協力協定を締結し、音楽教育及び芸術分野の研究、研鑽、情報等の交流や学生・職員の交流等を促進している。

(4) 地域社会との交流

- ① 文京区及び川越市内にキャンパスを持つ音楽系大学として、地域の方々に親しみをもって音楽を楽しんでいただくことを目的に、毎年、教員及び学生による演奏会・

コンサート等を実施しており、地域社会における音楽文化の向上に寄与している。特に、病院や福祉施設等におけるボランティアコンサートは、長年にわたって継続して実施しており、中でも260回を超える演奏活動を行っている大塚病院院内ミニコンサートは、平成24(2012)年7月及び平成29年(2007年)12月に東京都立大塚病院から感謝状が授与されている。

- ② 平成20(2008)年から東京都文京区と相互協力協定を締結している。また、平成22(2010)年から締結している埼玉県ふじみ野市との基本協定に基づき、毎年、ふじみ野市立小・中学校の生徒を対象に「音楽鑑賞教室」を開催している(平成30(2018)年6月6日～7日の2日間、1日2公演、参加者約2,000人)。
- ③ 地域の自治体や企業等と連携し、互いに協力して地域社会が抱える諸課題の解決及び高等教育による地域の活性化を図ることを目的とした、埼玉県の東武東上線沿線及び西武沿線の大学(本学を含め18大学)で構成する「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)」に参加し、連携協定を平成30(2018)年8月に締結した。本学は、これら活動を通じて地域社会との連携の強化を図ることとしている。
- ④ 平成31(2019)年1月、埼玉県和光市及び公益財団法人和光市文化振興公社と本学による相互協力協定を締結し、相互の人材育成や地域資源の活用を推進することとしている。協定調印式は、調印を記念した演奏会(本学教授等によって編成された弦楽カルテット)と併せ、一般公開により行われた。

本学では、このような様々な活動を通して、地域における音楽文化の普及向上に努め、地域社会に貢献するとともに、大学は地域社会とともに歩むことの重要性を認識しつつ、本学の建学の精神を広く学内外に周知している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月	事 項
昭和 9(1934)年11月	東京高等音楽学院院長三室戸敬光が、東京都文京区に同学院の大塚分教場を開設
昭和13(1938)年 2月	三室戸為光が大塚分教場を独立の上、継承。学校名を「東邦音楽学校」と改称し、全国唯一の昼夜2部制の音楽学校を立ち上げた。
昭和21(1946)年 7月	財団法人三室戸学園設立〔初代理事長 三室戸為光〕
昭和22(1947)年 4月	東邦中学校開設(男女共学)
昭和23(1948)年 3月	東邦高等学校開学、普通科及び全国初の音楽科を開設
昭和26(1951)年 2月	財団法人三室戸学園を学校法人三室戸学園に組織変更
昭和26(1951)年 4月	東邦音楽短期大学開設
昭和38(1963)年 4月	東邦第二高等学校を開設(川越キャンパス)
昭和40(1965)年 4月	東邦音楽大学開設(川越キャンパス)〔初代学長 三室戸為光〕
昭和44(1969)年 4月	東邦第二高等学校の普通科を音楽科に改組
昭和58(1983)年 9月	学校法人三室戸学園理事長に三室戸東光が就任
昭和62(1987)年11月	ベルリン市制750周年及びベルリン日独センター開所記念特別演

東邦音楽大学

	奏会に東京都知事のメッセージを託され、東京祝祭合唱団を率いて参加。ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団及びベルリン聖ヘドヴィヒ大聖堂合唱団と共演
平成 2(1990)年 1月	創立50周年記念館完成(文京キャンパス)
平成 3(1991)年 9月	オーストリア国ウィーン市ツィーグラウガッセに、日本の音楽大学として初めて海外研修所「東邦ウィーンアカデミー」を設置
平成 5(1993)年 4月	「東邦ウィーンアカデミー」での研修を大学の必修とする。
平成12(2000)年 4月	東邦音楽大学に「音楽療法専攻」を開設
平成13(2001)年 4月	東邦中学校、東邦高等学校、東邦第二高等学校を大学の附属学校とする。
平成13(2001)年 6月	東邦ウィーンアカデミーをウィーン市ヒーツィング(現在地)に移転
平成15(2003)年 4月	東邦第二高等学校を男女共学制に移行
平成16(2004)年 3月	音楽ホール「グランツザール」完成(川越キャンパス)
平成16(2004)年 4月	東邦音楽大学大学院(音楽研究科修士課程)開設
平成20(2008)年 3月	川越市と川越市所在の私立4大学との連携に関する協定を締結
平成20(2008)年 5月	東京都文京区と相互協力協定を締結 創立70周年記念館(16号館)建設(川越キャンパス)
平成22(2010)年 4月	東邦音楽大学「作曲専攻」を「音楽創造専攻」に改め、「作曲コース」に加え、新たに「メディアデザインコース」を開設 埼玉県ふじみ野市と相互協力協定を締結
平成24(2012)年 5月	東邦音楽大学が、財団法人国際ソロプチミスト埼玉より「シグマソサエティ」に認証される。
平成26(2014)年 4月	東邦音楽大学のピアノ専攻・声楽専攻・管弦打楽器専攻に「演奏家コース」と「教職特設」コースを開設
平成29(2017)年 4月	東邦音楽大学「演奏家コース」を「Konzertfach(演奏専攻)」に、「教職特設コース」を「教職実践専攻」に改めた。 東京未来大学と連携協定を締結し、小学校教員免許及び幼稚園教員免許が取得できる途を開いた。
平成30(2018)年 4月	新たに東邦音楽大学に「パフォーマンス総合芸術文化専攻」を開設し、文京キャンパスで全授業を実施
平成30(2018)年 8月	埼玉県の東武東上線沿線及び西武沿線の大学(本学を含め18大学)で構成する「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)」に参加し、連携協定を締結
平成30(2018)年10月	学園創立80周年記念式典を挙げる
平成31(2019)年 1月	埼玉県和光市及び公益財団法人和光市文化振興公社と本学との相互協力協定を締結
令和元(2019)年 9月	中国音楽学院(中華人民共和国)と本学との協力協定を締結
令和元(2019)年 9月	本学が国際音楽教育連盟に加入

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 東邦音楽大学

- ・ **所在地** 川越キャンパス
埼玉県川越市今泉84
文京キャンパス
東京都文京区大塚4丁目46-9

- ・ **学部構成** 音楽学部 音楽学科
大学院音楽研究科（修士課程）

- ・ **学生数、教員数、職員数**

< 学生数（令和2(2020)年5月1日現在） > (単位:人)

学部等	学科等	入学定員	3年次編入	収容定員	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	合計
音楽学部	音楽学科	100	10	420	66	66	45	65	242
音楽研究科(修士課程)		15	—	30	16	16	—	—	32

< 教員数（令和2(2020)年5月1日現在） > (単位:人)

学部、研究科	専任教員数				兼任教員数	兼任教員数 (非常勤講師)
	教授	准教授	講師	計		
音楽学部	20	14	5	39	9	92
音楽研究科(修士課程)	7	2	0	9	20	19
計	27	16	5	48	29	111

※ 学部及び大学院の両方について兼任教員となっている者は、それぞれの欄に計上した。

< 職員数（令和2(2020)年5月1日現在） > (単位:人)

区分	正職員	嘱託職員	パート職員	派遣職員	計
職員数	16	4	2	2	24

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学では、建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、大学等の目的について以下のように規定するとともに、「大学案内」、「学生サポートハンドブック」及び「学園ウェブサイト」等に掲載し、周知を図っている。

[建学の精神]

音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする。

[大学]

本学は、音楽芸術に関する知識を授け、文化国家の形成者にふさわしい音楽を身に付けた文化人を養うとともに、その理論、技能及び応用の教授、並びに研究をなし、有能なる音楽家及び音楽教員を育成することを目的とする。〔東邦音楽大学学則第 1 条〕

[大学院]

東邦音楽大学大学院は、音楽芸術に関する理論及び応用を教授、研究し、その深奥をきわめて音楽文化の進展に寄与することを目的とする。〔東邦音楽大学大学院学則第 1 条〕

1-1-② 簡潔な文章化

前項に示したように、本学の使命・目的及び教育目的は、「東邦音楽大学学則」及び「東邦音楽大学大学院学則」に明確かつ簡潔に文章化されており、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに反映されている。これらの基本的事項は、「学園ウェブサイト」に掲載されているほか、学生には、「学生サポートハンドブック」、受験生及び一般には、「大学案内」においても明示されており、それらには、平易な表現にしてわかりやすく表記されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通して情操豊かな人格の形成を目途とする。」という建学の精神の下に、①一貫教育の実践、②少人数制による教育、③国際化の推進、④地域社会との交流という 4 つの教育方針を掲げ、この教育方針に基づき、次のような特色ある教育を実践し、音楽に対する知識や技能を活用し、文化国家の担い手として社

会に有用たる人材を育成している。

1. 教育方法

- ・ 少人数による教育(教員1人当たり学生数1.7人)。
- ・ クラス担任制による授業の実施(入口から出口までの教育と学生指導)。
- ・ 海外研修施設における授業・レッスンや海外での演奏会など国際的な実践教育。

2. 教育・学修環境

- ・ 郊外の閑静なキャンパスにおける最新施設での学修。
- ・ 海外に本学固有の研修施設を設置。
- ・ 学内外の施設において一般公開の中で実施される様々な演奏会。
- ・ 教育現場における実習(教育インターンシップ)。

3. 地域社会との触れ合いとコミュニケーション能力の向上

- ・ 病院・福祉施設、その他公共施設等におけるボランティアコンサート等の実施。
ボランティア活動においては、都立大塚病院からの感謝状授与や国際ソロプチミスト埼玉より「シグマソサエティ」に認証されている。
- ・ 海外における演奏活動と現地での国際交流。

1-1-④ 変化への対応

本学は、開学以来、音楽に関する専門大学として、今日まで一貫して音楽家や音楽指導者の育成と音楽教育を通して情操豊かな人格形成に努めてきており、その理念については、現在まで揺るぎのないところである。しかしながら、少子高齢化、グローバル化等の社会情勢の変化や、学生のニーズの変化に伴い、それらのニーズに対応するために、カリキュラム等の運用面で常に見直しを行い、それに伴う教授法の工夫を重ねている。教育における揺るがない基本の上に、変化に対応する方策を常に検討している。

平成12(2000)年度には、開学以来、ピアノ・管弦打楽器・声楽・作曲の4つであった専攻に音楽療法専攻を新たに設置して5専攻に、また、平成22(2010)年度には、作曲専攻を音楽創造専攻に改め、作曲コースとメディアデザインコースの2コース制としたほか、平成26(2014)年度からは、ピアノ専攻、声楽専攻、管弦打楽器専攻に新たに「演奏家コース」と「教職特設コース」を開設、さらに、この新たな2つのコースを平成29(2017)年度には、本学の特色を表す独立した専攻として「Konzertfach(演奏専攻)」と「教職実践専攻」に改組した。平成30(2018)年度には、リベラルアーツの考え方を求める社会のニーズに対応する形で、従来のクラシック音楽実技中心ではなく、広く音楽を学び、それを生かした将来を目指す「パフォーマンス総合芸術文化専攻」を立ち上げるなど、教育課程の必要に応じた見直し等を行っている。

また、必修授業として本学の特色の一つである「ウィーンアカデミー研修」や平成24(2012)年度に開設された授業「東邦スタンダード」のように他大学にない授業科目を創設するなど教育内容等についても改革工夫を行っている。特に、東邦スタンダードは、授業開設以来、担任制度と連動し、入学から卒業後のキャリアに至る教育プログラムとして4年間を通じた本学の学びの柱となっている(専攻によっては、年間又は2年間のみの必修)。今後とも、基本にある建学の精神に基づき、時代の変化に対応しながら、大学としての使命を果たしていく。

平成 16(2004)年度に設置された大学院については、平成 20(2008)年度から授業を文京キャンパスにおいて実施することとし、近年高まりつつある社会人や他大学及び海外からの修学希望者に対しても本学大学院への修学をしやすい環境を整えている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、教育方針と 3 つのポリシー及びこれを受けての教育課程との整合性と一貫性を保ちつつ、音楽大学としての特色と小規模大学の特性を生かしながら、時代の変化に敏感に対応し社会のニーズに応えられる大学として教育課程や教授法について常に組織的な検討を行い改善・充実を図っていく。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 1-1-1】 大学案内「東邦音楽大学」

【資料 1-1-2】 東邦音楽大学学則

【資料 1-1-3】 東邦音楽大学大学院学則

【資料 1-1-4】 学生サポートハンドブック 2020

【資料 1-1-5】 東邦音楽大学の教育方針(3 つのポリシー)

【資料 1-1-6】 学園ウェブサイト

【資料 1-1-7】 国際ソロプチミストアメリカ連盟(国際ソロプチミスト埼玉) シグマソサエティ認証状

【資料 1-1-8】 東邦音楽大学(音楽学部)の専攻・コースの変遷

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学園では、教育を含む全ての運営組織の最上部組織として理事会が設置されており、理事会においては、教授会において審議される学則をはじめとする諸規定の制定・改廃、教員人事等が決議される。

教授会において審議される重要事項については、事前に主任教授会において審議・検討等が行われる。教学に関する様々な案件については、教務委員会、学生委員会をはじめとする各種の委員会において審議・検討が行われ、その審議状況については教務部長に報告され、主任教授会、教授会で報告される。

なお、本学は理事会の長である理事長が大学の学長を兼務しており、さらに単科大学

であることから、学長が主任教授会及び教授会の議長として運営を行っている。理事長と学長が兼務をし、理事会と教授会の議長の職務を遂行しているため、法人部門と教学部門の連携及び意思疎通は円滑に行われている。そのほか、小規模大学の利点から教員と職員間の意思疎通や連携も日頃から密であり、教学に関する様々な改革や問題解決にも協働作業が円滑に行われている。

本学の使命・目的は、「東邦音楽大学学則」に明記されているほか、毎年の年度初めには使命・目的を具体的に記した「三室戸学園の教育体制」が学内掲示され、役員・教職員の理解の徹底を図っている。

以上のように、本学においては、使命・目的及び教育目的についての役員、教職員の理解と支持は得られている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的については、学園ウェブサイト、学園案内への掲載のほか、学内においては教授会、各種委員会、各専門部会等を通して折に触れて周知が図られている。学生及び教職員には「学生サポートハンドブック」が配布され、周知が図られている。

また、非常勤講師を含む全教員を対象とした年度初め(4月)の教員オリエンテーションにおいても学長、教務部長及び各専攻の主任教授から説明が行われ、周知が図られている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、「学校法人三室戸学園第3期中期計画(平成28(2016)～令和2年度(2020))」を理事会の下に策定しており、この中期計画に基づいて毎年度の事業計画を策定している。

中期計画及び毎年度の事業計画は、建学の精神・教育方針、教育目的を踏まえて作成されており、本学の使命・目的及び教育目的が十分反映されている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、資料1-1-5のとおりである。これらは、本学の建学の精神、教育方針、教育目的を踏まえて作成されており、本学の使命・目的、教育目的が十分反映されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、音楽学部のみ単科大学であり、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、8専攻(声楽専攻、ピアノ専攻、管弦打楽器専攻、音楽創造専攻、音楽療法専攻、Konzertfach(演奏専攻)、教職実践専攻、パフォーマンス総合芸術文化専攻)を設置している。本学の使命・目的及び教育目的を反映した3つのポリシーに基づく専攻ごとのアドミッション・ポリシーを作成している。

これらを踏まえた各専攻の教育方針に基づき少人数制教育を実施するとともに、そのための教育研究組織及びカリキュラムを編成している。以上のように、使命・目的及び

教育目的との整合性が図られている。

また、大学院音楽研究科(修士課程)は、3 コース 4 領域(ピアノ領域、管弦打楽領域、声楽領域、作曲領域)を設置している。学生定員 30 人という小規模の大学院であるが、大学院の専任教員として 9 人を配置しているほか、大学学部の教育研究組織と一体となって教育研究に取り組んでおり、使命・目的及び教育目的との整合性が図られている。

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、建学の精神を反映させた 3 つのポリシーを策定しており、これらのポリシーの見直しを常に行っているが、今後も社会情勢の変化やニーズに対応させるための組織的な取組を継続的に行っていく。建学の精神、教育目的、3 つのポリシーなど、教育の要となる方針の周知についても、今後継続していくとともに、学園ウェブサイトの掲載を探しやすい形に整える努力をしていく。また、シラバスにおいて、学生が履修をする上で、ポリシーとの連動をわかりやすく明示できるように、カリキュラム・マップの活用を促していく。

<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

【資料 1-2-1】 第 3 期中期計画(平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度)

【資料 1-2-2】 カリキュラム・マップ

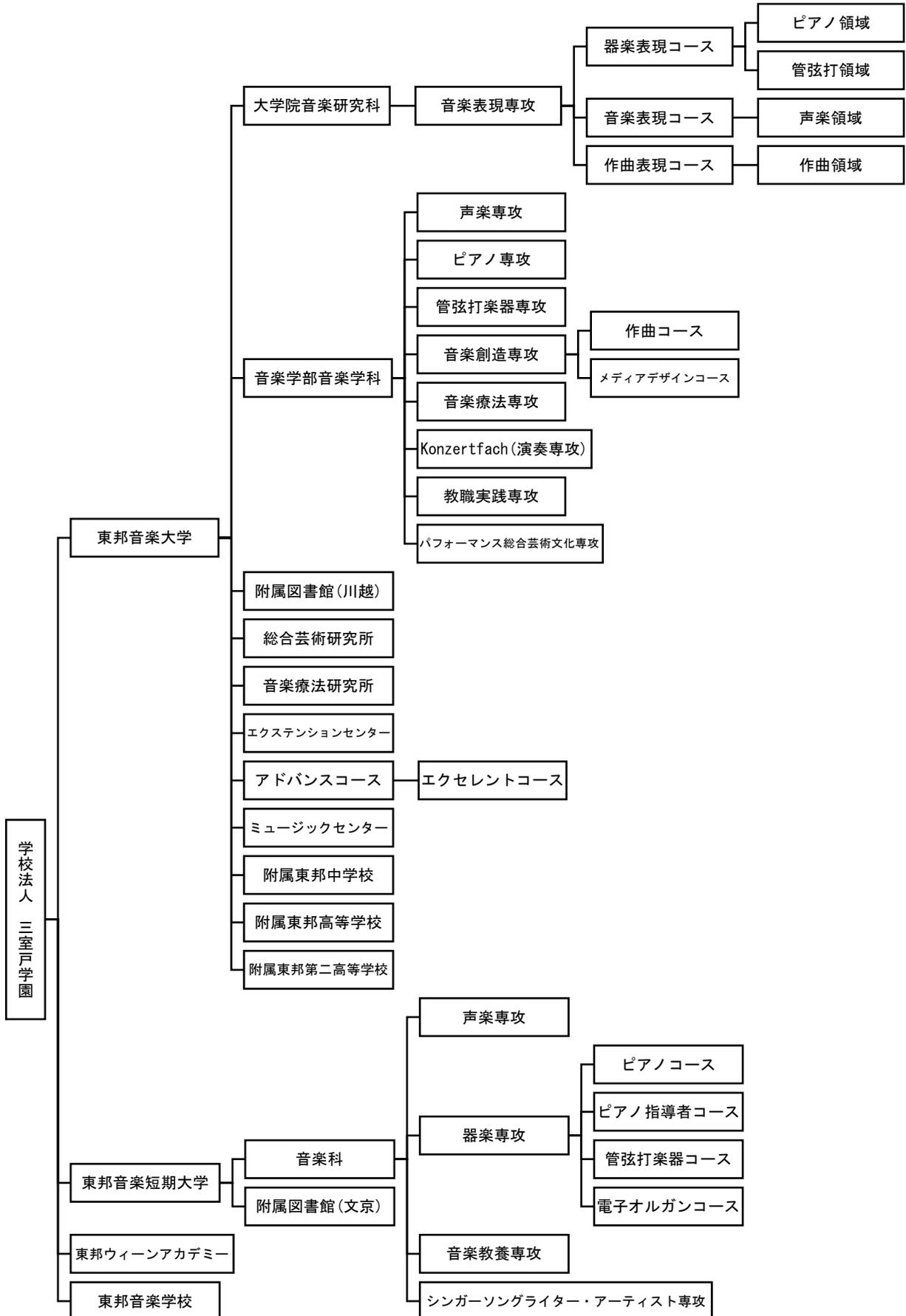
[基準 1 の自己評価]

本学では、建学の精神、使命・目的及び教育目的を学則に定め、本学学生、受験生及び社会に対して、「大学案内」、「学生サポートハンドブック」及び「学園ウェブサイト」等に掲載し、周知を図っている。教育課程及び教育研究組織の構成についても、社会や教育のニーズの変化に対応しながら検討見直しを行い、編成を行っている。また、建学の精神を反映させた 3 つのポリシーは、時代の変化やニーズ、教育内容の変化に合わせて継続的に見直しを行っている。このような周知や変化への対応など一連の施策は、教職員の理解の下、理事会によって決定がなされている。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断できる。

東邦音楽大学

〔東邦音楽大学組織図〕



基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」という建学の精神の下、それぞれの専攻において、学生が目指す将来目標を尊重し、それに沿った実践的な専門教育を行い、演奏家、音楽家、指導者、教育者、音楽制作者及び対人援助者として、音楽を通して社会に貢献でき、実践的に幅広く活躍できる人材の育成を教育の目的としている。本学では、この教育目的を踏まえた上でアドミッション・ポリシーを策定し、入学者の選抜に当たっている。

アドミッション・ポリシーは、大学、大学の各専攻・コース、大学院、各々について策定している。その内容については入学試験委員会及び教務委員会において毎年確認を行っている。

これらのアドミッション・ポリシーは、大学、大学院ともに「大学案内」、「学生募集要項(入学試験要項)」及び学園ウェブサイトに掲載し、入学志願者に周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って入学者を受け入れるために、一般入試を始めとして、以下のように多様な入試を公正に行っている。

AO入学者選抜においては、エントリーシートにより志願者の適正を確認した後、実技診断、小論文試験、面談を行う中で最終的な本学での学修への適正を判断している。

1回のAO診断で出願資格認定が得られなかった場合も、次回のAO診断までの間の課題を課すことによって受験者がアドミッション・ポリシーに沿った学習を継続できるようフォローをしている。

入学手続きをとった者に対して、12月と2月の2回、入学前教育を行っている。入学予定者は、まず各専攻の学修のための基礎的な課題に取り組み、レポートを提出する。これに対して大学教員から助言を行い、さらに次の段階の課題に取り組むという2段階の内容としている。附属高校からの入学予定者に対しては、課題への取組に加え、大学教員による授業を2回実施している。また、AO入学者選抜合格者にはスクーリングを行い、実技レッスン及び楽典・ソルフェージュの授業を実施している。

推薦入試としては、一般推薦入試、指定校推薦入試、音楽系特別指定校推薦入試、卒業生推薦入試、管楽器・弦楽器推薦特別特待生入試、Konzertfach(演奏専攻)推薦入試を行っている。指定高等学校及び音楽系特別指定高等学校とは、教員が随時訪問することに加え、本学における体験会を実施するなど特に緊密な連携をとり、アドミッション・

ポリシーに沿った入学者受け入れのための体制を講じている。

特別選抜入試は、社会人、帰国子女、外国人留学生を対象に実施している。留学生入試については、日本での入試に加え中国現地入試も実施している。平成 30(2018)年度には、アジアを中心とした各国からアドミッション・ポリシーに沿って留学生を受け入れ、大学全体の教育研究活動の活性化と国際化を推進することを目的に「留学生センター」を開設し体制の強化を図った。

このほか、大学 3 年次編入学試験(一般、社会人、留学生)を行っている。近年は、併設短期大学にて学んだ社会人学生が、さらに学びを深めるために大学 3 年次に編入することが増えている。

各入学試験においては、実技の到達度を診断するための専攻実技試験、アドミッション・ポリシーに沿った内容の小論文試験、音楽大学で学ぶための基礎的な知識を問う「楽典」の試験を課し、面接試験(AO入学者選抜においては「面談」)では、各専攻の特色を踏まえた質問を行っている。全ての入試問題は、本学の教員自らが毎年作成している。

各入学試験の方式、日程は、入学試験委員会、入試広報企画センターにおいて検討された案を基に、教授会で決定しており、その過程については委員会、会議、教授会規程に則り適切な体制で行っている。

大学院においては、音楽研究科修士課程の入学者選抜を実施している。大学案内及び学生募集要項、学園ウェブサイトにてアドミッション・ポリシーが明示されており、この方針に沿って、入学試験を行っている。専攻の実技試験のほか、受験者の修士課程における研究計画について、面接を通して明らかにさせる中で選抜を行っている。

大学院入試は原則として前期(9月)と後期(2月)の2回行っている。修士課程の学修研究内容については、先に述べた方法により広く告知をする一方、本学学士課程の学生に興味を持たせるために、大学院 1 年次のコンサート「院 1 コンサート」や学位審査修了演奏会を公開で行うこと、大学院公開講座への学士課程学生の聴講を可能にすること、大学で 4 月に実施される専攻別オリエンテーションで大学院生と大学生の交流の場を作ること等の工夫を行っている。入試の方式・日程等については、大学院研究科委員会で検討し、決定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

本学の過去 5 年間の入学定員、編入学定員、収容定員、専攻別在籍者数及び定員充足率は、エビデンス集(データ編)の表のとおりである。本格的な人口減少社会の到来により、高等教育機関への主たる進学者である 18 歳人口が大きく減少している状況の中、学生の獲得増は、本学園にとって並大抵でないが、全学的・組織的な改革を推進することにより、この厳しい状況からの脱却を目指すこととしている。

本学では、入学志願者数増加を目指した取組として、平成 23(2011)年 4 月に、それまで各部局が個々に行っていた学生募集・広報活動を一元化させた「広報入試センター」を設置し、さらにこれを、平成 28(2016)年度より学園全体の広報、入試業務を統括する「入試広報企画センター」に発展させた。入試広報企画センターには、教職員実働チームとして、戦略実行ワーキングチームを設置している。戦略実行ワーキングチームは、入試広報企画センター長をリーダーとし、各専攻部会主任、センター事務室長と、学長

が指名する教職員により構成され、学生募集活動について具体的に検証し、改善策と行動計画を討議している。

また、平成 30(2018)年度には、「留学生センター」を設置し、アジアを中心とした外国人留学生獲得のための活動等を重点的に実施することとした。平成 30(2018)年度に中国(杭州、瀋陽、長沙、北京)での現地入試を実施し、平成 31(2019)年 4 月に入学する学部学生 1 名のほか、令和元(2019)年 9 月に学部学生 10 名、3 年次編入生 2 名が入学することとなった。また、令和元(2019)年度の中国(長沙)での現地入試では、令和 2(2020)年 4 月に入学する学部学生 1 名、3 年次編入生 1 名、大学院生 3 名が入学することとなった。

学生受入れの維持のためにはカリキュラムの改善が不可欠であるという観点から、教務委員会とそのメンバーによるワーキングチームにおいて、カリキュラムの改善方を立案している。さらに平成 26(2014)年度には、学長を議長とする「教育改革推進会議」を設置し、学長のリーダーシップの下、教学に関する基本方針並びに基本的施策に関して検討し、政策等の企画立案を行っている。

平成 24(2012)年度から在学中の 4 年間を通じて本学の建学の精神に沿った学生の基礎力向上や学修支援、キャリア教育を充実させるためのクラス担任制科目として、「東邦スタンダード I ~ IV」がスタートした。新入生の初年次教育、大学における「学び方の学び」、卒業に向けたキャリア教育、生きる力をつける人間教育等を総合的に行う授業を行っている。この科目は、入学志願者の保護者や高等学校からも高い評価と信頼を得ている。

また、平成 26(2014)年度に各専攻の中に、「演奏家コース」、「教職特設コース」を設置し、平成 29(2017)年度にこれらを「Konzertfach (演奏専攻)」、「教職実践専攻」に発展させた。演奏専攻では、本学ウィーンキャンパスを拠点としたウィーンとの人的繋がりを生かした教育を行っている。また、教職実践専攻においては、教職インターンシップなど地域の小中学校との連携を重視してきた本学ならではの実践的なカリキュラムを有している。

平成 30(2018)年度に「パフォーマンス総合芸術文化専攻」を新たに設置した。音楽大学の強みであるアカデミックな音楽教育を土台に、エンターテイメントに係る多種多様な業界・業種に対応する人材を育成することを目指しており、講義は主に文京キャンパスで行われる。この専攻は開設以来 3 年間順調に入学者を増やしており、今後さらなる発展が期待される。

大学院においては、基盤となる学士課程の学生数減少傾向は大学院進学へも影響することが危惧されるが、過去 5 年間では、収容定員をほぼ充足する状態にある。大学院修了者の中からは、本学の研究員として授業補助の役割を担い、在学生の教育に積極的に貢献する人材も育っている。今後も音楽大学における大学院進学の意味を学生に周知していく。

これらの方策により、本学の在籍学生数は回復傾向にあり、今後、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持が見込まれる。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

上述のように本学の入学者数は回復傾向にあるが、令和 2(2020)年度入学者において

は未だ入学定員を充足していないため、さらなる改善が必要である。

本学では、地域連携・社会貢献の取組として、中学生・高校生を対象とした管打楽器「ブラスクリニック」、近隣自治体の吹奏楽連盟からの依頼による講習会、「日本管弦打楽器ソロコンテスト」の主催、ボランティアコンサートの開催など、幅広い活動を行っている。こうした活動によって作られたネットワークを通して音楽大学への進学者を増やし、音楽文化の発展を担う人材を育成するための方策を進めていく。

演奏専攻においては、国内外で活躍する演奏家を、教職実践専攻においては音楽教員や地域社会の音楽指導者を輩出すること、留学生センターを中心とした活動により国外から優秀な留学生を受け入れること等により、本学の存在価値を高めるとともに、学内の教育活動全体の活性化を図る。

入学者が増加しているパフォーマンス総合芸術文化専攻については、新しい専攻であることから、教育内容とその効果について検証と改善を行い、本学の軸のひとつとして定着させる。

日頃の教育研究活動とともに、新しい取組については、学園ウェブサイトを始めとするインターネット媒体を活用し速やかに告知する体制を講じる。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 2-1-1】 大学案内「東邦音楽大学」
- 【資料 2-1-2】 東邦音楽大学入学者選抜ガイド 2021
- 【資料 2-1-3】 令和 2 (2020) 年度音楽学部音楽学科学生募集要項
- 【資料 2-1-4】 令和 2 年度大学院音楽研究科〔修士課程〕学生募集要項
- 【資料 2-1-5】 学園ウェブサイト
- 【資料 2-1-6】 入学試験委員会規程
- 【資料 2-1-7】 教務委員会規程
- 【資料 2-1-8】 令和元年度東邦音楽大学シラバス（東邦スタンダード I ～IV）

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、以下の方針の下、教職協働して学修支援を実施している。

- ・ 学生一人一人がその能力を発揮できる学修支援体制を整備し、教員と職員が相互連携して学修相談・指導を実施する。
- ・ 学生の履修や単位認定に関わる諸問題は、教員と職員が相互連携して具体的な対応を講じる。

本学の学修支援体制は、事務本部の教務学生担当職員と各専攻の担当教員により構成されている。とりわけ、教務学生担当職員と各授業及びレッスンの担当教員で構成される教務委員会で協働し、必要に応じて、教授会、教育改革推進会議等にも諮るなど、全学的な支援体制を講じている。

まず、年度初めに教職協働でガイダンスを実施し、履修相談体制を組むことに始まる。同時に、学生オリエンテーションでは、学科、専攻課程卒業のための単位授与に関わる成績評価基準について、教務学生担当職員と教務委員会の各担当教員が連携して学生に説明する。これにより、詳細なシラバスの中で成績評価の基準項目を具体的に学生に提示することができ、学生の向学心を高め、公正かつ厳格な単位認定へとつながっている。

また、各学年の履修状況は、各授業やレッスンの担当教員が常時把握し、出席状況が問題となる学生については、直ちに教務学生担当に報告している。毎セメスター、全学生の成績を確認し、各専攻の専門科目単位を修得できなかった学生、並びに複数科目の単位修得ができていない学生には、教務部長や学生部長等の教員が直接に面談し、適宜、実情を把握しながら、履修に関する指導を実施している。

さらに、本学では教員のオフィスアワー及びクラス担任制度を採用しており、これが学生との距離を縮め、学生の満足度に大きく寄与している。学生が学びに安心して専念し、心身ともに安定した状態で学生生活を送ることができるよう、音楽大学の特徴を生かした組織配置と教職協働体制の下、きめ細やかな学修支援を実施している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

〔障がい学生への配慮〕

障がいのある学生については、従前より受験生及び在学生の教育的ニーズに応じてその支援を行ってきたが、平成28(2016)年4月に「障がい学生生徒支援センター」を設置し、支援体制の充実を図った。「障がい学生生徒支援センター」では、受験前から東邦キャンパス体験、オープンキャンパス、受験スキルアップ講習会等の個別相談に応じ、本人及び保護者の教育的ニーズを把握するとともに、授業や学習環境の状況について詳細な説明に努め、その上で要望等への対応を行っている。また、相談に至るまでの心理的バリアを払拭するため、相談窓口には、「スマイルデスク」という親しみやすい愛称を付している。

〔オフィスアワー〕

「学生の主体的学習の充実」と「学修成果の把握・評価の推進」等についての取組として、全学的に「オフィスアワー制度」を実施している。学科目、実技担当の専任・特任全教員は週1回以上、非常勤講師は授業・レッスンの前後を設定し、学修や生活全般等に関わる相談や質問に応じている。オフィスアワーの時間と場所は、両キャンパス共に学内掲示で学生へも周知されており、原則的に予約なしで教員に自由に相談することができる体制で実施している。

〔TA等の活用〕

本学では、教員の指導の下に演奏会やレッスン、授業等の補助者として幅広く活動さ

せる制度として、「研究員制度」を導入している。主に本学大学院・大学を優秀な成績で卒業した者から「研究員」として各専攻において採用し、伴奏・専攻実技・オーケストラなど本学の研究・演奏実践の様々な機会に、重要な役割を果たし成果を挙げている。

上記に加えて本学では、留学生入試の拡充とともに留学生が増加傾向にあるため、留学生への学修支援体制として「東邦スタンダード授業補助員雇用制度」を導入し、活用している。東邦スタンダード授業補助員として採用する場合の具体例としては、教員の指導の下で行われる、留学生の授業に関わる日本語指導、通訳のサポートが挙げられる。補助員は、日本語に堪能であり、また、音楽大学での授業に関わることから音楽に関する専門的な知識を有する者が適任であるため、本学大学院生を採用することとしている。

令和元(2019)年度には、新入生の初年次教育「ソルフェージュ基礎講座」、「東邦スタンダード I b」授業の教育支援に関わり、留学生の学修の場において成果を挙げている実績がある。

〔中途退学・休学・留年への対応〕

学生が在学している間、進路変更や経済的な事情等で修学困難な時期を迎える時があるが、こうした状況を早期に発見するため、教員と職員が密な連携をとって対応している。退学・休学・留年へと進行する前に「欠席状況調査」を参考にして、成績不良の兆候がある学生をピックアップし教務部長・学生部長・教務学生担当を中心に指導・支援を行っている。また、本学では主専攻実技担当教員が、実技レッスンや学生との相談時間を通して学生それぞれの様子や変化を直に感じることができ、成績不良・出席不良の学生情報を速やかに職員側と共有できる環境が整っている。

修学が困難になってしまった場合には、学生本人と保護者、教職員を交えて面談を行い、今後の進路について話し合う体制を講じている

過去5年間において退学者数・休学者数は、以下のとおりとなっており、徐々にではあるが休退学者の減少傾向が見られる。修学困難な学生に対する対応が成果として現れている。退学・休学理由としては、「一身上の都合」が最も多く、その次に「経済的理由」が挙げられる。まずは経済的理由での休退学の減少を目指し、本学では、東邦音楽大学奨学金、創立80周年記念奨学金等の奨学事業を行うほか、平成28(2016)年以降、「管楽器・弦楽器特別特待生」制度、「音楽系特別特待生」制度等の授業料等減免事業を併せて行うこととした。これらの取組により、平成29(2017)年以降、「経済的理由」による休退学者の大幅な減少を実現している。

<過去5年間の退学者数・休学者数>

年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R元(2019)
学生総数	280	246	236	215	232
退学者数	11	5	8	3	6
休学者数	11	9	4	1	4

※ 学生総数は、各年度5月1日現在

※ 退学者数には除籍者を含み、休学者は年間休学・半期休学を含む

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

授業補助については、大学定期公演・都内私立音楽大学交流事業におけるオーケストラ演奏の場、また、中国音楽大学との学術研究交流学会(平成 30(2018)年 8 月)、日中共同開催「日本アジア声楽コンクール」(令和元(2019)年 8 月)の現場など、研究員・TA へのニーズも多様化の傾向が見られる。研究員、授業補助員の採用にあたっては、人材の資質に留意し、組織的に制度を整えていく。

本学における休学・退学者は減少傾向にあるが、その理由のうち「一身上の都合」の内容には進路変更や体調不良、人間関係に起因する要因等、様々な問題が介在していると推察される。本学は小規模であることを生かし、従前から教職員の連携によるきめ細かな学修支援に努めてきたが、多様化する学生のニーズに対応できるよう、今後も学生委員会等において学修支援体制を検証、改善していく。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-2-1】 学生サポートハンドブック 2020

【資料 2-2-2】 学生委員会規程

【資料 2-2-3】 欠席状況調査

【資料 2-2-4】 学内掲示「令和元年度オフィスアワー一覧」

【資料 2-2-5】 教員向け掲示「平成 31 年度学生の修学支援のためのオフィスアワー設定について」

【資料 2-2-6】 2019 年度研究員名簿

【資料 2-2-7】 平成 30(2018)年度研究員活動実績

【資料 2-2-8】 令和元(2019)年度研究補助員活動実績

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、使命・目的に示されている、社会のニーズに応え幅広く活躍できる優れた人材を育てるために、教育課程内外を通じて、学生の社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

〔キャリア支援体制〕

「東邦スタンダード」担当教員である全クラス担任・副担任を委員とし、学生部長補佐を委員長とし、教務部長及び学生部長を加えて「キャリア支援委員会」を組織している。令和 2(2020)年現在では 15 名の教員で構成され、年間 2 回開催する委員会を基本に、卒業後の進路・就職状況の把握分析を行い、社会変化に対応した進路相談のあり方等を

議論している。また、この委員会は、「東邦スタンダード」におけるキャリア教育の推進に関わり、インターンシップにおいては終了後の成果発表会の実施など、学内において、後述の「キャリア支援センター」と連携の下に、教職協働によるキャリア支援の中心的役割を果たしている。

キャリア支援のための専任組織として「キャリア支援センター」を設置している。センター長1名、専任職員を川越・文京各キャンパス1名、計3名で、学生の就職・進路選択のための個別相談、就職に関するガイダンス・セミナー等の推進を担当している。

〔キャリア支援に関する教育課程上の取組〕

本学のキャリア教育は、音楽大学での学びを通して、学生一人ひとりが自らの生き方を主体的に考え、職業観や職業に関する知識・技能を身に付けることにより、自分の個性を理解した上で進路を選択できる能力を育てることを目的としている。就職活動を単なる仕事探しとしてではなく、音楽を通じて養われた創造力・コミュニケーション力、問題解決力等を社会で生かすために、自分自身のキャリアをデザインすることへのサポートを行っている。

①「東邦スタンダード」を中心としたキャリアデザインカリキュラム

クラス担任制による「東邦スタンダード」(全学年必修。パフォーマンス総合芸術文化専攻は1年次必修)は、キャリア支援も含め、学生支援に幅広く関係する共通プラットフォームとして機能している。大学において能動的に学ぶための「学び方の学び」とともに、卒業後の人生をより充実したものにするため、キャリアデザイン能力の育成を企図した講義を行っている。

1、2年次には、大学での学びに対する主体性を育むことに重点を置いたプログラムとし、「基礎学力強化」、「文章力の基本強化」などとともに、「音大生の強みを生かせるキャリア形成法」を学ぶ。3年次には引き続き、社会で必要とされる力と、就職活動の基礎能力を身につけることを目的に、履歴書、エントリーシート の書き方や自己PRの方法、面接の受け方等の就職を具体的に意識した実践的な知識・テクニックなどを学ぶ。

具体的には、1年次では、「コミュニケーションの基本」、「グループディスカッション」、「プレゼンテーション基礎」など社会人基礎力を育成するグループワークに取り組む。

2年次ではキャリア教育の専門家を外部講師として招聘し、前期には「キャリアとは?」、「社会を知る①・②」、「働く環境を理解する」、「社会で求められる力①～③」、後期には「世の中の仕事を知る①・②」、「自分を知る①・②」、「将来について考える」、「夢を叶えるための目標設定」、「ライフプラン実行にむけて」、「まとめ」の計15回の講義を行っている。

3年次には、「社会とは?仕事とは?」、「仕事の情報を探そう」、「社会で必要な力～コミュニケーション①・②」、「社会で必要な力～基礎学力①・②」、「自分を知る～自己分析」、「仕事について調べよう～業界研究」、「自己PRを作ろう」、「魅力的な応募書類を作成しよう～①・②」、「面接シュミレーション～グループディスカッション①・②」、「面接対策編」、「面接応用編」の計15回の講義を行っている。

また、平成30(2018)年に新設されたパフォーマンス総合芸術文化専攻では、学生がより強く職業観を持てるように一般企業の協力を得て学外での授業を行っている。この授

業では、企業の現場見学とともに既卒就職者の経験談を聞き、また、同時に講師による社会の仕組みの講義(タイトル「実業に学ぶ」)を受けることにより、より深い社会観や就業意識を醸成させている。

これらの講義においては、専門家の外部講師とともに、各クラス担任が関わることにより、学生個々に対する効果的なキャリア支援を可能なものとしている。

②インターンシップの推進

本学では、学内インターンシップ制度を導入し、単位として認定(2単位)するなど制度の充実を図っている。

主に大学2、3年次の夏期休業中の実質10日間、企業や公的機関において実際の就業体験をすることで、就職に向けた社会人としての意識の醸成や自己啓発につなげることを目的としている。「東邦スタンダード」と並行して実践的活動を行うことで、卒業後の自分をより明確にイメージすることが可能となり、実感の伴った就職活動につながっている。

学内における事前の研修(マナー講座・直前研修)参加、研修中の日誌・事後レポートの提出を義務付け、インターンシップ先からの評価と、学内で実施される「体験発表会」での報告を踏まえて、キャリア支援委員会にて総合的評価を行い単位認定する仕組みとなっている。

<令和元(2019)年度学内インターンシップ単位認定者>

受入先	研修場所	学年	研修期間
川越市役所	政策企画課	大学2年	8/5~16
ディスクユニオン	新宿店	大学3年	8/7~28
合計		2名	

[キャリア支援に関する教育課程外での取組]

キャリア支援センターにおいては、教育課程上での取組に加え、年間を通じた就職支援講座の実施と、個人面談を中心とする個別相談対応に予約なしで常時応じる体制で臨み、企業・求人情報等を提供している。相談内容は生活相談から進学・就職に関する悩みまで幅広く、応募書類の添削から模擬面接など実際の就職活動にリアルタイムでの対応を行っている。進路情報の提供に関しては、参考書籍の設置及び貸出、大学・各種専門学校の入学案内等の設置を行っている。就職情報等の提供については、業種別求人票のファイリング及び掲示、就職情報収集のためのパソコン設置、就職内定者の就職試験結果及び内容報告の閲覧等を行っている。

① 就職支援講座として年間を通じて「就職ガイダンス」を実施している。

- ・ キャリア支援オリエンテーション(全学年を対象に4月に実施)
- ・ 就活スタートアップセミナー(3年生を対象に6月に実施)
- ・ 自己分析と適職診断テスト(3年生を対象に9月に実施)

- ・ 応募書類の書き方(3、4年生を対象に11月に実施)
- ・ 筆記試験対策模擬テスト(3、4年生を対象に12月に実施)
- ・ 面接対策(3、4年生を対象に12月に実施)

② 学内セミナー・説明会の実施

- ・ マナーセミナー(全学年を対象に7月に実施)
- ・ 自衛隊音楽隊採用説明会(全学年を対象に7月に実施)
- ・ 就職未定者に対する企業求人フェア及び相談会(4年生を対象に11月に実施)
- ・ 埼玉県教員採用試験説明会(2、3年生を対象に2月に実施)

③ 学校ボランティアの推進

教職課程を履修している2、3年生が小・中学校を訪問し、当該学校の教員(クラス担任等)の指示の下に授業補助を行うことにより学校現場を体験する。また、必要に応じて特別な支援の必要な児童及び特別支援学級の児童等に対する支援活動も行っている。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

本学は音楽専門の大学であるため、卒業後も音楽活動を続けていきたいという希望が強く、進学もしくはアルバイト等をしながらでも音楽の勉強を続け、音楽の仕事に就きたいという学生が多い。学生の進路について全ての教職員が関心を持ち、社会的に自立した音楽人の育成を目指すために、従来からの少人数制を活かしたキャリア支援センターの個別対応に加えて、キャリア支援委員会等での検討を踏まえて「東邦スタンダード」の充実を図り、教職協働の下、クラス担任制をベースとした初年次教育からキャリア教育までの一貫した教育内容を構築する。

また、学内インターンシップ参加率低下は、昨今多くの企業が「1 DAY インターンシップ」という名の実質的な企業説明会が乱立し、多くの学生が混同と混乱に陥っていることも背景にある。「東邦スタンダード」でのキャリアデザイン講義等を通じてこれらの理解ができるよう指導を強化して行く。

<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

【資料 2-3-1】 キャリア支援委員会規程

【資料 2-3-2】 令和元年度東邦音楽大学シラバス(東邦スタンダード I～IV)

【資料 2-3-3】 令和元(2019)年度インターンシップ実施状況一覧

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

〔学生サービス・厚生補導の組織〕

本学では、学生が学修に安心して専念し、心身ともに安定した状態で学生生活を送ることができるよう、音楽大学の特徴を生かした組織と体制の下、きめ細やかな学生サービスを実施している。

学生サービス、厚生補導に関する協議を行うための組織として学生委員会を設置している。学生委員会は、学生部長(特任教授)の下に、学生部長補佐(教授)が委員長となり、各専攻から選出された10名の専任教員から構成されている。学生の福利厚生と充実した学生生活の展開、学生自身の成長を図ることをその目的として、「東邦スタンダード」における学生委員会関連講座等、多様な学生生活に関する施策等に関して企画及び協議を行い、重要な案件に関しては、教授会において承認を受けた上でその業務遂行を実施している。

学生サービス・厚生補導を遂行する組織として、教務学生担当をはじめ学生相談室、カウンセラー室がその役割を担い、それぞれ専任の教職員により業務の遂行に当たっている。また、障がい学生生徒支援センター(スマイルデスク)が設けられているほか、学生からの授業科目等に関する質問や相談に応じるためのオフィスアワーを全教員が設けている。これらの各サービスの概要については、新年度に全学生へ配布される学生サポートハンドブックや学内掲示において、学生への周知が図られている。

学生委員会においては、必要に応じて学生相談室、カウンセラー室の教員及び学生支援を担当する事務職員を加えた拡大委員会を開催し、学生支援に関わる関係各所との連携を図っている。

外国人留学生の支援窓口として、事務局に留学生担当窓口を置いている。本学の留学生の大部分が中国語圏からの留学生であることから、中国語での対応が可能な専任教員を配置している。

〔経済的支援〕

本学では、向学心旺盛で経済的に修学困難な学生を支援することを目的に、様々な生活支援及び経済的支援を行っている。経済的支援として最も重要な奨学金については、本学が独自に行っている給付型の奨学金と、独立行政法人日本学生支援機構及び外部の団体等が貸与または給付をしている奨学金がある。希望する学生の学修状況や家庭の経済状況などを考慮した上で、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金〔一種(無利子)、二種(有利子)〕の特質を生かしつつ、学内の奨学金の幅を広げ、できるだけ学生の希望と経済状況に対応できるよう配慮しながら選考等を行っている。このほか、各自治体及び団体等が行っている奨学金制度の活用等についても学生に啓発を行っている。令和2(2020)年4月より実施された文部科学省による高等教育修学支援新制度においては、本学もその対象機関となっている。

また、本学の一般入学試験前期日程までに行われた各入学試験(AO入学者選抜は除く。)において優秀な成績で合格し、本学の第1年次に新たに入学する学生で、特待生を希望する者に対し、就学等に必要経費について経済的支援を行っている。

なお、本学では、教務学生担当が窓口となり、自宅外生に対しては本学付近の学生会

館やマンション・アパートなど入居先の紹介を行っているほか、首都圏1都6県(東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県)以外の居住地からの入学者のうち、本学に入学するためにアパート、マンション等を借用して入居する学生を対象に、年額120,000円の補助金を給付する「アパート等の入居に要する費用に対する補助」の制度を設けている。

また、経済的に厳しい学生については、事由を付して学長に願い出ることにより学費の分納を認めている。

この度の新型コロナウイルス感染症拡大防止に際しては、学生が自宅においてオンライン授業を受講するために必要な環境整備や通信費、また、修学をする上での様々な費用に充てるための経済的支援として、本学独自の「特別支援緊急奨学金」を創設し、申請者全員に一律5万円を給付することとした。また、文部科学省「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」など公的な経済的支援制度に関する情報提供及び申請手続きを適切に実施している。

〔課外活動支援〕

本学の課外活動は大きく分けて3種類に分類される。

- 1) 学生主導のサークル活動
- 2) 実技科目から派生した活動(合宿・学外公演等)
- 3) 地域貢献やボランティア等の短期的活動

これらの課外活動に対して学生委員会を主体とし、教務学生担当及び地域連携・演奏センターが窓口となり支援を行っている。

各々の活動に対して

- 1) 学園施設及び備品(楽器・楽譜・コピー等)の貸し出しの物的支援。
- 2) 責任教員を配置し問題を未然に防ぐ人的支援。
- 3) 学生がボランティア活動や合宿、学外演奏会等の学外活動に関して、学園として損害賠償責任保険に加入する等のリスクマネジメント。

これら3方向からの支援を柱に、状況に応じたサポートを行っている。

また、地域貢献及びボランティア活動においては、地域連携・演奏センターが主催者との折衝に入り、学生の円滑な活動をサポートするとともに、問い合わせ等の窓口も同センターが担うことでボランティア活動等の機会を広げる取組も行っている。音楽大学の学生にとって演奏の機会は、最も大切な「核」をなすものであり、その機会の拡充は、大きな支援となっている。

本学の学園祭である「東邦祭」は、平成31(2019)年度より「東邦ミュージックフェスティバル」となり演奏主体のイベントに形を変え、様々な学生主導の企画の充実に努めた。各々の演奏企画に対し、教員及び職員が参加することにより、学生と責任を分担し合う“協働”による支援を明確にしている。

本学には、学生の自治組織として、全ての学生を会員とする「東邦音楽大学学生会」があり、学生生活全般の向上を目的として「自由な芸術と創造」のために活動している。学生会には専用の学生会室が貸与されており、同会の円滑な活動を支えている。学生会費(一人当たり年額3,000円)は、学生会役員の学生自ら管理し、学生会が行う活動のた

めに充当するほか、学生による個人またはアンサンブルでの演奏会開催やコンクール出場等の費用、各サークルの活動費用、また「東邦ミュージックフェスティバル」開催費用等の援助にも活用されている。

<健康相談・心的相談等>

学生の健康管理については、主に定期健康診断及び保健室にて対応している。学校保健法に基づき、毎年1回全学年に対して、定期健康診断(内科・耳鼻咽喉科・眼科・歯科・X線検査・尿検査)及び身体測定を実施している。これは4月の新年度学生オリエンテーション期間に設定されており、掲示と書面によって学生全員への確実な周知徹底がなされている。

定期健康診断において異常所見のあった学生に対しては、個別に呼び出し健康相談、保健指導を行っている。これに加え、新入生全員に対して健康調査アンケート(既往歴や罹患、予防接種に関して)も実施している。

川越キャンパス11号館1階にある保健室には養護教諭の資格を持った担当職員が配置され、健康相談、学内で発生した病気や傷害の応急処置、病気休養等に対応している。また、ベッド数確保のため、10号館1階にも予備の保健室を配置している。医療機関の受診が必要と判断される場合は、近隣の医療機関についての情報提供を行っている。

緊急時に備えて自動体外式除細動器(AED)を、11号館1階エントランス、16号館1階エントランス、及び音楽ホール「グランツザール」1階ホワイエの3箇所に計3台設置している。

文京キャンパスでは、8号館1階にある保健室に3ベッドが確保され、養護教諭が対応している。AEDについては、1階エントランス(守衛室)と8号館1階(附属中学・高等学校職員室入口)の2箇所に計2台設置している。

上記に加え両キャンパスとも、教務学生担当窓口においては、学内での緊急の疾病、傷害等への対応を常時行っている。

法定伝染病については、学生及びその同居人が罹患したとき、またその疑いがあるときは、ただちに伝染病罹患届を教務学生担当に提出することとしている。罹患した学生は医師の回復証明があるまで登校禁止の措置を講じている。その他インフルエンザ、ノロウイルスなど集団感染の恐れがある感染症について学生担当において状況把握を行い、感染した学生に対する登校禁止措置や、掲示による学生・教職員への注意喚起等を実施している。

学生相談の窓口には、クラス担任、学生相談室、カウンセラー室がある。

クラス担任制は、毎週水曜日の1時限目に行われるクラスアワーで、科目名「東邦スタンダード」として必修単位化されている。担当教員が各クラスの担任と位置付けられ、学生は、学生生活における問題を担任教員に相談することができる。また、本学は音楽大学であるので、全学年が実技の個人レッスンまたは小グループレッスンを必修科目として履修しており、それぞれの担当教員は学修上の問題にとどまらず、学生生活全般における学生の相談に随時応じている。

学生相談室においては、学生相談担当の専任教員4名により学生生活全般にわたるさまざまな悩みについて相談に応じる体制を講じている。

また近年は、多様な心的悩みやストレスを抱える学生への対応が重要視されている。学生に対する心的支援、精神的支援としては、カウンセラー室において対応している。開室日時は、川越キャンパスは月～水曜日、文京キャンパスは木・金曜日のいずれも 8 時～16 時で、どちらのカウンセラー室も学生が利用することができ、臨床心理士の資格を有する専門の職員がきめ細かい相談に当たっている。

これらの相談窓口は、毎年全学生に配布される「学生サポートハンドブック」にその開室時間や利用方法が明記されているほか、掲示等で周知徹底され、学生は、その時々に応じてさまざまな窓口を活用・利用することができる。

このように本学においては、従前より教務学生担当や学生委員会など学生支援に関わる関係各所が緊密に連携して学生の健康相談・心的相談等に当たっているが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止に際しても、「衛生管理ガイドライン」の策定と実行を行い、学生が安全に学ぶことができるよう対策を講じている。加えて、配布文書、掲示、「東邦スタンダード」における伝達等を通して、学生がインターネット等で流布されるデマや憶測に対して冷静に対処するための情報リテラシー教育、自らが社会不安の原因になるような発言や情報発信をしないための注意喚起等を行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

近年増加している留学生を含め、多様化する学生のニーズに対応した学生支援を行うために、教務学生担当及び学生委員会を中心に、学生支援に関わる各部局の連携を強化し学生支援体制の改善と向上を図っていく。そのために、クラス担任制としての「東邦スタンダード」をプラットフォームとして活用する体制を整える。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 2-4-1】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学奨学金規程
- 【資料 2-4-2】 学校法人三室戸学園創立 80 周年記念奨学金規程
- 【資料 2-4-3】 令和元年度学生団体一覧
- 【資料 2-4-4】 令和元年度合宿団体一覧
- 【資料 2-4-5】 令和元年度演奏依頼一覧(ボランティア活動等資料)

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1. 校地、校舎

[川越キャンパス]

川越キャンパスの校地総面積は33,317.35㎡であり、そのうち屋外運動場敷地は8,553.3㎡である。校舎面積は11,427.99㎡で、講義室14室、演習室1室、練習室65室のほか、演奏ができる講堂(1,231.1㎡)を有している。なお、教室のうち11室については、視聴覚用のAV機器を設置している。

そのほか、620人収容できるオペラを含む演奏会等が行える本格的な音楽ホール「グランツザール」(2,052.1㎡)を設置している。

音楽ホール「グランツザール」は、平成17(2005)年に川越市「都市景観デザイン賞」及び埼玉県の「2004年彩の国景観賞」を、平成18(2006)年に第32回東京建築賞建築作品コンクール一般部門一類において「優秀賞」を受賞している。また、平成20(2008)年に完成した16号館は、平成22(2010)年に第51回建築協会賞(BCS賞)を受賞している。

そのほか、「東邦音楽学校三室戸記念館」(戦前から文京キャンパスで使用していた校舎を移築したものは「川越市百選」、「川越市重要建築物」の指定を受けるなど、川越キャンパスの施設は、優れた建築物として地域社会から高く評価されており、豊かで芸術的な教育研究環境を創出している。

[文京キャンパス]

文京キャンパスの校地総面積は6,822.41㎡であり、そのうち屋外運動場敷地は2,110.9㎡である。文京キャンパスの校舎面積は9,885.47㎡で、そのうち大学院の教育研究に活用している面積は781.83㎡で、講義室4室、レッスン教室4室のほか、音楽ホール「学校法人三室戸学園創立50周年記念館ホール」は120人収容できる。

これは、大学設置基準上必要とされている校地・校舎面積を十分に満たしている。

2. 研究施設

研究施設としては、教員の個人研究室及び共同研究室47室(1部屋平均31.0㎡)を確保している。実技系教員の共同研究室は各部屋にグランドピアノ(2台)を有し、講義・演習系教員の研究室にはインターネット環境が整備されている。非常勤講師には、講師室(19.0㎡)を備えており、授業の準備や休憩ができるスペースを確保している。

3. 附属施設

オーストリア国ウィーン市に、研修施設「東邦ウィーンアカデミー」(敷地面積:1,493.00㎡、建物:石造3階建959.1㎡。20名収容可能な宿泊室11室、練習室5室、図書室1室、食堂等)を設置している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

川越キャンパス、文京キャンパスともに、教育目標の達成のために快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用している。

1. 講義室、レッスン室、練習室、音楽ホール等)

[川越キャンパス]

川越キャンパスは、講義室 10 室、演奏実習（合奏・合唱等）用のスタジオ 2 室、レッスン室 4 室、練習室 62 室のほか、演奏ができる講堂を有している。講義室のうち 10 室については、視聴覚用の AV 機器を設置している。

このほか、オペラを含む演奏会等が行える本格的な音楽ホール「グランツザール」を設置している。620 人を収容し、音響効果にも優れた音楽ホールであり、オペラ、演奏会等が頻繁に行われている。大学 3 年次必修の「学内演奏会」、4 年次の「卒業代表演奏会」、大学院生の「院 1 コンサート」、「修了演奏会」をはじめ、専攻別の演奏会、研究発表会などに有効活用されており、すべての学生が在学中に一度はこのホールで演奏できるように配慮している。また、このホールでは学生も参加する地域貢献型の演奏会や合唱祭等にも活用されている。

〔文京キャンパス〕

文京キャンパスは、講義室 4 室、レッスン室 4 室、練習室 38 室のほか、120 人収容できる音楽ホール「学校法人三室戸学園創立 50 周年記念館ホール」（通称「記念館ホール」）を設置している。記念館ホールは、専攻別の演奏会、研究発表会等をはじめ、学生も参加する地域貢献型の演奏会等にも有効活用されている。

2. 楽器

ピアノについては、大学及び大学院で 164 台を設置しており、そのうち大学の保有台数は 131 台である。その内訳は、グランドピアノ 113 台、アップライトピアノ 18 台となっている。このほか、大学 3 年次に学生が必修で訪れる「東邦ウィーンアカデミー」には、ベーゼンドルファー 2 台を含むグランドピアノ 9 台、アップライトピアノ 3 台を設置している。

ピアノの調律、調整等のメンテナンスを年間定期的実施している。

管弦打楽器（短大と共用）については、総合数 305 台を保有しており、楽器の補充等については管弦打部会が中心となって随時、対応している。

文京キャンパス、川越キャンパスそれぞれに温度と湿度の管理装置を装備した楽器庫を設けている。楽器のキャンパス間の運搬も適宜行っている。

3. 情報教育施設

IT 設備として、川越キャンパスの「コンピューター教室」にパソコン 30 台、コンピュータミュージック教室にパソコン 14 台を設置し、教職員のためのパソコンも 34 台設置している。また、学内に Wi-Fi 環境を整備している。川越図書館については、次項に記す。

文京キャンパスには、大学院の文献研究室にパソコン 2 台とインターネット環境を整備している。また、学内に Wi-Fi 環境を整備している。文京図書館については、別項に記す。

4. 図書館

川越キャンパス及び文京キャンパスにそれぞれ附属図書館を設置している。大学生・

大学院生ともにどちらの図書館も利用可能である。学生が利用しやすいよう、両館ともに開館時間は月曜日から金曜日は午前 8 時 30 分から午後 6 時まで、土曜日は午後 4 時 30 分までとなっている。

図書館システムはリコー社の LIMEDIO を使用し、楽譜・視聴覚資料を含む全蔵書の所蔵データは、OPAC による検索が可能である。館内にそれぞれパソコンは 3 台設置しており、蔵書検索のほか、インターネットも利用可能となっている。

とりわけ、レファレンスサービスに力を入れ、他大学図書館の所蔵案内や購入リクエストサービスを併用することによって、学生の学びの要望に対応している。また、レファレンスの開始質問と結果については詳細な記録を取り、集計分析の結果を蔵書構築に役立てている。

購入図書を選定については、図書館による選定のほか、各専攻部会(ピアノ、声楽、管弦打楽、音楽療法、音楽創造、一般楽理)からの推薦図書(楽譜、CD、DVD等を含む。)を選定するシステムも構築されており、各分野の専門的な見地から、学修に役立つ基本的な教材からより専門性の高い図書まで、きめ細やかな選定を行っている。また、教職員、学生による購入希望も随時受け付けている。

〔川越図書館〕

川越キャンパスの図書館は、平成 14(2002)年に設置され、令和元(2019)年 5 月現在、蔵書数は 54,663 冊、CD・DVD等の視聴覚資料の所蔵数は 16,066 枚である。

平成 30 年度における図書館の活動状況は、年間開館日数は 258 日、来館者数は 7,825 人である。年間の利用状況は、楽譜 5,255 冊、図書 1,257 冊(音楽書 1,045 冊／一般書 212 冊)、視聴覚 2,382 件である。

図書館の席数については、閲覧席が 66 席、視聴覚室に 24 席、計 90 席が設けられている。視聴覚機材については、オーディオ機器 16 台、テレビ 9 台、DVD再生機 18 台、LD再生機 9 台を設置している。

なお、受付レファレンスは、年間 792 件となっている。

川越図書館のレファレンスサービスでは、事項調査のほか、学生自らが必要な資料や情報の収集ができるよう、利用者教育にもいっそう力を入れている。

3 階にはアクティブラーニングを促進するスペースとして、ホワイトボードやオーディオ機器が備えられた「グループ学習室」が設置されており、申し込みをすることで誰でも利用可能である。学生同士の勉強会、グループ討論、プレゼンテーションの練習、自主公演の打ち合わせなど、学生の主体的な活動の場として利用されている。

令和 2(2020)年度より館内の無線 LAN(Wi-Fi)環境を整備し、学習用のノートパソコンの貸出も行っている。併せて文京図書館で令和元(2019)年度より試用している「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」を川越図書館においても利用可能とし、両図書館にて本格的に運用を開始した。これは、クラシックを中心とする CD 数万枚分をインターネット経由で視聴可能とする音楽配信サービスであり、音楽大学に必須の充実した音源を確保できることとなった。図書館内のみならず、モバイルルーターを使用することで、図書館以外の建物でのナクソス・ミュージック・ライブラリーの授業利用も可能である。

<畑中良輔ライブラリー>

本学の客員教授として奉職された故畑中良輔氏の平成 24(2012)年没後、ご遺族のご厚意により、氏が生前に所蔵していた蔵書など多くの資料のご寄贈を受け、「畑中良輔ライブラリー」として平成 30(2018)年 10 月 7 日、川越キャンパス図書館内に開設された。

蔵書数は、和書 2,598 冊、洋書 230 冊、和楽譜 1,015 冊、洋楽譜 994 冊、レコード 1,465 タイトル、LD64 タイトルである。

[文京図書館]

文京キャンパスの図書館は、昭和 56(1981)年に短期大学図書館として開館し、現在では短期大学生以外に、文京キャンパスに学ぶ東邦音楽大学大学院とパフォーマンス総合芸術文化専攻の学部生が主に利用している。令和元(2019)年 5 月現在、蔵書数は 47,365 冊、CD・DVD等の視聴覚資料の所蔵数は 16,743 枚である。

平成 30(2018)年度における年間開館日数は 254 日、来館者数は 8,680 人(うち大学院生は 979 人、学部生は 328 人)である。年間の利用状況は、楽譜 6,753 冊、図書 2,286 冊(音楽書 1,833 冊/一般書 453 冊)、視聴覚 5,310 件である。なお、受付レファレンスは年間 1,384 件となっている。

平成 29(2017)年 3 月には改修工事を行い「文京図書館ラーニングコモンズ」として、従来の個別学習空間だけでなく、グループワークやディスカッションが可能な空間を創設した。

また、音楽大学という特性を活かす教育を強化するため最新のAV機器を備え、視聴覚ゾーンを充実した。

館内は無線LAN(Wi-Fi)を構築しインターネット環境を整備し、5台を保有するノートパソコンの貸し出しも行っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性については、川越キャンパスにおいては、事務本部がある 13 号館、70 周年記念館(16 号館)、図書館棟・コンピューター演習室(12 号館)の入口を自動ドアとし、16 号館にはエレベーターを設置しているほか、建物の 1 階に入るために 9 号館、グランツザール(14 号館)に専用の手すり付きスロープを設置している。また、グランツザールには車椅子席があり、客席通路はスロープになっている。身障者用トイレについては、バリアフリーに対応した多目的トイレを、16 号館とグランツザールの 2 箇所に設置している。

文京キャンパスにおいては、正面玄関入口と事務窓口前には自動ドアを、吹き抜けエントランスの階段には取り外し式のスロープを設置、2 号館、6 号館、8 号館にはエレベーターを設置している。6 号館にある学園創立 50 周年記念館ホールの客席通路はスロープになっている。

施設面では、両キャンパスとも段階的にバリアフリーの範囲を拡大しているが、キャンパス全体の完全なバリアフリー化には至っていないため、職員によるきめ細かな人的支援に努めている。

なお、本学は、地域連携活動として埼玉県内在住の高齢者を対象とした授業解放講座や、文京区民を主な対象とした公益財団法人文京アカデミー連携講座等を開講しており、バリアフリーの推進は、全ての学生やキャンパスを訪れる人々に、より学びやすい環境を提供するものと考えている。

また、障がい者支援にあたる教職員のスキルアップを図るため、学生委員会委員長(専任教員)が日本学生支援機構主催・障害学生支援研修会「理解・実践プログラム」、「応用プログラム」を受講し、研修会の内容を学生委員会において報告・共有した。また、研修資料は、学生部長室に保管し必要に応じて閲覧できるようにしている。

<川越キャンパス内バリアフリー設備>

9号館	手すり付スロープ
12号館(図書館棟)	自動ドア
13号館(事務本部)	自動ドア
14号館(グランツザール)	多目的トイレ 手すり付スロープ 車椅子席
16号館(70周年記念館)	自動ドア 多目的トイレ エレベーター

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

一人ひとりの学生の個に応じた教育を確実に実施するため、また、本学の使命・目的を達成するための4つの基本方針のうち、第2の柱である「少人数制による教育」に基づき、また、特色ある教育の実践を行うべく、音楽というきわめて専門性の高い要求に応えるため、個人または少人数での教育を実践している。令和2(2020)年度実績では、教員1人当たりの学生数は1.7人となっている。

音楽専門の高等教育機関としての特性上、専攻実技及び副科実技は、個人レッスンが中心となり、大学音楽学科(4年間)、大学院音楽研究科(2年間)を通して、授業も教員と学生のマンツーマンに近い形態で行うことを基本としている。大学1、2年次の必修科目である演習系の「ソルフェージュ」や「音楽の基礎理論」の場合には、1学年を習熟度別にクラス分けをして複数教員が担当しており、1クラスは平均して20人前後としているため、個々の学生と教員との距離が近く、適切なクラスサイズと言える。

講義系の科目では、外国語科目は1クラス平均20人前後になるように、クラス分けをして授業を実施している。また、クラス担任が担当している必修科目「東邦スタンダード」においても、1学年を20人前後に分けて、学年に応じて大学での履修の仕方から学生生活、さらには卒業後の進路等について指導を行っており、専攻を超えた様々な問題に対しても指導等を行っている。これも個々の学生への教員の目が良く届く適切なクラスサイズであり、学生一人ひとりの個性を尊重しながら各自の表現能力をあらゆる方向から高め、それぞれの学生の個性と能力に応じたきめの細かい指導を実践している。以上により授業を行う学生数は適切な環境を維持している。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

近年における本学の教育改革の進展、専攻・コースの新設や改編、留学生の受け入れ、

社会人学生の増加、社会的な要請等により、必要とされる学修環境が変化してきている。特に、パフォーマンス総合芸術文化専攻の授業は、文京キャンパスを中心に行われることから、今後の学生数増加と教育課程の改善・向上に対応していく必要がある。こうした点を踏まえた学修環境の整備を進めていく。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 2-5-1】 東邦音楽大学川越図書館利用案内
- 【資料 2-5-2】 東邦音楽大学文京図書館利用案内
- 【資料 2-5-3】 平成 30 年度東邦音楽大学図書館利用分析報告
- 【資料 2-5-4】 平成 30 年度東邦音楽短期大学図書館分析報告
- 【資料 2-5-5】 学校法人三室戸学園消防計画

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学における学生の意見・要望の把握をする方法には、既に 2-2 において述べたように、授業改善のための学生アンケート、クラス担任制（「東邦スタンダード」）、教務学生担当窓口での対応、学生相談室、実技担当教員への相談等が行われ、手厚い学修支援が行われ、それらをフィードバックし、全教職員が把握し活用できる体制を採っている。

その根幹の一つとして、本学では、授業・レッスンを担当している全教職員がすべての担当科目にわたって、「授業改善のための学生アンケート」を毎年実施し、学生からの授業評価について各教職員が十分に把握することができるようにしている。本アンケートは、平成 17(2005)年度より毎年実施している。本アンケートでは、「シラバス」、「授業の難易度」、「成績評価の基準」、「授業の進め方、説明・板書等」、「教科書や資料」、「授業回数、時間」、「教員の熱意や工夫」、「質問への対応」、「総合的評価」等の項目に関して 5 段階により評価をするとともに、当該科目について「良かった点、改善すべき点」について自由に記述することができるようにしている。これらの点に関して、音楽大学としてきめの細かい分析をすることができるように、「実技(個人レッスン)用」と「講義・演習科目用」の 2 種類のアンケート用紙を準備し、各科目の分析を各教職員が十分にできるような設問の方法を採用している。

この「授業改善のための学生アンケート」の集計結果は、例外なく全教職員に伝達される。伝達される項目は、当該科目の履修回数、回答数、各設問項目における当該科目への 5 段階評価による回答の実数と平均値、これと比較や分析をすることができる全科目

の平均値、自由記述欄の記入項目より構成される。集計結果の伝達については、成績評価の提出日の後日に設定されており、学生がアンケートの記入に当たって、成績評価への影響について疑念をもつことがないように配慮している。また、各学生のアンケートの自由記述欄の内容については、第三者によりパソコンに入力され印字されたものを全教員に対して配布しており、筆跡等により学生が特定される可能性も排除し、公正なアンケートができるような体制を採っている。以上の点については、学生に告知した上でアンケートが実施されている。

各教員は、学生による「授業改善のための学生アンケート」の集計結果を授業改善のために積極的に活用している。アンケートの集計結果を踏まえ、各教員は担当科目の現状とその改善方法について分析、考察をした上で、その結果を「現状の説明」、「問題点」、「改善の方策」の3点にまとめて原稿を執筆する。これらの原稿は、アンケートの集計結果とともに「授業改善のための学生アンケート実施報告書」としてまとめられ、学園ウェブサイトにおいて公開し、すべてのアンケートについて、全教員が確認できるようにしている。このように全学においてアンケート結果を共有することにより、教員個人のみならず教員同士の情報交換もしながら授業改善への取組を行うことができるものとなっている。アンケート調査、教員のフィードバック、報告書の作成と公表、そして評価結果のフィードバックという一連の検証作業は、学生が授業、レッスンを受けてどのような知識や技能を身に付けて、当該授業、レッスンに対してどのような評価をしているかという現状を把握し、かつ学生にとって最適な教育内容や技法について随時議論し、改善し更新していくための有効な手段として十分に機能している。

「東邦スタンダード」の各担当教員が各クラスの担任と位置付けられ、クラス担任に加え、副担任が置かれ、さらに教務部長、学生部長が総合的に対応することにより、学生の学修に関して細部にわたって対応ができるようにしている。この過程において問題になった事項については、学生委員会、教務委員会、更には教授会においても議論され、全教職員に伝達されることとなっている。

これらの中で、学生生活を送る上での留意事項に関する指導、学生の自主性・主体性の向上、大学での学修方法に関する指導、情報検索の手法や図書館の活用法、社会人基礎力の養成など、このクラス担任制では、大学における学習に必要な知識や社会生活を送るにあたって要求される多様な能力について幅広く扱い、卒業に至る指導において極めて重要な役割を果たしている。

さらに、本学では、すべての学生が専攻実技の個人レッスンもしくは小グループによる講義を履修しており、その担当教員は、学生に最も近い距離から履修指導、卒業に至る指導を行っている。クラス担任、副担任、専攻実技担当教員には、各セメスターに複数回実施される出席状況調査の結果が通知され、これを踏まえ、各学生に対して個別に、面談指導を行い、個々の学生の意見、要望を多角的に捉えることができるものとしている。

川越事務室教務学生担当職員は、履修ガイド、シラバスの内容、時間割、履修に関わる情報を熟知している。教員から情報を得て学生の授業への欠席状況等を集約し、その結果を毎月文書化し定期的に教員にフィードバックするとともに、随時学生の状況について担当教員と情報交換をしている。この業務を通じて個々の学生の学習成果を十分に

認識することができる体制を採っている。

本学は、前述の必修科目「東邦スタンダード」を軸としたクラス担任制を採用しており、学生の一人ひとりの学習状況について細かく把握しているが、教務学生担当職員においても、授業の出席状況やカウンター業務を通じ日々学生と接し、学生に対してアドバイスを行い、学習成果の獲得に貢献している。

教務学生担当職員は、関係委員会の審議状況を把握し、また、日常の教員との間のコミュニケーションを通じて各専攻の教育目的・達成目標を把握している。

本学では、学外の各種研修や学内SD研修に参加し、学修支援への職務の充実をはじめ、事務能力の向上に努めている。令和元(2019)年度においては、教員と事務職員に共通するテーマにより実施するFD/SD研修を含め、SD研修会を3回実施した。

本学は小規模校であり、学生と事務職員が「顔がわかる」関係にある。また、複数の事務職員は本学の卒業生であるため、学生たちにとって、「OB、OGの側面」も有しており、自らの経験も踏まえて、学生に対して履修や入学時から卒業に至るまでの丁寧な支援体制を採っている。

これらの学生の意見を取り込んだ有効な対策が、教授会、学生委員会、教務委員会において討議を経て、全ての教職員が共有できるような体制を講じており、より学生にとって有効性、利便性の高いものとなるような仕組みを機能させることができるものとしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談については、基準項目2-4-①において述べたように、学生一人ひとりが大学での学生生活を円滑に行うことができるように、定期健康診断、健康相談、感染症対策、法定伝染病対策等を積極的に実施している。これらを実施していくなかで問題になった点については、教職員全員が即時に把握することができるようにしている。また、学生委員会等で議論、分析した上で、具体的な改善策を講じ、教職員が前期オリエンテーション、後期オリエンテーションにおいて、十分に対応することができるようにしている。

心的支援に関しては、臨床心理士の資格を有するカウンセラーにより実施されており、川越キャンパス、文京キャンパスのいずれにおいても利用することができるものとなっている。川越キャンパスでは月曜から水曜、文京キャンパスでは木曜及び金曜に、いずれも8時30分から16時までの間、利用可能なものとなっている。カウンセラー室は、原則として予約をして利用することができるものとしているが、カウンセラーの時間がある場合においては、利用可能なものとなっている。

カウンセラー室の予約については、カウンセラー室に直接出向く直接予約、メールによる予約、電話予約、教職員からの予約(学生自身がカウンセラー室に出向くことが難しいと思った場合に、教職員に対して予約調整の希望を伝えて実施される形のもの)というようにカウンセラー室を利用及び予約に当たって、多くのチャンネルを設けて、できる限り利用しやすいものとしている。カウンセラー室を利用する学生についてのプライバシーには十分に配慮している。

そして、当該カウンセラーによって、学生委員会、教務委員会、教職員のためのオリエンテーション(春期、秋期)等において、プライバシーに配慮して、カウンセラー室の利用状況、利用内容等について報告、分析が行われ、全教職員が学生の心の悩みに関して共有できる体制を講じている。

経済的支援として、最も重要な奨学金については、基準項目 2-4-①において述べたところであるが、給付型の奨学金として、東邦音楽大学奨学金、学校法人三室戸学園創立 80 周年記念奨学金、東邦音楽大学 Konzertfach 奨学金を実施している。

また、就学支援制度として、①アパート等の入居に要する経費に対する補助、②学校法人三室戸学園生対象 三室戸学園学費等減免制度(兄弟姉妹同時在籍減免制度)一入学金免除、施設拡充費減免、③長期履修生制度(社会人入学制対象)、④学校法人三室戸学園提携教育ローン制度を設けている。さらに、その他学外支援制度として、①福島育英会奨学金、②平和中島財団、③ロータリー米山記念奨学金が実施されている。

このように本学では、学修状況が良好で奨学金を希望する学生は、これらの多様な奨学金制度により、奨学金の種類を問わなければ、奨学金の貸与については 100%可能なものとなっている。

そして、経済的に厳しい学生については、事由を付し学長に願い出ることによって、学費の分納をすることについて認めている。

令和 2(2020)年 4 月より実施された文部科学省による高等教育修学支援新制度においては、本学もその対象機関となっている。

このように、経済的理由により、就学困難となる学生が一人でも生じないような体制を採っている。

課外活動支援については、「東邦音楽大学学生会」の学生会費が「東邦ミュージックフェスティバル、サークル活動等の支援に有効に活用されている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望の把握のために、年度末に全学生を対象に行われる「学修時間・実態調査」において、施設・設備に対する学生の意見を聞く項目を設けている。また、前述の「授業改善のための学生アンケート」を通じて寄せられた意見・要望、学生会等から出された意見、学生相談室や事務局教務学生担当に寄せられた意見等をくみ上げている。

これらの意見・要望は、学園全体に関わることについては教学 I R 推進委員会、学生部長ならびに学生委員会等の場において検討され、可能な限り反映できるよう努めている。各専攻の学修に直接関わる施設・設備については、各専攻部会において検討し、予算に反映させている。施設・設備の新設及び日常の保守点検については、学園総合計画推進室が中心となり行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

本学は小規模大学であるため、各種アンケートの集計結果の分析、日頃の学生からの意見・要望の聴取とその検討結果の活用は、必要に応じて様々な部局で随時行われてきた。今後は、上述のような方法での機動的な対応も行いつつ、教学 I R 推進委員会等に

において様々なデータを一元的に検討し、学修環境の整備を行っていく。

＜エビデンス集（資料編）・基礎資料＞

【資料 2-6-1】 2018 年度授業改善のための学生アンケート実施報告書

【資料 2-6-2】 令和元年度学修時間・実態調査

【資料 2-6-3】 平成 30 年度オフィスアワー利用状況調査

【資料 2-6-4】 SD 研修実施規程

〔基準 2 の自己評価〕

学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーを定め周知し、これに沿って多様な入試を公正に行っている。入試は、問題の作成は大学が自ら行うなど、適切な体制で運用している。入試の検証は入学試験委員会が中心となり、定期的に行っている。近年は入学定員を満たすことができていないが、新専攻の開設や教育改革の成果により、入学者数は回復傾向にある。

学生への学修支援のために、教職協働による体制を整備・運営している。「障がい学生生徒支援センター」を設置し、障がいのある学生への配慮を行っている。オフィスアワー制度を全学的に実施している。留学生への学修支援のための TA や、授業支援に資する研究員制度を、規程に基づき運用している。中途退学、休学者は減少傾向にあり、対応策の成果が表れている。

クラス担任制としての「東邦スタンダード」を学生支援の共通プラットフォームとして活用し、4 年間を通じたキャリア教育を行っている。インターンシップを単位認定する仕組みを有している。キャリア支援センターとキャリア支援委員会が連携し、就職・進学に対する相談・助言体制を整備している。

学生委員会が中心となり、教職協働による厚生補導の組織が機能している。学園及び大学独自の奨学金、「アパート等の入居に要する費用に対する補助」など、経済的支援制度を整備している。課外活動への支援は、主に教務学生担当と地域連携・演奏センターが行っている。学生の心身に関する相談のために「学生相談室」、「カウンセラー室」を設けているほか、クラス担任、教務学生担当がきめ細かな支援にあたっている。

教育目的の達成のために適切な施設設備を整備している。耐震化については川越キャンパスにおいては 100% 達成し、文京キャンパスについても「パフォーマンス総合芸術文化専攻」の講義を行う校舎については耐震基準を満たしている。図書館は川越・文京両キャンパスに有しており、図書館及び各専攻部会での検討を踏まえ、音楽大学にふさわしい学術情報資料を確保している。施設・設備のバリアフリーを推進している。授業を行うクラスサイズは、もともと少人数制の大学であることに加え、習熟度別クラス分けを導入するなどして適正に保たれている。

「授業改善のための学生アンケート」及び「学修時間・実態調査」等により、学修支援、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げている。学生部長、学生委員会、キャリア支援委員会等で学生支援体制の改善方策を討議し、実行している。

以上のことから、基準 2 を満たしていると判断できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

1. 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定

東邦音楽大学では、「音楽芸術研鑽の一環教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」という建学の精神の下、音楽学部音楽学科のそれぞれの専攻において、学生が目指す将来目標を尊重し、それに沿った実践的な専門教育を行い、演奏家、音楽家、指導者、教育者、音楽制作者及び対人援助者として、音楽を通して社会に貢献でき、実践的に幅広く活躍できる人材の育成を教育の目標としている。本学では、この教育目標に基づいたディプロマ・ポリシーを策定している。

2. ディプロマ・ポリシーの周知

本学のディプロマ・ポリシーについては、学生に向けては前期・後期のオリエンテーションで学年別に説明を行うなど周知を図っている。また、「学園ウェブサイト」、「大学案内」等により学外に向けても明示している。このほか、教員に向けては、年度初め(4月)の教員オリエンテーションで学長及び教務部長が説明し、周知を図っており、「三室戸学園の教育体制」として掲示もしている。

また、履修ガイド等に卒業認定の基準を学生に明示し、それを厳正に適用している。

以上のように、本学のディプロマ・ポリシーは、建学の精神及び教育目的を反映し、教職員の共通理解の下に学生や地域社会に周知を図っている。

3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1. 単位認定基準、成績評価基準の策定と周知

本学では、「東邦音楽大学学則第 15 条(単位の授与)及び第 16 条(学修の評価)」において、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び成績評価基準を明確に規定している(大学院についても同様)。

学生に向けては、履修規定の〈教育課程・卒業要件〉等の項目に明示し、学生オリエンテーションでわかりやすく説明して周知を図っている。

各授業科目の評価方法や評価基準については、シラバスに具体的に明記している。シラバスには、ディプロマ・ポリシーと授業の関連をカリキュラム・マップに沿った形で表示するとともに、授業計画をはじめ、予習・復習の具体的内容の指示等が授業担当者

から詳しく示されている。とくに評価方法については、当該科目の特殊性に応じて筆記試験、実技試験、レポート、課題等の多様な方法が示され、各方法における評価割合も明確に記載されている。

シラバスについては、学生オリエンテーションで、教務委員の教員をはじめ各専攻の教員からも詳細に説明が行われ、さらに授業開始時に担当教員から説明されている。

定期試験に関しては、受験資格や受験上の注意、不正行為等について、履修ガイドに掲載するとともに学生オリエンテーションにおける履修ガイダンスにおいて学生への周知を図っている。

2. 進級基準の策定と周知

本学では、2年次から3年次に進級する際の進級基準を定め、「履修ガイド」に明記している。

進級基準については、入学時及び2年次進学時の学生オリエンテーションにおける履修ガイダンスにおいて学生に説明し、周知を図っている。進級できない学生がいないよう、日頃から欠席状況調査等を行うとともに、各授業担当の教員及び職員が連携して学生一人ひとりに対応している。

3. 卒業認定基準、修了認定基準の策定と周知

卒業認定基準については、大学設置基準第32条の規定に基づき、「東邦音楽大学学則第18条(卒業の要件)」において、修了認定基準については、大学院設置基準第16条の規定に基づき、「東邦音楽大学大学院学則第10条(修了)」に規定している。

卒業認定基準、修了認定基準については、「履修規定」に明記するとともに、学生オリエンテーションで、カリキュラムの各科目群からの「卒業(修了)」に必要な最低修得単位数について十分に説明するなど、学生への周知を図っている。

このように、本学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を明確に策定・公表し、周知を徹底している。

3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1. 単位認定基準、成績評価基準及び進級基準の厳正な適用

単位の認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準に基づいて、各授業担当者が決定する。

本学では、単位認定の評価基準を次表のとおりS、A、B、C、Dの5段階評価とし、C以上を合格としている。

また、5段階評価の評価内容とともに、平成26(2014)年度からGPA制度を導入し、G P (Grade Point) も併せて表記することとしている。

平成30年度からGPAは、卒業判定の基準としても用いられている。卒業認定には、原則GPA2.0以上を必要とする。

<表：成績評価とG P>

点数	評価	評価内容	G P
100～90 点	S	特に優れた成績	4
89～80 点	A	優れた成績	3
79～70 点	B	良好な成績	2
69～60 点	C	合格と認められる成績	1
60 点未満	D	合格と認められない成績（不合格）	0

授業については、 Semester制の実施により前期 15 回、後期 15 回実施している。各授業科目の成績評価の方法と基準については、シラバスに明記している。

進級基準については、基準に達しなかった場合は厳正に対処するが、そのような結果を招かないよう、定期的に欠席調査等を行いながら学生一人ひとりに目を配っている。2 年次までに進級基準を満たすために必要な単位の取りこぼしがないよう、授業担当の教員、専攻担当教員及び教務学生担当職員が一人ひとりの学生の学修支援に目を配っているほか、学修に問題が生じている学生に対しては、オフィスアワー等を利用して学修支援にも積極的にあたっている。その成果として、今年度に至る 6 年間にわたって進級基準を満たしていない学生は出ていない。

2. 卒業認定基準、修了認定基準の厳正な適用

大学は卒業認定基準に従って卒業判定を、大学院は修了認定基準に従って修了判定を厳正に行っている。卒業・修了判定については、「東邦音楽大学学則第 19 条(卒業及び学位)」及び「東邦音楽大学大学院学則第 11 条(学位)」に沿って、各授業担当者による単位認定を基に教務学生担当が作成し、教授会及び研究科委員会の審議を経て学長が決定している。

以上のように、本学では単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準が、厳正に適用されている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、これまでディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を整備し、学生が進級や卒業に向けて適正かつ効果的な単位取得ができるように、教員職員が協働しながら学生一人ひとりに目を配ることができる体制を整えてきた。今後、この体制を維持するとともに、学生が目的意識を持って履修できるようシラバス活用、カリキュラム・マップの活用の実質化を進めていく。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 3-1-1】 東邦音楽大学の教育方針(3 つのポリシー)
- 【資料 3-1-2】 学園ウェブサイト
- 【資料 3-1-3】 東邦音楽大学学則
- 【資料 3-1-4】 履修ガイド 2020

【資料 3-1-5】 履修ガイド：各専攻の卒業に必要な修得単位数（表）

【資料 3-1-6】 欠席状況調査

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の建学の精神を反映させたディプロマ・ポリシーに基づき、音楽専門教育を通じて社会で必要とされる深い教養と、豊かな人間性の形成を目指し、カリキュラム・ポリシーを策定している。

カリキュラム・ポリシーは、学園ウェブサイトや大学案内、学生募集要項等により広く公表し、周知を図っている。

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

建学の精神に基づき、本学の教育方針として定められている3つのポリシーは、学力の3要素に沿って「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「意欲・関心・志向性」の3つの分野に整理分類されている。これにより、視覚的にもそれぞれ連動していることがわかりやすいポリシーとなっている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げられているこれら3つの分野の能力を身につけるために必要な体系的なカリキュラムの編成の方針を示しており、一貫性を持たせている。また、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムが連動していることを可視化するために、カリキュラム・マップを作成し、それぞれの授業において身につけられる能力を総合的に捉えられるようにし、更にそれをシラバスに表示することによってバランスのとれた履修に結びつけている。

知識・技能については、ディプロマ・ポリシーにおける「社会において必須とされる汎用的能力の育成」のために、全学共通カリキュラムとしての「東邦スタンダード」を設置している。これは、本学の独自に開発した基幹的な授業である。また、音楽の専門大学の特色である「専攻分野を中心とした知識・技能」を身につけるために、順次履修及び個人レッスンの実施をしている。

思考力・判断力・表現力においては、「専攻を超えた総合的履修」ができるように、カリキュラムを組み、また、アクティブ・ラーニングを取り入れた参加型の少人数授業によって現代社会に必要なコミュニケーション能力、実践的課題発見解決能力、プレゼンテーション能力を身につけられるよう取り組んでいる。

意欲・関心・志向性では、本学の特色の一つであるウィーンアカデミー研修を軸とし

た国際的な視野の育成を目指している。また、専門分野を超えた問題を探求する姿勢及び協働できる広い視野を持つために、体系的で幅広い学修が可能な科目群を設置している。

このようにカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと連動し、一貫している。

3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、以下のように大学・大学院においてカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成及び実施をしている。

[大学]

カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程を体系的に編成している。本学の教育課程は、履修ガイド(資料 3-1-4)に記載しているとおり、「基礎教育科目」(70～80 単位)、「共通専門教育科目」(76～91 単位)、「専門教育科目(音楽専門教育科目)」(90～120 単位)、「人間教育科目」(12 単位)、「文化教養科目」(4 単位)、「音楽療法科目」(18 単位)、「外国人留学生に関する科目」(8 単位)、「教職科目」(33 単位)の 8 つの科目群で構成されている。これらの科目群により、学生それぞれの専門性を高めると同時に、音楽の専門知識や幅広い教養を身につけるための多数の科目を開講している。

「専門教育科目」における専門実技では、4 年間を通じてマンツーマンの個人レッスンを中心としている。専門実技、副科実技ともに個人指導を中心とすることにより、学生一人一人の個性を尊重しながら各自の表現能力を高める指導が行われている。「基礎教育科目」、「共通専門教育科目」等も、少人数クラスを中心としながら、表現能力の向上に欠かせない音楽の専門知識や幅広い教養を養うことを目指している。また、音楽を直接に学ぶのではない「基礎教育科目」等においても、つねに「音楽」がキーワードとなり、音楽の専門分野と一般教養とが互いにリンクするような、学際的な広がりをもつ講義を行っている。

平成 24(2012)年度より、4 年間の必修科目(専攻等により 1 年間もしくは 2 年間の必修、社会人は選択)である「東邦スタンダード」を開設し、大学生としての基礎力(学修態度、コミュニケーション能力など)の養成やキャリア教育にも力を入れている。

演奏に関しては、必修科目としての学内演奏会をはじめ、定期演奏会、卒業演奏会、学外での演奏会等を通じて音楽家としての専門的な能力を高められるよう、充実したカリキュラムが編成されている。

大学 3 年次に必修科目として 15 日間の「ウィーン研修」、大学 4 年次には授業の一環として「海外卒業演奏旅行」を設けていることも本学の大きな特色のひとつである。「ウィーン研修」は、平成 3(1991)年にウィーンに開設した「東邦ウィーンアカデミー」(平成 13(2001)年に、緑豊かな駅近のシェーンブルン宮殿に隣接したウィーン 13 区に大学所有の施設を設置し、学習環境や生活環境の向上を図った。)において、ウィーン国立音楽大学教授陣やウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の奏者等から直接実技指導や講義を受けるものである。「海外卒業演奏旅行」は、西洋音楽と関わりの深い都市を訪問し、学生たちによるコンサート等を通して異文化交流を図るもので、コンサートは毎年高い評価を得ている。

なお、平成 28 年度 5 月より、東京未来大学通信教育課程との連携により、小学校教諭普通免許状及び幼稚園教諭普通免許状の取得が可能となっている。

また、平成 30 年度より、パフォーマンス総合芸術文化専攻が新設されている。この専攻は、国際的な視野に立ったエンターテインメントに関わる諸能力を身に付け、国際協力や国際支援を含め、将来社会に貢献する力を養うカリキュラムとなっている。

シラバスは、学生が効率よく科目を受講することができるよう、また、授業内容と授業計画を事前に熟知できるように作成されている。各科目の担当教員が、実施する授業の内容、受講の心構え、試験形態、テキスト等について学生にあらかじめ情報を提供している。

また、G P A (Grade Point Average) 制度を実施し、履修ガイドにおいて成績評価の基準を学生に開示している。

履修においては、科目に対する理解を深め、自身の知識やスキルを身に付けて学びの質を上げることが重要である。そのため、C A P 制度として 1 年間に履修できる単位数の上限を定めている（「教職に関する教育課程」に記載してある科目を除き、45 単位が上限）。

[大学院]

平成 16(2004)年に開設した大学院音楽研究科は、学部教育の理念を継承し、教育水準の向上を図り、「音楽芸術に関する理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて音楽文化の進展に寄与する」ことを目的としている。

大学院音楽研究科は 1 専攻(音楽表現専攻)、3 コース、4 領域に分かれている。3 つのコースは「器楽表現」、「声楽表現」、「作曲表現」であり、4 つの領域は「器楽表現」の中に含まれる〈ピアノ領域〉(46 単位)、〈管弦打領域〉(40 単位)、〈声楽領域〉(48 単位)及び〈作曲領域〉(52 単位)である。各領域とも、上記の教育目的に基づき、より専門性の高い授業科目を設定している。

大学院では、専門分野の知識や技術をより高度なものにしていくために、専門領域を中心に探求を深めていくためのカリキュラムが組まれている。専門分野では、1 年次に「ウィーンアカデミー研修」及び 1 年次生の成果発表の場である「院 1 コンサート」、2 年次に「学位審査修了演奏会」が組まれており、より高度な技術を目指すシステムになっている。また 2 年次には、技術だけでなく音楽に対する深い探究心を養うことを目的に、各自が専攻する楽器や修了演奏の作品など、自らが選んだテーマに基づく修士論文を提出することを課している。

3-2-④教養教育の実施

本学は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通して情操豊かな人格形成を目途とする」という建学の精神に基づき教育研究を行っているが、その基幹をなしているのは「音楽を通しての人格形成」である。教養教育としては、音楽関連以外の大学人として必要な教養教育として、基礎教育科目として、人文、社会、自然及を必修科目として設置するとともに、外国語科目としてそれぞれ開講し修得させている。特に外国語については、英語、ドイツ語、イタリア語のすべての科目において外国人教員を配置している。

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

〔大学〕

本学は、音楽を専門とする単科大学であるため、専門性を高めるとともに、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力の修得のために幅広い教養を身につけることができるよう、カリキュラムが構成され、科目が開講されている。それぞれの科目では、毎年検討・見直しを行う中で、綿密なシラバスを作成し、授業運営をしている。

専門実技及び副科実技においては、4年間マンツーマンの個人レッスンを実施し、各種アンサンブルやピアノ伴奏法、教材伴奏法等の「音楽専門科目」においては、少人数クラスによる授業が実施されている。音楽の基礎科目となる「共通専門科目」では、適正なクラスサイズの維持と、科目の特性によっては、グレード別授業を実施する等授業運営と教授方法の工夫がされている。

専門実技の教授法については、各専門部会を中心とした研究活動が行われ、学生の教育に生かされているとともに、外部へのセミナーという形でも広く社会に情報を発信している。各専門部会では、海外等から演奏家や教授を招聘して研修を行い、常に新しい情報を基に演奏法とその指導法等の研究を行っている。ピアノ専門部会では、本学教育改革推進支援プログラムの一環として、学生の演奏技術向上を目指した効果的な教授方法を研究し、平成30(2018)年度に専任教員全員の共著である独自のテキスト「表現を高めるための毎日のピアノエクササイズ～10の基礎テクニック～」を出版した。このテキストは、日々のレッスンに活用されているとともに、「東邦ピアノセミナー」においても配布され、その効果的な使用について講座を行っている。「東邦ピアノセミナー」の講座は、教員間で聴講をするため、実質的な教員研修の一つにもなっている。また、外部に向けた東邦エクステンションセンターの講座を本学教員が担当し、教員間で聴講が可能のため、教授法の向上を目指した教員研修の対象にもなっている。

専門実技においては、学生一人ひとりの個性を尊重しながら各自の表現力を高めるため、アクティブ・ラーニングを基礎にする指導が行われ、試験課題においても各自の力を発揮できるように、各専門部会と教務委員会を中心に学生の指導指標と試験実施のための「アカデミック・スケール」を毎年整備し、検討をしている。

教養科目である「基礎教育科目」は、音楽の専門性を軸として幅広い知識を修得できるよう、音楽とのリンクを考慮した授業計画がなされている。平成24(2012)年度から実施されている「東邦スタンダード」は、大学生としての導入教育から、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養う社会人基礎力、及び出口のキャリア教育までをアクティブ・ラーニングを中心に学修する本学独自の科目であるが、この授業は、本学専任教員のほぼ全員が担任、副担任という立場で担当しており、毎時の授業後及び年間に研修や総括等のミーティングを行い、常に教授法の工夫と効果的な実施についての検討研究を行っている。

Konzertfach(演奏専攻)では、学生が各セメスター1回、オーストリア・ウィーンにて東邦ウィーンアカデミー研修を受講し、日本における指導教員とウィーンの指導教員とのダブルティーチャー制の中で、専門実技のレッスンを受講することができることにより、よりグローバルな視点での教育が可能であるとともに、異なる環境での意欲の向上

が見られている。

教職実践専攻は、将来中学校・高等学校等の教員として学校教育及び地域社会において活躍する人材育成を目指しており、教育現場の経験をするために、協力提携する教育現場においてインターンシップを実施し、実践的な学修体制を取っている。

平成 30(2018)年度に新設された「パフォーマンス総合芸術文化専攻」は、専攻に特化した独立したカリキュラムを文京キャンパスで展開し、多様な学生の指向性に対し、幅広い知識を身につけ将来のキャリアに結びつけることができるように、専門実務に携わる非常勤講師を配置している。

[大学院]

大学院音楽研究科では、1 専攻(音楽表現専攻)3 コース(器楽表現、声楽表現、作曲表現)4 領域(ピアノ領域、管弦打楽器領域、声楽領域、作曲領域)を有し、学部学修を発展させ、より高度な専門性を追究するためにふさわしいカリキュラムを設定している。教授方法の工夫開発については、研究科委員会で検討され、共有されている。

1 年次より、修了に向けた研究計画を立て、効果的な研究活動ができるように演奏実技及び修士論文作成に向けた指導を行っている。学生の研究及びモチベーション向上のために大学院 1 年次には、「院 1 コンサート」を設定し、本学音楽ホール「グランツァール」において研究成果の発表を行い、ウィーンにおいてその研究を発展させ、学位審査修了演奏会へとつなぐ一貫した教育体制が取られている。

修士論文作成に対しては、文献研究及び実技担当教員が協力体制の中できめ細やかな研究指導を行っている。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

上記のとおり、教育目的を踏まえた教育課程の下、充実したカリキュラム編成、少人数制を基本とするきめ細やかな教授方法が実現されているが、大学をとりまく環境の急速な変化、学生のニーズの多様化、広がりゆく学生の能力格差等を考慮し、令和 2 年(2020)年度以降もさらに、教務委員会及びFD委員会を中心に、変化に対応したカリキュラムの改編、教授法の研究について具体的な検討を続けていく。また、「授業改善のための学生アンケート」の結果を次年度の授業にフィードバックできる体制づくりをしていく。大学院においても、設置以来、学生の気質や能力にさまざまな変化が生じている。大学院研究科委員会及び大学院FD委員会を中心に、現行のカリキュラムや教育内容が学生の資質やニーズに適切であるかどうか具体的に検討を行っていく。

<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

- 【資料 3-2-1】 学園案内「東邦音楽大学」
- 【資料 3-2-2】 令和 2(2020)年度音楽学部音楽学科学生募集要項
- 【資料 3-2-3】 2019 年度東邦音楽大学大学院学生便覧
- 【資料 3-2-4】 東邦音楽大学学則
- 【資料 3-2-5】 東邦音楽大学の教育方針
- 【資料 3-2-6】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学シラバス作成のためのガイドライン

【資料 3-2-7】 2019 年度東邦音楽大学アカデミック・スケール

【資料 3-2-8】 「表現を高めるための毎日のピアノエクササイズ～10 の基礎テクニック」

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の方法の確立とその運用

3-3-②教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

[大学]

本学では、建学の精神の下、平成 28(2016)年度に 3 つのポリシーの改定を行い、平成 30(2018)年度には新専攻(パフォーマンス総合芸術文化専攻)の設置により一部改定、令和 2(2020)年度にはさらにディプロマ・ポリシーとの関連付けを明確にする観点から 3 つのポリシーの刷新を行い、それに基づいた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用に取り組んでいる。

平成 17(2005)年度から毎年、全ての開講科目とレッスンについて、「授業改善のための学生アンケート調査」が実施されている。質問項目は、学生の授業への取組姿勢に関する項目と教員の教授方法についての項目を設けて評価するほか、当該授業・レッスンに関して「よかった点、改善すべき点」について自由記述できるようになっている。アンケート集計結果は、担当教員にフィードバックされ、各教員はそのデータを「現状の説明」、「問題点」、「改善の方策」の 3 項目にわたって自己分析し、そのデータは公表されている。このように本学では、各教員が教育の質保証に向けて教育内容を検討できる体制が整備されている。

平成 25(2013)年度からは「学修時間・実態調査」を実施し、学科目授業及びレッスンに対する学生の自主的な学修時間について調査している。これにより、授業以外の時間も含めた総合的な学修時間とその成果の相関を分析するための資料として活用している。

また、平成 26(2014)年度から G P A 制度を導入し、各科目の評価を 5 段階に点数化し、それらを平均化することによって、専門科目のみならず、幅広い領域の総合的な学修の状況を平均値として容易に見ることができるようになっている。これは、本学の建学の精神及び、音楽の技術や知識に加えて、人格形成、人間形成を目指す教育方針に沿った総合的な学修成果を数値化するものの一つと捉えており、卒業認定に用いられているほか、定期演奏会及び卒業代表演奏会の出演者選考等にも活用されている。

本学、独自の科目「東邦スタンダード」においては、学修成果の点検に、学生が Semester ごとに作成する「ポートフォリオ」(振り返りシート)を活用し、当該 Semester の学生自身の自己評価を行っている。ポートフォリオでは期初の目標達成度を 5 段階で自己評価し、その理由と今後の改善点等を具体的に記述する様式となっている。それにより、自らの学修に対し学生が総合的に評価振り返りを行うことができ、さらにそれら

を「東邦スタンダード」の授業担当であり、クラス担任・副担任である教員が点検することにより、その情報を共有して次年度の教育に活用する形を取っている。

平成 30(2018)年度より学生の保護者に対し、本学の教育への理解を深める目的で、指定の日に授業公開を行っている。授業公開は年間 6 回、全ての曜日に実施している。その際に教育改革の一環としてアンケートを実施しており、この調査結果は、教育力の更なる向上を図るための資料として活用されている。

また、卒業生・修了生を対象に、「卒業生アンケート」を実施している。アンケート質問項目は、建学の精神を踏まえたディプロマ・ポリシーに対する個々の達成度と進路決定状況に関するものであり、自由記述としている。卒業式当日に実施し、その場で回収をしているため、回収率はほぼ 100%である。集計は、キャリア支援センターで行い、結果を学内で共有している。

学生の就職・進学等の進路先、就職率、傾向についてもキャリア支援センターが調査の集計を行い、卒業学年のほぼ全員の進路を把握し、教員間で共有している。

教職免許状及び資格取得状況については、毎年度末に、最終学年の状況を調査し、キャリア支援委員会及び学生委員会で共有している。

[大学院]

大学院における学修成果は、主に、大学院 1 年次の院 1 コンサート及び修士課程学位審査終了演奏会等の演奏発表及び修士論文審査等によって把握をしている。また、大学同様、全ての開講科目とレッスンについて「授業改善のための学生アンケート」を実施し、アンケート集計結果の教員へのフィードバックと集計結果に対する担当教員の自己分析及び考察を学修成果の点検・評価に活かす PDCA サイクルを整えている。

また、大学同様、修了生を対象に「卒業生アンケート」を実施して学修に対する達成度と満足度の調査を行うとともに、卒業後の就職や進路について把握をし、研究科委員会等で共有をしている。

3-3-②教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学の、教育・研究に関する評価結果のフィードバックについては、平成 9 (1997) 年度以降、自己点検・自己評価特別検討委員会が中心となって「自己点検・自己評価報告書」を作成し、問題点・改善点の抽出を行うとともに、改善に向けての議論を重ねている。

本学の教育内容・方法及び学習指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、全ての授業科目において実施される「授業改善のための学生アンケート調査」、「学修時間・実態調査」、「学修ポートフォリオ」等の結果を教学 IR 委員会においてデータ分析を行い、それに基づいて FD 委員会で検討をする中で、教務委員会でカリキュラムや学習指導について検討をしながら改善を重ねている。「授業改善のための学生アンケート」については、各教員が集計結果を受け取り、その結果を考察して、各自、問題点を抽出し、次年度に向けた授業改善策を含む報告書を作成する。アンケート集計結果及び教員の報告書は、「授業改善のための学生アンケート実施報告

書」にまとめられ、公開されている。アンケート調査、教員へのフィードバック、報告書作成と公表、そして次年度授業へ反映させるという一連のPDCAサイクルに沿った検証作業を毎年重ねることにより、学生がディプロマ・ポリシーに沿った力を身に付けるため、現状把握と最適な教育内容及び方法について検討・改善していく有効な手段として機能している。

平成 24(2012)年度から実施している本学独自の科目「東邦スタンダード」は、スタディスキルやコミュニケーション力及び社会人基礎力の修得と向上を目指すために基幹科目としての役割を果たしているが、社会の変化や学生のニーズ状況に応じて対応ができるよう、学年ごとに行う毎時間のミーティング及び担当教員全員(専任教員のほぼ全員がこの科目に関わっている)の総括や研修等、教員のFD活動を中心に毎年学修内容と教授法について検討を行い、改善を進めている。また、担当教員は、キャリア支援委員として、キャリア支援センターとリンクし、卒業後のキャリアのために社会の動向の把握を行っている。

自己点検評価活動を基に検討を重ね、教育の基本方針の一つに掲げる世界基準の音楽教育を実現する教育システムの充実化に向け、平成 25(2013)年度より「 Semester制(半期完結型授業)」を導入し、平成 26(2014)年度より「GPA制度」を導入し、累積GPAが1~2の学生に対し個別指導を行っている。GPA制度の導入により学生の学修平均値を把握しやすくなり、平成 31(2019)年度から前年度までの累積GPAが3.5以上の学生に対しては、年間履修上限であるCAP制の緩和措置を取り入れている。

本学の学修成果を調査する方法としては、「授業改善のための学生アンケート調査」のほか、平成 25(2013)年度から実施している「学修時間実態調査」、「授業公開アンケート」、「卒業生アンケート」等の調査があり、総合的・客観的な調査に基づいて分析とフィードバックを行い、授業改善、カリキュラム改善、教授法の改善に反映させている。

また、平成 26(2014)年度に開設され、平成 29(2017)年度に独立専攻化されたKonzertfach(演奏専攻)及び教職実践専攻、平成 30(2018)年度に開設されたパフォーマンス総合芸術文化専攻についても、組織的な取組の中で教育内容や指導の改善に向けて点検及びフィードバックを適正に行い、それらは専門部会、教務委員会を経てアカデミック・スケールに反映されている。

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、学習成果を点検評価するために、上記のような各種アンケート調査並びに、学生自身の学修を振り返る「ポートフォリオ」作成の実施を行い、教学IR委員会、FD委員会、教務委員会等を中心に、結果を分析し、状況を把握共有しながらPDCAサイクルを回し、授業改善に努めている。今後それらを更に可視化して行くことができるように取り組んでいく。

<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

【資料 3-3-1】 2018 年度授業改善のための学生アンケート調査

【資料 3-3-2】 令和元年度学修時間・実態調査

【資料 3-3-3】 東邦スタンダードポートフォリオ(振り返りシート)

- 【資料 3-3-4】 令和元年度授業公開アンケート調査結果
- 【資料 3-3-5】 平成 30 年度「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学卒業生アンケート」集計報告
- 【資料 3-3-6】 令和元年度大学院音楽研究科修士論文題目一覧
- 【資料 3-3-7】 東邦音楽大学大学院 1 年生演奏会(プログラム)
- 【資料 3-3-8】 2019 年度東邦音楽大学大学院修士課程学位審査修了演奏会(プログラム)
- 【資料 3-3-9】 令和 2 年度東邦スタンダードクラス担任一覧
- 【資料 3-3-10】 履修ガイド:東邦音楽大学 G P A 制度
- 【資料 3-3-11】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書(平成 29 年度・平成 30 年度)

[基準 3 の自己評価]

本学では、建学の精神の下、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーと連動し一貫したカリキュラム・ポリシーを策定している。3 つのポリシーは、学生及び社会に周知を図っている。進級要件、卒業要件を明示するとともに、CAP 制により年間の履修登録単位数上限を設定し学修の質を保っている。これらの運用は厳正に行われている。学修成果の点検は、学修ポートフォリオによって可視するとともに、GPA 制度により専門科目から教養教育科目までを総合した学修成果を数値化することや、授業アンケート等によって多角的に点検をしている。

以上のことから、基準 3 を満たしていると判断できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学学長選任規程」第 3 条において、「①学園の設置理念に基づいた当該大学を代表するにふさわしく、②教育行政・学校経営に関して優れた識見と豊かな経験を有し、③健康で学長職務を遂行できる者のうちから学長の選任を行う」旨、規定されている。

また、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学組織規程（以下「本学組織規程」という。）」第 4 条に「学長は、校務を司り、所属教職員を統括する」と規定されており、大学を統括し運営にあたる学長の権限と責任が明確に定められている。

また、本学組織規程第 5 条において、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を司る」

と規定し、現在、副学長(教育担当)、副学長(研究・産学官連携担当)の2名の副学長を選任・配置しており、令和2(2020)年1月からは、「学長から指示された大学運営上の課題の企画及び調整に関すること」等を司る「学長室」を設置して室長を置くなど、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制は、整備されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、本学組織規程第5条及び「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学副学長の選任等に関する規程」に基づき副学長(2名)を置き、「東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学副学長の職務分担に関する細則」により、副学長の掌理する職務を①教育と②研究・産学官連携に分け、担当させている。

また、本学組織規程第13条及び「東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学教務部長の選任等に関する規程」に基づき教務部長を置き、大学の教育課程の遂行全般に係る業務を管理させ、また、第14条及び「東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学学生部長の選任等に関する規程」に基づき学生部長を置き、学生の厚生補導・生活指導全般に係る業務を管理させており、組織上の位置付けと役割を明確にしている。

また、本学は、「東邦音楽大学学則」第43条に基づき教授会を、「東邦音楽大学大学院学則」第7条に基づき研究科委員会を置いている。本学の教学上の意思決定については、学長が「教授会」及び「研究科委員会」を招集し、審議の上、集約された意見を踏まえて意思決定を行い、業務を指揮・執行している。

教授会及び研究科委員会は、それぞれ「東邦音楽大学教授会規程」及び「東邦音楽大学大学院研究科委員会規程」に基づき運営されている。教授会及び研究科委員会は、学長及び教授に加え、准教授その他の職員を参加させ、学長主催の下に毎月1回開催(研究科委員会は年6回～8回開催)し、議事案件を教職協働体制で検討している。

また、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学主任教授会規程」に基づき、学長の諮問機関として主任教授会を置いている。主任教授会は、学長が教授会の意見を聴くものとされている教育研究に関する重要事項について審議するほか、教授会の議題等について事前審議を行っている。

このほか、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学委員会規程」に基づき、教務委員会や学生委員会等の各種委員会を置き、教育研究及び管理運営上の必要事項を審議しており、審議された事項は、教授会に諮られている。教授会で審議され、学長のリーダーシップの下で協議・調整された事項は、速やかに各専攻及び各部署の長に伝達されている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学は、「学校法人三室戸学園事務組織及び事務分掌規程」により、事務組織の配置、事務分掌及び職務の権限を明確にし、法人の事務組織を含む学園全体として一体化した事務組織体制を構築し、業務に応じた人員を配置している。

大学に事務本部を置き、教務委員会や学生委員会等の各種委員会の運営においては、教務部長及び学生部長をはじめとする関係教員と事務本部職員等との教職協働により、教学マネジメントを推進している。

本学は、教職協働を常としており、平成27(2015)年1月に設置した、「東邦音楽大学・

東邦音楽短期大学教育改革推進会議」においては、学長を議長とし、教務部長、学生部長、研究科長等の教員と、事務本部長、学園本部長等の事務職員が協働して、教学に関する基本方針、基本的施策に関する検討と学内政策等の企画立案等を行うなど、大学教員と事務職員との連携により、大学マネジメント改革を進めている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

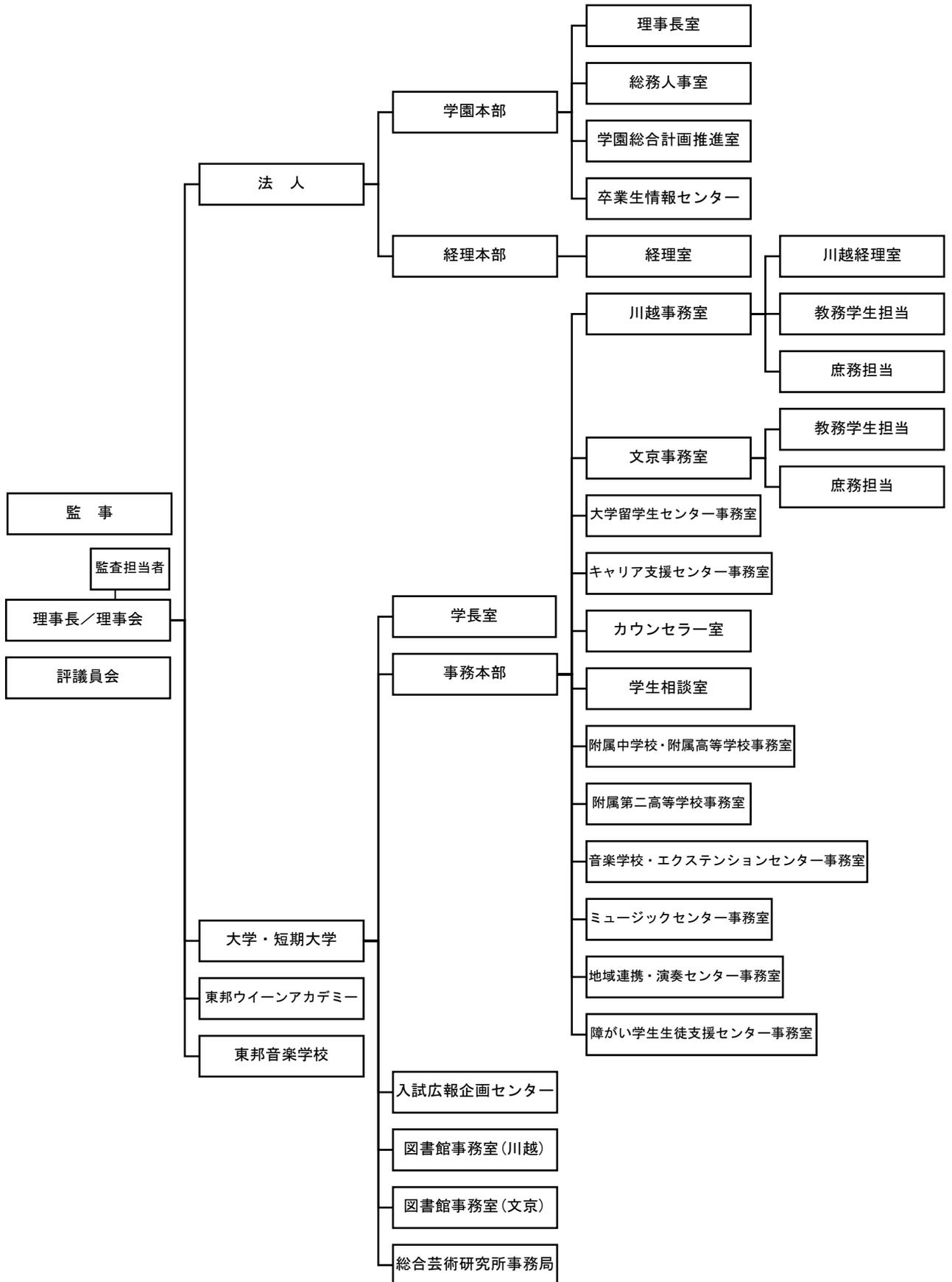
教育研究活動は、現在でも十分機能していると評価しているが、より質の高い教育・研究の実施に向け、国の教育施策の動向等を踏まえ、教育研究の充実・強化について検討を行うとともに、本学の意思決定が適切かつ円滑になされるよう取り組んでいく。

また、今後、学長のリーダーシップがさらに発揮できるよう関係職員による連絡調整の徹底など改善を図っていく。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 4-1-1】 東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学学長選任規程
- 【資料 4-1-2】 東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学組織規程
- 【資料 4-1-3】 東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学副学長の選任等に関する規程
- 【資料 4-1-4】 東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学副学長の職務分担に関する細則
- 【資料 4-1-5】 東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学教務部長の選任等に関する規程
- 【資料 4-1-6】 東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学学生部長の選任等に関する規程
- 【資料 4-1-7】 東邦音楽大学学則
- 【資料 4-1-8】 東邦音楽大学大学院学則
- 【資料 4-1-9】 東邦音楽大学教授会規程
- 【資料 4-1-10】 東邦音楽大学大学院研究科委員会規程
- 【資料 4-1-11】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学主任教授会規程
- 【資料 4-1-12】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学委員会規程
- 【資料 4-1-13】 令和2年度教授会・研究科委員会・委員会等一覧
- 【資料 4-1-14】 学校法人三室戸学園事務組織及び事務分掌規程
- 【資料 4-1-15】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育改革推進会議規程

〔学校法人三室戸学園 事務組織図〕



4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学及び大学院の教員については、設置基準が定める専任教員数を適切に配置している。常勤教職員の採用及び任免は、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程」に基づいて行っており、新たに任用される者の地位及び職務の決定にあたっては、その学歴、能力、専門的経験等を基礎に決定している。

教育職員の任用基準については、教授、准教授、講師、非常勤講師ごとに定めており、教育実績、研究業績、学会活動または社会文化活動の業績等を判断要素としており、これらは、教員を昇任させる場合の基準としても使用している。

教育職員の人事は、学長が主任教授会に諮り、教授会の承認を得、理事会の議を経て理事長が決定する。

また、「特別任用教職員採用規程」に基づき、特に必要と認める職務の経験及びその専門的能力を有する職務に携わってきた人材を「特別任用教職員」として採用しており、定年退職後も特任教授等の職位で活躍している教員は少なくない。

さらに、本学は、音楽大学であるという特性から、領域に応じた実技指導を行うためには、それぞれの領域の専門的知識・経験を有する教員が不可欠である。このため、専任教員以外に非常勤講師を確保し、きめ細かい実技指導を行っており、本学の特徴である「One to One」教育を実践している。

大学及び大学院における教員数(令和 2(2020)年 5 月 1 日現在)は、以下のとおりである。

- ・学 部：専任 39 人(教授 20 人、准教授 14 人、専任講師 5 人、非常勤講師 92 人)
- ・大学院：専任 9 人(教授 7 人、准教授 2 人、専任講師 0 人、非常勤講師 19 人)

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を推進するため、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学FD委員会規程」を定め、学長を委員長とする「FD委員会」を中心に、毎年度、計画的にFD研修会を実施している。また、FD研修は、教員及び事務職員に共通するテーマの場合は、FD/SD研修として実施している。

平成 29(2017)年度は、「多様化する学生に対応するための大学改革の進め方」をテーマに年間で 4 回実施し、このほか、「教職課程再課程認定に係る科目設定方針、教育内容・方法等」等をテーマに年間で 4 回実施した。講師には、教育関係団体職員や他大学教員など幅広い人材を招いて行った。また、平成 30(2018)年度は、「国際交流の視点から留

学生受入れの問題点について」をテーマに他大学教員を講師に招くなど年2回実施し、令和元(2019)年度は、「内部質保証のための教職協働」をテーマに他大学教員経験者を講師に招いて実施するなど、毎年度、本学の課題等に応じたテーマを設定し、教員の教育技法の改善に役立てている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、授業科目や実技指導等に応じた教員の適正配置に努める。

また、FD研修については、教員及び事務職員のニーズを把握し、それに応じた内容の研修を企画し実施するよう改善を行い、研修の充実に努める。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 4-2-1】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程

【資料 4-2-2】 特別任用教職員採用規程

【資料 4-2-3】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学FD委員会規程

【資料 4-2-4】 平成 29(2017)年度以降のFD/S D研修一覧

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるため、「学校法人三室戸学園SD研修実施規程」を定め、SD研修を実施している。SD研修は、職員一人ひとりの管理能力、実務能力を高め、経営効率の向上と職員の能力の向上に資することとしている。

平成 29(2017)年度は、「教職協働を通じた今後の大学経営と学生募集」、「新コースPRのための広報担当者研修と実行支援」等をテーマに、他大学や教育関係団体職員等を講師に年間で5回実施した。また、教員及び事務職員に共通するテーマにより実施するFD研修については、事務職員の参加を促している。

平成 30(2018)年度は、中堅・若手職員を対象に、本学園の監事による講話とグループ討議を行うSD研修のほか、教員と事務職員に共通するテーマにより実施したFD/S D研修を含め、年3回実施した。

また、令和元(2019)年度は、職員の要望等を踏まえつつ研修を企画・実施しており、企業及び他大学の経験がある職員を講師とした研修として、①「大学を巡る状況と事務職員の役割」をテーマに中堅・若手職員を対象とするSD研修、②「論理的思考とマーケティング概論」をテーマに幹部級職員を対象とするSD研修のほか、教員と事務職員に共通するテーマにより実施したFD/S D研修を含め、年3回実施した。

また、職員の能力開発に向けて学内研修だけでなく、「カリキュラムコーディネーター

養成研修会(初級)」など民間企業や他大学等で行われる外部研修にも職員を参加させている。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学を取り巻く状況の変化を敏感に察知して積極的に研修の見直しを行う。すべての職員が当事者意識をもって大学運営にかかわれるよう、時宜にあったテーマを設定するなどSD研修の充実を図る。また、大学運営に資する外部研修には、職員の積極的な参加を促していく。

<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

【資料 4-3-1】 学校法人三室戸学園SD研修実施規程

【資料 4-3-2】 平成 29(2017)年度以降のFD/SD研修一覧

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学における研究活動の推進を図るため、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学研究推進・倫理委員会規程」を定め、本学における研究活動の推進を図り、研究力を有する大学としての地位を確立することを目的に体制の整備を行い、適正に運用している。

川越キャンパス及び文京キャンパスには、専任教員のための研究室を配置するなど、研究活動を展開しやすい環境を整備している。また、平成 29(2017)年 3 月に文京キャンパスの図書館を改修し、「文京図書館ラーニングcommons」を整備するとともに、教員・学生が利用しやすいよう、明るく開放的な共用スペースにパソコンを設置している。川越キャンパスにおいても Wi-Fi 環境を計画的に整備(増設)しており、また、学生に貸出用パソコンを提供している。

また、教員ごとに専門分野、現在の研究課題及び研究業績等を収録した「教育研究一覧」を作成し、学園ウェブサイトに掲載するなど、研究者情報の提供と研究活動の促進に努めている。

本学は、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学研究員に関する規程」を定め、本学を履修又は卒業した者等を研究員として受入れている。研究員は、指導教員とともに大学の授業等に参加し、音楽性を磨き、演奏技術の向上に積極的に務めることを役割とし、指導教員の指示の下に演奏又は実技等の教育補助業務を行っており、教員の教育・研究活動支援に寄与している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、「学校法人三室戸学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、公的資金を用いた研究活動上の不正行為の防止等に努めている。

また、本学における研究倫理の確保を図るため、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学研究推進・倫理委員会規程」を定め、「研究推進・倫理委員会」設置している。

「研究推進・倫理委員会」は、委員長には、副学長(研究・産学官連携担当)を充てており、本学における研究倫理に関する教育及び倫理事項の審査判定など研究倫理の確保のための取組を適切に実施している。

また、本学の研究不正防止に関する取組を学内外に周知するため、「研究活動における不正行為に関する相談・通報窓口について」を学園ウェブサイト上に公開するとともに、非常勤教員を含む全教員を対象に、年度始め(4月)に実施する「教員オリエンテーション」において、学長及び副学長(研究・産学官連携担当)が研究不正防止に関する注意を喚起するなど、研究倫理の確立と周知に努めている。

大学生に対しては、大学4年次に提出が義務付けられている作品ノートに関する「作品ノート説明会」で、論文不正についてわかりやすく説明している。

また、大学院生に対しては、修士論文支援の授業である「文献研究Ⅰ・Ⅱ」の各1コマを充て、副学長及び音楽学を専門とする授業担当教員から論文不正についての講義を行い、周知を徹底している。また、修士論文作成指導において、論文不正にあたる行為がないよう細やかに指導している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、教育改革に取り組む教員又は部会に対して、学長が財政的に支援し、本学の教育の質の向上に資することを目的とする「教育改革支援プログラム」を実施している。本学の教員等が主体となって行う教育改革に関する事業やプロジェクト等を対象として学内公募により実施しているものであり、対象事業には研究活動も含めている。支援額は、概ね1件当たり100万円である。

また、本学の研究推進・倫理委員会は、「学内外からの競争的資金を活用した研究に関すること」を審議事項としており、競争的資金等の獲得に挑戦する教員への支援方策について検討を行っている。令和元(2019)年度における研究実績は、以下のとおりである。

<競争的資金(科学研究費申請)>

氏名	職位	区分	研究種目等	研究課題名	備考
中島 裕紀	教授	研究代表者	科学研究費	中国西洋音楽受容に日本が果たした役割とそのアーカイブ発信に関する研究	2019/9
田中 健次	特任教授	分担者	科学研究費		
宮野 陽子	教授	分担者	科学研究費		
岩見真佐子	専任講師	分担者	科学研究費		
平田 紀子	専任講師	分担者	科学研究費		

【学会発表】

- ①木下容子(准教授)：日本音楽療法学会(共同)、「音楽療法士養成教育の現状と課題」
 - ②平田紀子(准教授)：日本音楽療法学会(共同)、「音楽療法士養成教育の現状と課題」
 - ③二俣 泉(講師)：日本心理学会(共同)、「障害児者への音楽を利用した介入を考える」
 - ④粕谷麻里乃(准教授)：日本音響学会(単独)、「歌唱と朗読における母音の比較分析」
- 上記のほか、多くの教員が、演奏研究、論文投稿、論文査読、学会シンポジウム及び著書等において研究実績を挙げている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

「研究環境の充実」と「外部資金等の獲得に挑戦する教員の増加」を本学の重点課題として位置付け、令和3年度から開始する中期計画に定める。

教員の外部資金獲得意識を高めるため、外部資金獲得の実績のある教員を講師とするFD研修を実施する。また、研究助成団体等の公募情報に関して効果的な学内周知方法を構築する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 4-4-1】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学研究推進・倫理委員会規程
- 【資料 4-4-2】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学研究員に関する規程
- 【資料 4-4-3】 東邦音楽大学研究員心得
- 【資料 4-4-4】 学校法人三室戸学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- 【資料 4-4-5】 研究活動における不正行為に関する相談・通報窓口について
- 【資料 4-4-6】 令和元年度東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学教育改革推進支援プログラム実施要項

[基準 4 の自己評価]

学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう補佐体制が整備されており、また、教授会をはじめ各種委員会等が適正に運用されており、権限の適切な分散と責任の明確化が図られている。

また、職員の配置については、教育目的及び教育課程に即した教員が確保されており、事務職員についても適切に配置し、役割を明確にしている。

職能開発等については、大学を取り巻く状況の変化を踏まえて時宜にあった研修テーマを設定してFD・SD研修を実施しており、外部研修にも積極的に参加を促すなど適切に実施されている。

研究支援については、副学長(研究・産学官連携担当)を選任し配置するとともに、研究推進・倫理委員会を中心とした推進体制を構築している。

以上のことから、基準4を満たしていると判断できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人三室戸学園寄附行為（以下「本学園寄附行為」という。）」に基づき、理事長、理事、監事、理事会及び評議員会を置き、理事長である学長が大学組織の運営を統括する体制が整えられている。

理事会は、学園の最高意思決定機関として責務を負い、理事、監事及び評議員は、私立学校法及び本学園寄附行為により適切に選任されており、理事会及び評議員会は、本学園寄附行為の定めに従い、適正に運営されている。

大学においては、学長の統括の下、学部は学部長（学長がその職を兼ねる。）、大学院研究科は研究科長の下に組織的に運営されている。学長の下に副学長（2名）が選任されており、学長を補佐する体制が整備されている。事務組織は、法人の事務部門である学園本部及び経理本部のほか、大学の事務部門である事務本部等にそれぞれ本部長等を置き、運営組織が整備されている。

理事会決定事項が、理事長である学長及び事務本部長等の緊密な連携の下、教員組織及び事務部門に伝達され、整備された規程に基づき問題なく運営されている。また、常に教員組織と事務部門との意思の疎通を図り、教職協働体制を維持、推進している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の教育的使命・目的の実現のため、学長が、毎年度、大学運営方針を示し、予算編成時に次年度の事業計画を定め、評議員会の意見を聴き、理事会において了承の後、具体的施策にして実行している。また、教授会及び各委員会において、経営、教学、事務の各部門いずれもが関連する大学運営事項を継続的に審議・検討し、学長が決定している。教務委員会、学生委員会、入試委員会等の委員会については、規程に基づき適切に運営しており、使命・目的の実現へ継続的に努力している。

また、理事長を議長とし、学園本部長、経理本部長、事務本部長、室長及び附属学校長等で構成する「責任者会議」を年2回（7月、12月）開催し、各部門の課題や進捗状況等を共有し、共通認識の下、使命・目的の実現へ全学園を挙げて取り組んでいる。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学園は、中学校から大学・大学院までの学校を設置しており、それら全ての学校において環境保全・環境保護に努めている。学園全体の取組としては、キャンパス内の緑化やゴミの分別収集、リサイクル活動等を実施している。また、夏期においては省エネ

ルギー対策として冷房温度の28℃設定の徹底やクールビズの実施も積極的に実施している。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントについて、毎年度、理事長・学長名の文書「中学校より大学院までの音楽一貫教育実現へ向けての教職員心得」を学内に掲示するとともに、教授会等において学長から注意喚起を促すなど常にそのような事態が起こらないように全学を挙げて取り組んでいる。

安全対策としては、火災、震災等の災害や学内における事故防止、防犯対策にも積極的に努めている。火災等の災害対策については、震災等の災害対策を含めた「学校法人三室戸学園消防計画」を毎年度作成し、9月には防火防災対策会議(議長：理事長)を開催し、火災等の予防や災害時の対応等について周知徹底を図っている。また、消防署等の協力を得て毎年避難訓練も実施しているほか、自動体外式除細動器(AED)を設置し、緊急時の対応としている。

防犯対策等については、警備員による巡回警備のほか、キャンパス内に監視カメラ等を設置し安全確保に努めている。

また、危機管理に関しては、政府等から発出された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」等に沿って、令和2年3月以降に予定する演奏会等の規模縮小や延期・中止等を行い、さらに4月以降は、政府の「新型ウイルス感染症緊急事態宣言(令和2年4月7日)」等を踏まえ、学生・教員のキャンパス内の入構禁止、学年暦の変更、オンライン授業の実施、職員の勤務制限・在宅勤務の実施など感染防止のための措置を適切に講じ、「緊急事態解除宣言」後も感染拡大予防ガイドラインに沿って大学を運営している。

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

専任教職員を対象とする新年度会(4月に開催)、教員オリエンテーション(4月、9月に開催)、附属学校の校長・教頭を含む責任者会議(7月、12月に開催)等を通じて、本学園を取り巻く社会状況や本学が推進している教育改革等について共通認識を高めるなど、全教職員に対して情報の共有化を図り、全教職員が問題意識を持って諸施策を推進する体制を強化していく。

<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

- 【資料5-1-1】 学校法人三室戸学園寄附行為
- 【資料5-1-2】 学校法人三室戸学園理事会規程
- 【資料5-1-3】 学校法人三室戸学園理事の職務分担に関する規程
- 【資料5-1-4】 学校法人三室戸学園評議員及び評議員会規程
- 【資料5-1-5】 東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学組織規程
- 【資料5-1-6】 東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学副学長の職務分担に関する規則
- 【資料5-1-7】 学校法人三室戸学園事務組織及び事務分掌規程
- 【資料5-1-8】 令和2年度事業計画
- 【資料5-1-9】 中学校より大学院までの音楽一貫教育実現へ向けての教職員心得
- 【資料5-1-10】 学校法人三室戸学園消防計画(防火防災対策を含む。)
- 【資料5-1-11】 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う本学の対応

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会の役割については、本学園寄附行為に定め、本学園寄附行為及び「学校法人理事會規程」に基づいて適切に運営している。

理事会(令和2(2020)年4月1日に1人増員、現員6人)は、寄附行為で定めている人数(理事5人以上7人以内)を満たしており、選任条項に従って理事を選任している。

理事会は、原則として年4回(令和元年度は6回)開催しており、予算・決算、中期計画・事業計画・事業報告、人事、寄附行為及び学則・諸規程の制定改廃など法人の重要事項について審議しており、法人としての意思決定機関としての機能を十分に果たしている。理事会の出席状況に問題はなく、やむを得ず欠席の場合は、委任状により意思表示が行われている。

令和元年度の理事会の開催状況は、次のとおりである。

[令和元(2019)年度 理事会開催状況]

(単位:人)

区 分	開催年月日	定員（現員）	出席者数	監事の出席
第1回	平成31年 4月 1日	5	5	2
第2回	令和元年 5月29日	5	5	2
第3回	令和元年10月30日	5	5(1)	2
第4回	令和 2年 1月22日	5	5	2
第5回	令和 2年 2月19日	5	5	2
第6回	令和 2年 3月25日	5	5	2

※ 上記表中、()内の数字は、委任状による意思表示を行った者の数(うち数)。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

現在、理事会は、令和2(2020)年4月1日に外部から理事(非常勤)を招聘したことにより、6人の理事(うち外部人材理事2人)で構成されている。この外部人材理事複数体制により、外部人材理事の、大学以外の分野における経験や意義な知見を本学の運営に活かし、本学の使命・目的の達成のための諸施策を実行していく。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料5-2-1 学校法人三室戸学園役員名簿】

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

意思決定については、本学園寄附行為や学則のほか大学諸規程において、それぞれの意思決定の範囲を定めている。

本学の教育研究に関する事項について審議する機関である教授会及び研究科委員会（以下「教授会等」という。）は、学則及び教授会規程（研究科委員会は研究科委員会規程）により学長及び教授等で組織し、月 1 回以上開催（研究科委員会は年 6 回～8 回開催）している。教授会等は、学長が決定する教育課程の編成、教員の研究業績の審査、学生の不利益処分等に関して意見を述べるほか、学長が司る教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べている。また、教授会は、教授会の下に置かれ専門領域ごとに設置されている専門部会や各種委員会と連携しており、双方の審議状況など情報の共有が図られている。

なお、法人の理事長は、学長を兼ねており、教授会等の議長を務めている学長を通じて、法人(理事会)と大学の疎通は常に行われており、双方の意思決定の円滑化は、問題なく実行できている。

また、教員オリエンテーションを年2回(前期は4月、後期は9月)開催し、専任教員のみならず非常勤講師の参加を得て、本学園を取り巻く社会的状況や本学が推進している教育改革等を共通認識する機会としている。この教員オリエンテーションは、教員のほか事務職員も参加しており、職員からの提案等を含め意見交換を行っている。

また、教員及び事務職員で構成する「学生獲得戦略会議」を年5回程度開催し、学生獲得に向けたこれまでの取組の検証と今後の戦略について意見交換を行っており、提案されたアイデアについては、学長に適宜報告している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

専門領域ごとに設置されている専門部会においては、教育研究活動に関して所属教員全員による審議・検討等が行われており、これらについては、各専門部会主任から教授会に報告している。専門部会で審議・検討された事項については、教授会に審議を諮る前に、学長を議長として教務部長、学生部長、各専門領域の主任教授で構成する「主任教授会」で意見交換を行うなど事前にチェックを行っている。また、教授会での審議状況については、各専門部会主任から専門部会に報告しており、教授会と専門部会との相互チェックは十分に機能している。

法人本部と教学部門の事務本部並びに教員と事務職員との意思の疎通については、単科大学であり、小規模な大学であるというスケールメリットを活かし、日常的に一体感を持って実行されている。また、年2回(7月、12月)開催する責任者会議において理事長・学長を議長として、法人本部及び事務本部の室長以上の事務職員と附属学校の校長及び教頭が一堂に会し、各部門の課題や進捗状況等について情報の共有化と相互チェックを

行っている。

法人の業務の諮問機関としての機能を有する評議員会の役割については、本学園寄附行為に定め、本学園寄附行為及び「学校法人三室戸学園評議員及び評議会規程」に基づいて、適切に運営している。

評議員会(現員 20 人)は、寄附行為で定めている人数(評議員 11 人以上 23 人以内)を満たしており、選任条項に従って評議員を選任している。

評議員会は、原則として年 2 回(令和元年度は 4 回)開催しており、予算・決算、中期計画・事業計画・事業報告、寄附行為及び学則の制定改廃など法人の重要事項について審議しており、法人の業務の諮問機関としての機能を十分に果たしている。出席状況に問題はなく、やむを得ず欠席の場合は、委任状により意思表示が行われている。

平成元年度の評議員会の開催状況は、次のとおりである。

[令和元(2019)年度 評議員会開催状況] (単位:人)

区 分	開催年月日	定員 (現員)	出席者数	監事の出席
第1回	平成31年 4月 1日	23	23(3)	2
第2回	令和元年 5月29日	23	23(7)	2
第3回	令和 2年 1月22日	23	23(2)	2
第4回	令和 2年 3月25日	23	23(4)	2

※ 上記表中、()内の数字は、委任状による意思表示を行った者の数(うち数)。

監事の選任は、本学園寄附行為第7条の定めに従い、適切に実施されており、2名の監事が選任されている。

監事による監査については、毎年度「監査方針及び監査計画」を作成し、方策や具体的監査の手順、実施する時期等を定めている。また、監査の一環として、主要な教職員を対象に監事ヒアリングを実施し、業務の進捗状況や課題等の把握に努めている。

また、監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、貴重な意見を述べている。

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

法人と大学及び法人事務部署と大学事務部署における意思疎通及び情報共有化の推進に当たっては、小規模大学の特性を活かし、事前に協議事項等を周知するなど、より計画的に協議の場を設定していく。また、新たな課題に対しては、法人内、大学内において各部署のコンセンサスを得ながら全学的な検討を進めていく。

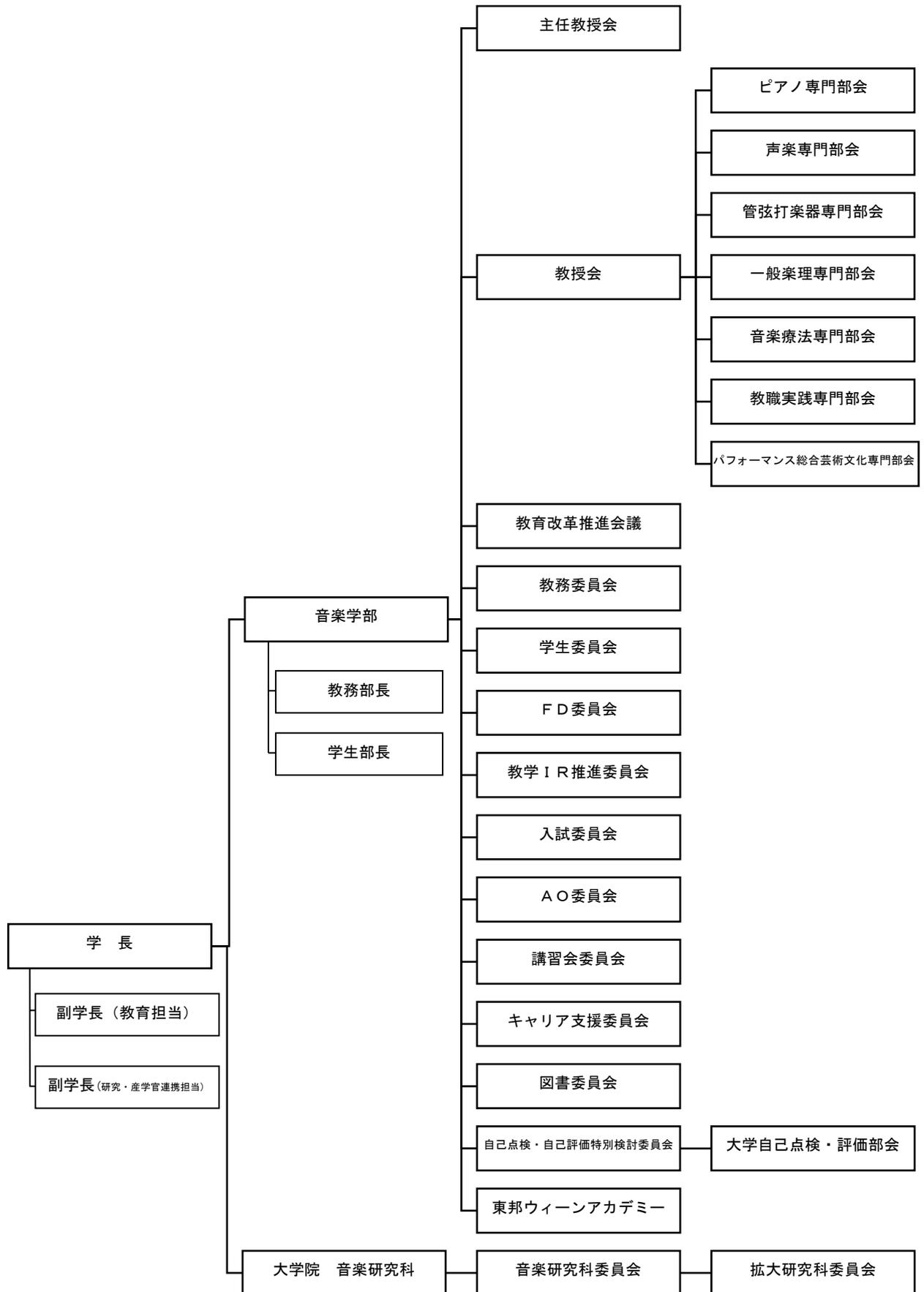
<エビデンス集 (資料編) ・基礎資料>

- 【資料5-3-1】 学校法人三室戸学園評議員名簿
- 【資料5-3-2】 東邦音楽大学学則
- 【資料5-3-3】 東邦音楽大学大学院学則
- 【資料5-3-4】 東邦音楽大学教授会規程
- 【資料5-3-5】 東邦音楽大学主任教授会規程

東邦音楽大学

- 【資料5-3-6】 東邦音楽大学大学院音楽研究科委員会規程
- 【資料5-3-7】 東邦音楽大学専門部会規程
- 【資料5-3-8】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学委員会規程
- 【資料5-3-9】 東邦音楽大学教授会開催状況
- 【資料5-3-10】 責任者会議開催状況
- 【資料5-3-11】 令和2年度監査方針及び監査計画

[東邦音楽大学 教学関係組織]



5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

第三次中期計画に合わせて作成した中期収支計画(平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度の 5 か年計画)における中期資金収支計画では、計画開始前の平成 27 年(2015)に 1 億円を超える支出超過(資金収入<資金支出)を脱却するため、計画的な入学者数の増加等により収支改善を図り、平成 30(2018)年度に資金収支差額をプラスに転じ、以降、プラスで推移する計画であったが、18 歳人口の減少を主要因として計画した数の入学者は確保できず、学生生徒等納付金収入については、計画に比して減額が続き、厳しい収支状況が続いている。

こうした中、毎年度、人件費・教育研究経費等の総額については、中期資金収支計画の計上額を超えて削減し、さらに利用頻度の低い資産の売却等を積極的に行ってきた。令和元(2019)年度には、第 2 号基本金の取崩しに伴い、同引当特定資産を取崩した。

こうした取組により、平成 28(2016)年度及び平成 29(2017)年度とも支出以上の収入を確保し、平成 30(2018)年度には支出が収入を上回ったものの、約 1 億円の支出超過に留め、令和元(2019)年度末には、3 億円を超えて収入が支出を上回った。このため、翌年度繰越支払資金は、中期資金収支計画開始直前の平成 27(2015)年度末には 11 億 3 千 8 百万円であったが、令和元(2019)年度末には、4 億 1 千 7 百万円増の 15 億 5 千 5 百万円を確保している。

<表 1 資金収支差額・繰越支払資金(実績)の推移>

(単位：千円)

区分	平成 27(2015) 年度	中期財務計画期間			
		平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度
資金収支差額	△117,422	124,188	70,206	△106,193	328,802
年度末繰越支払資金	1,138,746	1,262,934	1,333,140	1,226,948	1,555,749

一方、事業活動収支において事業活動支出が事業活動収入を上回る状況が続いているが、資産売却に伴う第 1 号基本金の取崩しや新校舎建設計画の中止に伴う第 2 号基本金の取崩し等を行い、翌年度繰越収支差額は、大きな減額にはなっていない。

<表 2 基本金組入前収支差額・翌年度繰越収支差額(実績)の推移>

(単位：千円)

区分	平成 27(2015) 年度	中期財務計画期間			
		平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度
基本金組入前当年度収支差額	△326,660	△435,410	△184,521	△407,910	△486,022

基本金取崩額	266,438	2,000	104,894	0	950,431
翌年度繰越収支差額	△4,645,851	△5,112,981	△5,192,608	△5,626,731	△5,162,321

このように、資金収支においては、翌年度繰越支払資金の残高を増加させ、事業活動収支においては、翌年度繰越収支差額を大きく変動させないでおり、中長期的計画に基づく適切な財務運営が確立されているものといえる。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

令和元(2019)年度末の資産総額は、141億2千3百万円であり、これから負債総額6億1千7百万円を差し引いた純資産は、135億5百万円を計上している。現預金は15億5千5百万円であり、実質現金化可能資産(現預金に施設設備拡充引当金特定資産と有価証券を加えたもの)は22億5千5百万円を計上しており、現状の本学の経営環境から判断すると十分な資金を確保している。借入金はなく、流動比率は高く、財政基盤の確立は十分である。

収支状況は、前記(5-4-①)のとおりであり、資金収支のバランスは、ほぼ確保されている。事業活動収支においては、事業活動支出が事業活動収入を上回る状況が続いているが、純資産が充分確保されており、経営上の問題は生じない。

さらに、本学園では、厳しい経営環境の中で、文京キャンパス新校舎建設計画の中止等により収支均衡を確保してきた。収入の柱である学生生徒等納付金収入の確保に向けた取組として、平成30(2018)年度には大学にパフォーマンス総合芸術文化専攻を設置し、また、令和元年度には中国での現地入試を開始し、いずれも入学者の増加につなげている。

学納金以外の収入としては、平成27(2015)年度から平成30(2018)年度までの間、4年連続して「私立大学等改革総合支援事業補助金」を確保してきたところであり、また、寄附金収入については、令和2年度において新たに「遺贈制度」を導入するなど多様な寄附制度を構築し、寄附金の獲得増を図ることとしている。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

文京キャンパス耐震化工事等の施設設備の拡充と、これらに係る資金確保など財務関連の課題を整理し、令和3(2021)年度から開始する中期財務計画を策定する。

<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

【資料5-4-1】 中期収支計画(平成28(2016)年度～平成32(2020)年度の5か年計画)

【資料5-4-2】 中期収支計画と実績対比表

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適切な実施

本学園では、「学校法人会計基準」及び「学校法人三室戸学園経理規程」をはじめとする関係規程等に従い、適切に会計処理を実施している。また、監査法人や税理士と契約をし、監査法人からは定期的に監査を受け、税理士からは適宜指導を受け、適切な会計処理を行っている。

本学園の会計処理は、各部門が伝票を起票し、経理室が内容をチェックし、システム入力を行っている。大口の物品購入については関係本部長等の合議を経て執行するなど、不正や誤謬・会計処理上の問題が生じないように努めている。

経理室では、学園内各部門へ会計伝票の起票等を指導し、全学的に留意すべき事項発生の際には説明会等を開催しており、適切に対応している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実証

理事長、理事、監事及び経理本部長は、監査法人から、各年度の監査着手前に監査方針について説明を受けるとともに、理事長及び監事は、監査法人とディスカッションを行い、学園が抱える経営上のさまざまな課題や会計処理上の問題等について幅広く意見交換を行っている。監査法人は、本学園の考え方を聴取し、監査に役立てている。

監査法人は、十分な時間をかけ期中監査、期末監査など通年的に会計監査を実施しており、学園の内部統制や法令順守状況を把握し、課題があれば本学園と協議を行う体制が整っている。決算監査終了後には、監査法人から監査報告が、理事長、理事及び監事等が出席して行われ、役員と関係職員が監査結果に基づく指導事項を共有し、速やかに改善等を行っている。

監事は、理事会及び評議員会に出席するほか、会計に関する帳簿や重要な関係書類・文書を閲覧し、必要に応じて関係者への聴取を行うなど学園の状況把握に努め、指導を行っている。

このほか、本学園に内部監査担当者を置き、各種業務から分離独立した立場で、学園内の業務の進捗状況等を監査する体制を構築している。

このように会計監査体制は、適切に整備されており、監査法人・監事とも厳正な監査を実施している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学園の会計処理は、学校法人会計基準及び本学園関係規程に基づき、適切に実施されているが、今後も引き続き、事務職員の会計知識の向上を図り、適正な会計処理を推進する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料5-5-1】 学校法人三室戸学園経理規程

【資料5-5-2】 消費税変更に伴う伝票処理の説明会開催通知

【資料5-5-3】 監査報告会議事次第

【資料5-5-4】 監査法人と理事長・監事とのディスカッション議事次第

[基準 5 の自己評価]

学校法人としては、「学校法人三室戸学園寄附行為」に基づき、理事長、理事、監事、理事会及び評議員会を置き、一方、大学としては、理事長である学長が大学組織の運営を統括する体制が整えられており、経営の規律と誠実性は維持されている。また、学校法人の業務の最終的な意思決定機関である理事会は、本法人全体の各種業務を決するに当たり適切に機能している。大学においても、教授会や各種委員会が学長のリーダーシップの下、有機的に機能しており、本学の使命・目的の実現へ継続的に努力している。また、理事会の統一的な意思の下に、法人と大学が連携し、教員と事務職員が協働して業務を遂行している。さらに、大学内で企画・立案された具体的な施策が、大学内のコンセンサスを得た後、理事会へ諮られる機能も円滑に機能しており、そのプロセスにおいて大学と法人は相互チェックを働かせている。

大学の教育研究活動の安定的運営や学生の学修環境の充実のためには、その裏付けとなる財政の健全性が求められるが、本学においては、学生収容定員の充足が最大の課題である。本格的な人口減少社会の到来により、高等教育機関への主たる進学者である 18 歳人口が大きく減少するなど、本学園を取り巻く社会的状況は年々厳しいものとなっているが、平成 30(2018)年度に新たに開設したパフォーマンス総合芸術文化専攻や、平成 30(2018)年度から実施している中国現地入試(外国人留学生の受入)が功を奏しているなど、学生確保に向けた様々な取組が効果を発揮しつつある。また、学生生徒等納付金以外の収入増を図るため、国からの補助金(私立大学等改革総合支援事業)を含めた外部資金の獲得や健全財政維持のための支出抑制を行うなど、適切な財務運営の確立に努めている。

以上のことから、基準 5 を満たしていると判断できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

内部質保証に関しては、学則第 4 条において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行う」と定め、これに基づいて「自己点検・自己評価特別検討委員会」を設置している。

委員会の構成は、委員長は学長をもって充て、委員には副学長、図書館長、教務部長、教務部長補佐、学生部長、学生部長補佐、各専攻主任の教員及び学園本部長、事務本部長、事務本部長補佐、地域連携・演奏センター長の事務職員で構成されるという全学的体制をとっている。役職教員及び事務職員の長で組織することにより、内部質保証のための責任体制が明確となっている。

「自己点検・自己評価特別検討委員会」の下に「大学自己点検・評価部会」と「短大自己点検・評価部会」を置き、それぞれの部会において恒常的に自己点検・評価を実施するほか、大学・短大の両方に関わる評価項目も多岐にわたるため、必要に応じて二つの部会による合同会議を開催している。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・自己評価特別検討委員会において責任体制を明確にし、大学自己点検・評価部会を中心として多くの教職員が自己点検・評価に関わる体制になっているため、自己点検・評価を通じて教職員間のコミュニケーションの活性化がもたらされている。今後も教職協働による自己点検・評価を着実に進めて行く。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 6-1-1】 自己点検・自己評価特別検討委員会規程

【資料 6-1-2】 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書(平成 29 年度・平成 30 年度)

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価は、平成 5(1993)年度から数年単位で点検・評価項目を定め実施してきた。その結果は、「自己点検・評価報告書」第 1 号～第 11 号としてまとめられている。

自己点検・評価の開始から平成 16(2004)年度までは、多くの項目について網羅的に実施し、それを踏まえて「自己点検・評価報告書」第 1 号～第 3 号を作成した。その後、平成 17(2005 年度)より平成 26(2014)年度までは、自己点検・評価を本学の改善につなげる PDCA サイクルを構築することを念頭に、自己点検・評価の重点事項を絞って実施していくこととし、「自己点検・評価報告書」第 4 号～第 8 号を作成した。

この間、平成 20(2008)年度及び平成 26(2014)年度には公益財団法人日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、大学評価基準を満たしていると認定された。

平成 27(2015)年度からは、学内の自己点検・評価の定着に伴い、再び網羅的に自己点検・評価を行い、これに加えて外部評価を取り入れ、その結果を広く社会へ公表することとした。平成 27(2015)年度「自己点検・評価報告書」第 9 号においては、ふじみ野市教育委員会教育部長、平成 28(2016)年度・「自己点検・評価報告書」第 10 号においては川越市文化芸術振興課長より、平成 29(2017)・30(2018)年度「自己点検・評価報告書」第 11 号においては、和光市総務部次長兼総務人権課長より、6 項目(①入学者選抜、②

カリキュラムの内容・学修方法、③学修支援、④教員組織、⑤施設・設備、⑥社会貢献)について5段階の評価とコメントを受け、掲載している。

以上のように、本学における自己点検・評価は、後述の体制で収集、分析されたエビデンスに基づき、その方法と内容を改善しながら定期的に行っている。自己点検・評価の結果については、上述の「自己点検・自己評価報告書」としてとりまとめ、学内の各部局、教職員等に配布しているほか、学内図書館に配置し閲覧に供している。また、平成25(2013)年度以降のものについては、学園ウェブサイトにおいて公開している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

エビデンスに基づく自己点検・評価を行うために、学園本部、経理本部及び事務本部において、それぞれ担当する業務に関連した資料の収集、保管並びに関連データの作成を恒常的に行っている。特に、学生生徒については、毎年5月1日現在で学校種別、学年別、専攻別の状況について調査を行うほか、学生の授業等の「欠席状況調査」を各 Semester に複数回実施し、調査結果を関係教職員に配布している。

毎年度、「授業改善のための学生アンケート」を全ての講義、レッスンを対象に行い、得られたデータは、集計ののち各教員へフィードバックされ、各教員が分析した結果が「授業改善のための学生アンケート実施報告書」としてまとめられている。このほか「学修時間・実態調査」、「卒業生アンケート」及び「授業公開アンケート」が実施され、教学IR推進委員会、学生委員会等の委員会、教務学生担当、キャリア支援センター等で分析されている。音楽大学の特色である各種のコンサートの実施状況やボランティア演奏会等の状況についても毎年度取りまとめ、本学園の事業報告等に盛り込んでいる。これらの調査結果は、毎年度の実績の積み重ねとなり、自己点検・評価と教育改革・改善のための基礎資料となっている。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

本学では学生の状況、各種アンケートの集計結果等の分析は、必要に応じて様々な部局で随時行われることが多い。小規模な大学であるため、このような方法が有効な面もあるが、今後、収集するデータが増大していくことや、より全学的視野でこれを分析し改善につなげるために、上述の方法に加えて、教学IR推進委員会等で一元的に様々なデータの収集と分析を行う必要がある。ICT環境の強化を含めて、これらの情報を学内で広く共有、活用できるよう体制を整えて行く。

<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

【資料6-2-1】 2018年度授業改善のための学生アンケート実施報告書

【資料6-2-2】 教学IR推進委員会規程

【資料6-2-3】 令和元年度事業報告書

【資料6-2-4】 令和元年度学修時間・実態調査

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

上述のように、本学では学生を対象とした各種アンケートによるデータの収集、クラス担任、実技担当教員、オフィスアワー、事務局教務学生担当、学生相談室、キャリア支援センター等での学生対応など、多くのチャンネルから、学生の学修状況の把握と学生の意見のくみ上げを行っている。これらの情報は、教職員で組織される各委員会等の会議体にて分析、検討されている。学長のリーダーシップの下、教育改革推進会議等で改革の方針が決定され、教育の改善・向上に反映されている。

3 つのポリシーを起点とした検討は、アドミッション・ポリシーについては入学試験委員会及び入試広報企画センターが主に担当し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては教務委員会を中心として行っている。

近年は、文部科学省による私立大学等改革総合支援事業の趣旨に沿って、理事長・学長のリーダーシップの下、学園全体の教育の質的向上に向けた改革を加速してきた。この取組のため、学園の会議体として「私立大学等改革総合支援事業検討会議」を組織し、そこでの検討内容を踏まえて教育改革推進会議で改善策を決定することにより、迅速に改革を進めている。これらの改革が評価され、本学は、私立大学等改革総合支援事業のタイプ1「教育の質的転換」に平成27(2015)～30(2018)年度の4年連続して選定され、また、タイプ2「地域発展」に平成27(2015)～29(2017)年度の3年連続して、さらにタイプ5「プラットフォーム形成」に、本学を含む17の大学により構成する「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム」が平成30(2018)年度に、それぞれ選定されている。なお、令和元(2019)年度については、私立大学等改革総合支援事業の選定基準が大幅に変化したことにより、本学は選定に至らなかったが、上述のような学園の体制の下、引き続き改革に取り組んでいく。

平成26(2014)年度にFD委員会を設置し、委員会規程に基づいて、教育内容及び方法の改善・向上のための検討、ならびにそれらの組織的な研修、研究等を推進している。質の高い教育を行っている教員に対する顕彰制度として平成27(2015)年度より「ベストティーチャー賞」を設けている。その選考は学長によりFD委員会に付託され、FD委員会での選考結果を参考に、学長が受賞者を決定している。

上記のように、本学では教育改革推進会議、FD委員会を軸とし、各委員会、事務組織が連携して、エビデンスに基づく現状の分析、改善策の立案と実行を行っている。これらの成果については、毎年の事業報告書と自己点検・自己評価報告書に記載し、学園ウェブサイト等を通じて公開している。本学における改善・向上のための内部質保証の仕組みは、機能していると言える。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための PDCA サイクルの機能性は概ね確保されているが、全学的な視野の下に I R 機能を一層強化することで、PDCA サイクルの機能性を向上させていく。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 6-3-1】 令和元年度私立大学等改革総合支援事業検討会議議事次第

【資料 6-3-2】 FD 委員会規程

【資料 6-3-3】 ベストティーチャー賞規程

[基準 6 の自己評価]

内部質保証のための自己点検・評価の組織として、学長を委員長とする「自己点検・自己評価特別検討委員会」が組織されており、責任体制が明確になっている。その方針については、学則に明示されている。各種アンケート等により現状についての情報を収集し、その分析を定期的に行っている。これらのエビデンスに基づき自己点検・評価が行われ、その結果は「自己点検・自己評価報告書」としてまとめられ、学内で共有するとともに社会へ公表されている。改善・向上方策は、3 つのポリシーを起点とし、学長のリーダーシップの下、「教育改革推進会議」等で検討・立案されている。改善・向上方策の実行においては、FD 委員会を中心として着実に進めるための施策を講じており、内部質保証のための PDCA サイクルを機能させるための体制が構築されている。これらの成果は、「自己点検・自己評価報告書」と「事業報告書」にまとめられ、社会に公表されている。

以上のことから、基準 6 を満たしていると判断できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域への貢献

A-1. 地域への貢献

A-1-① 地域への貢献をテーマとした教育の実践

A-1-② 川越市、ふじみ野市など地元及び近隣地域への音楽活動を通じた地域貢献

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域への貢献をテーマとした教育の実践

本学は、「教育の基本方針」の一つに「地域社会との交流」を掲げている。その目的達成に向けて、カリキュラムにおける「人間教育科目」の区分に「ヒューマンコミュニケーション」、「地域創造①(地域貢献として、オーケストラ等の指導)」、「地域創造②(地域の学校等の授業等補助)」等の科目を設定し、音楽を通じて地域に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。

この教育活動を効果的に推進・支援するため、学内に「地域連携・演奏センター」を設置し、本学の所在地である川越市、近隣のふじみ野市、並びに本部のある文京区等の自治体との地域連携活動を積極的に行っている。

これからの社会を生きる上に必要とされる、生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力、そしてコミュニケーション能力を用いて、専門知識を社会の状況に応じて活用できる人材を育成するためには、音楽的能力、技術を向上させるだけでなく、他者と共感し合い、そこに感動を見出し、自らも体験できる機会の創造が必要だと考えている。

音楽活動等の体験を通じたボランティア活動を実践することによって社会に貢献し、人間形成の育成を図ることを目的とした本学独自の科目「ヒューマンコミュニケーション」は、この考え方を実践するアクティブラーニングの場として機能している。ボランティアでの演奏等を実施することによって決められたポイントが取得でき、決められたポイント数を取得することによって単位が修得できる。

その教育的実践の成果の場として挙げることができる活動は、東京都立大塚病院での院内ミニコンサートと、文京シビック(文京区施設)でのシビックコンサートがあり、それぞれの組織と協働しながら年間約4回、学生が演奏活動を行っている。これらのコンサートでは、聴衆のニーズや状況を考慮し、季節やコンサート時間等にも細やかに配慮して学生自らがプログラムを企画、立案し、運営にもかかわりながら実施している。この「調べる」、「想像する」、「考える」、「話して演奏する」、「共感する」等を通して、学生は多様な学びを体験できる。

なお、ボランティア・コンサートは上記のほか、年間40件以上の依頼があり、こうした教育目的の下で本学が行ってきた多くの地域貢献活動等の功績が認められ、平成24(2012)年5月、国際ソロプチミスト埼玉より、「シグマソサエティ」の認証を受けている。

A-1-② 川越市、ふじみ野市など地元及び近隣地域への音楽活動を通じた地域貢献

1. 川越市南古谷地区地域会議との連携による地域貢献

本学が所在する埼玉県川越市南古谷地区は、川越市の東部に位置し、近年、新興住宅開発が進み、市内でも児童・生徒数が増加している地域であり、健全で多様な発信力を持つ子どもの育成が重要な課題となっている。本学では、自治会長会との連携のみならず、自治体、住民組織及び地域企業等と共同し、音楽を通して育まれるしなやかな感性の獲得に取り組むことで、地域全体の情操教育の向上に貢献をしている。

その主な活動の一つである「南古谷ウインド・オーケストラ」(結団:平成17(2005)年、事務局:南古谷公民館)は、現在、南古谷地区の3つの中学校を中心に中学生、高校生、さらに一般市民が加わり、約100名が参加する吹奏楽団として、音楽を通じて青少年の情操教育の育成と向上を支援し、その活動を通して新旧住民の交流に寄与している。練習会場は本学学内で、指揮は本学大学院准教授や研究員が行い、本学学生が団員への個別指導を行っている。「定期演奏会」、「川越市アマチュアミュージックフェスティバル」及び「南古谷ニューイヤーコンサート」への出演等の活動を継続的に行っている。

平成26(2014)年、埼玉県(県民生活部文化振興課)の推薦を受け、「優れた教育活動を実践している団体」として埼玉県知事より「埼玉・教育ふれあい賞」を受賞し、社会的評価も高めている。

なお、この中学生への個別指導にあたっている学生は「人間教育科目の区分」の「地域創造①(地域貢献として、オーケストラ等の指導)」の単位が修得できる。

2. 川越市立南古谷小学校での授業補助(アシスタントティーチャー)の実施

川越キャンパスに隣接している、川越市立南古谷小学校では、学生たちがスクールボランティアとして授業等の補助(アシスタントティーチャー)を体験している。この小学校は、児童数が1,000人を超える、川越市内でも大規模な学校である。教師を目指す学生にとって、この学校教育現場での学びの体験が教育的実践力の向上に寄与している。教育は人を育て、社会に働きかけ、未来を切り拓いてゆく効果的な手段といわれているが、その最前線で、児童たちと向き合い、教師たちと交流できることは、将来教師として教壇に立つ学生の資質、力量を高めるための貴重な経験の場となっている。

なお、この授業補助にあたっている学生は「人間教育科目の区分」の「地域創造②(地域の学校等の授業等補助)」の単位が修得できる。

3. 川越市2音大クラシックコンサートの実施

本学は、川越市に開学した当初から地域の活性化を「教育の基本方針」の一つに掲げており、川越市(文化振興課)及び川越市教育委員会等との連携は図られている。近年では、平成27(2015)年度に川越駅西口に開館したウェスタ川越の大ホールを会場に、毎年、川越市民と周辺地域の住民を対象に川越市内の音楽系学部を持つ尚美学園大学との競演により、音楽文化体験の一環としてクラシックコンサートを開催している。川越市主催のこの演奏会は、毎回好評を得ており、地域における音楽文化の普及と向上に貢献している。

4. ふじみ野市内の公立小・中学校の児童・生徒を対象とする音楽鑑賞教室等の実施

本学のある南古谷地域と隣接するふじみ野市とは、本学の専門性を活かし、市内にある全小学校6年生、全中学校3年生への音楽鑑賞教室等を毎年2日間(4公演)にわたって行っている。このウインド・オーケストラの演奏会は、ほとんどの児童・生徒にとって「初めて生で聴く演奏会」であり、実践的で生きた情操教育を体現している。

また、同市の住みよい地域社会の創造を目指す団体、「NPO法人ふじみ野市明るい社会づくりの会」(ルミエールビバンの活動)に音楽療法専攻生が参加し、高齢者の健康づくりとして唱歌や昭和の流行歌にあわせて参加者とともに身体活動や唱歌活動を行い、人生100年時代を健康で満身に過ごす地域づくりの活動に貢献している。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

「地域社会との交流」を教育の基本方針に掲げている本学では、今後とも地域のニーズ等を踏まえた地域貢献活動を推進する。現在、その活動は、本法人が設置する大学の所在地である埼玉県川越市と隣接するふじみ野市、和光市と、大学院及び短期大学の所在地である東京都文京区を主な対象地域としているが、今後、さらに隣接する市町村に範囲を広げて実施する。

また、地域貢献活動を教育実践の場として充実させるため、「ヒューマンコミュニケーション」、「地域創造」の科目の指導内容をさらに向上させていく。

さらに、「2040年問題」を展望した人づくり、地域づくりへ向けて、本学の地域連携・演奏センターを中心に、短期大学、附属中学校・高等学校、附属第二高等学校が一体的に連携し協働で実施する。

<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

- 【資料 A-1-1】 履修ガイド 2020
- 【資料 A-1-2】 令和元年度演奏依頼一覧(派遣依頼書、プログラム等)
- 【資料 A-1-3】 国際ソロプチミストアメリカ連盟(国際ソロプチミスト埼玉)シグマソサエティ認証状
- 【資料 A-1-4】 川越市と市内大学との連携に関する基本協定書
- 【資料 A-1-5】 ふじみ野市と東邦音楽大学の連携協力に関する包括協定書
- 【資料 A-1-6】 和光市と公益財団法人和光文化振興公社及び学校法人三室戸学園東邦音楽大学との相互協力に関する協定書
- 【資料 A-1-7】 学校法人三室戸学園東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学と文京区との相互協力に関する協定書
- 【資料 A-1-8】 南古谷ウインド・オーケストラ団体規約
- 【資料 A-1-9】 令和元年度南古谷地域会議次第
- 【資料 A-1-10】 南古谷ウインド活動状況(写真等)
- 【資料 A-1-11】 埼玉・教育ふれあい賞
- 【資料 A-1-12】 川越市立南古谷小学校アシスタントティーチャー募集要項
- 【資料 A-1-13】 2音大プログラム等
- 【資料 A-1-14】 ふじみ野市立小学校・中学校音楽教室プログラム

【資料 A-1-15】南古谷小学校音楽鑑賞プログラム

【資料 A-1-16】支え愛センターだより

【基準 A の自己評価】

川越市、ふじみ野市など地元及び近隣地域への音楽を通じた本学の地域貢献に向けた取組は、「南古谷ウインド・オーケストラ」の活動や音楽鑑賞教室の継続的な開催を核として、自治体、自治会組織及び地域住民と密接に連携し、青少年の情操教育に大きく貢献している。また、様々なコンセプトを持った演奏会の開催や高齢者を対象とする音楽を通じたボランティア活動は、市民の健全な文化・教養の向上に資し、その交流が新たな地域文化の創造にも繋がっている。本学の地域連携活動が、音楽という無形の力を青少年の未来を生きる力に変化させ、ひいては地域全体の活力と創造を醸成するというサイクルに貢献している。

また、こうした地域貢献活動が、将来音楽家や音楽教育者として携わる学生にとって、社会・地域・組織、そしてコミュニティーの在り方を実社会から学ぶ、生きた教育の場となっている。

以上のことから、基準 A を満たしていると判断できる。

V. 特記事項

1. 東邦ウィーンアカデミー

(1) 本学の教育方針「国際化の推進」を担う人材育成プログラム「ウィーンアカデミー」

本学のカリキュラム中で特筆すべき科目の一つに「ウィーンアカデミー」がある。この科目は、オーストリアのウィーンに所在する本学の海外研修施設(TOHO ウィーンキャンパス「東邦ウィーンアカデミー」)において学修するプログラムである。

本学が目指す音楽教育は、全ての学生が自律した一個の音楽人として活躍できる「One to One の教育」である。その実現のために学生個人々の資質やレベルに合わせ具体的な目標を設定し、その達成に向けてきめ細かく指導している。この研修を通して国際感覚を身に付け、世界に通用する演奏家、教育者の育成を目指している。グローバル人材の育成が叫ばれる現在、本学ではいち早くその必要性を認識し、平成3(1991)年から音楽大学では初めてウィーンに研修施設を設置し、学生達は意欲的に研鑽を積んできた。全ての学生がグローバルスタンダードを意識し、演奏活動や教育活動を行うことが複雑な現代社会の様々な課題の解決に寄与するものであると考えている。実際この研修でウィーンの伝統や様式や技術を受け継いだ一流の演奏家の音楽に触れた学生たちは、国際感覚を持った演奏者、教育者として様々な地域、領域で活躍している。

(2) 研修内容

学部においては、3年次に全学生必修として15日間のウィーン研修(授業科目名「ウィーンアカデミー(4単位)」)が設定されている。この研修は学生を15名程度のグループに分け、年間を通じて実施されている。また、大学院は、1年次に16日間程度の研修が必修(授業科目名「ウィーンアカデミー特別研究(4単位)」)となっている。

また、平成26(2014)年度に新設された演奏家コース、Konzertfach(演奏専攻)では、 Semester毎に10日間、1年間に2回、4年間で計8回の研修(授業科目名「ウィーンアカデミープロフェシオネルIA/B~IVA/B(各3単位×8回=4年間で24単位)」)がプログラムされている。選抜されたメンバーではなく、学部生、院生全員が必修として海外でのレッスン・授業を受けるというシステムは、本学独自の画期的なカリキュラムである。

研修で指導に当たる教授陣は、ウィーン国立音楽大学の教授やウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の世界的な演奏家である。学生一人ひとりが1対1でレッスンを直接受け、さらに朗読法や楽曲分析を初め、世界最高のオペラハウスである「シュターツオパー(国立歌劇場)」等でのオペラ鑑賞、美術史美術館等での鑑賞プログラムなど多彩な観点から西洋芸術を学べるカリキュラムで構成されている。

これらのプログラムを体験することにより、学生達の知識、実技・技能の向上が図られることはもちろん、多様な音楽を受容する能力が培われ、そして表現する感性により一層磨きがかかる。その成果として、学生たちは本学の建学の精神である情操豊かな人格の形成を体現し社会に有用な人材になっている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学及び大学院の目的については、「東邦音楽大学学則(以下「本学学則」という。)」第 1 条及び「東邦音楽大学大学院学則(以下「本学大学院学則」という。)」第 1 条に定め、遵守している。	1-1
第 85 条	○	学部の設置については本学学則第 5 条に、大学院研究科の設置については本学大学院学則第 4 条に定め、適正に運用している。	1-2
第 87 条	○	修業年限については、本学学則第 6 条及び本学大学院学則第 10 条に定め、適正に運用している。	3-1
第 88 条	○	修業年限の通算については、本学学則第 33 条及び「東邦音楽大学編入学規程」を定め、適正に運用している。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の特例については、該当しない。	3-1
第 90 条	○	入学資格については、本学学則第 22 条及び本学大学院学則第 14 条に定め、適正に運用している。	2-1
第 92 条	○	職員組織については、本学学則第 42 条及び本学大学院学則第 6 条並びに「東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学組織規程(以下「本学組織規程」という。)」に定め、適正に運用している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、本学学則第 43 条及び「東邦音楽大学教授会規程」を定め、適正に運用している。また、大学院研究科委員会については、大学院学則第 7 条及び「東邦音楽大学大学院音楽研究科委員会規程」に定め、適正に運用している。	4-1
第 104 条	○	学位については、大学に関し、本学学則第 19 条に定め、卒業を認定した者に学士(音楽)を授与している。 また、大学院に関し、本学大学院学則第 11 条に定め、研究科を終了した者に修士(音楽)を授与している。	3-1
第 105 条	—	特別の課程については、該当しない。	3-1
第 108 条	○	短期大学については、東邦音楽短期大学を設置し、「東邦音楽短期大学学則」により適正に運用している。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価については、学則第 4 条及び大学院学則第 2 条に定め、年度ごとに自己点検・自己評価を行い、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書」として取りまとめ、学園ウェブサイトにより公表している。 認証評価機関(公益財団法人日本高等教育評価機構)による認証評価については、直近では平成 26 年度に受審している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の公表については、学園ウェブサイトにより公表している。	3-2

東邦音楽大学

第 114 条	○	事務職員については、本学学則第 42 条及び本学組織規程に定め、適正に運用している。	4-1 4-3
第 122 条	○	高等専門学校卒業者の編入学については、本学学則第 33 条に定め、適正に運用している。	2-1
第 132 条	○	専修学校専門課程修了者の編入学については、本学学則第 33 条に定め、適正に運用している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	<p><本学学則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項（第 6 条～第 9 条） ・ 部科及び課程の組織に関する事項（第 5 条） ・ 学修の評価及び課程修了の認定に関する事項（第 15 条～第 18 条） ・ 収容定員及び職員組織に関する事項（第 5 条、第 42 条） ・ 入学、退学、転学、休業及び卒業に関する事項（第 18 条～第 36 条） ・ 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項（第 37 条～第 41 条） ・ 賞罰に関する事項（第 52 条、第 53 条） ・ 寄宿舎に関する事項（該当しない） <p><本学大学院学則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項（第 10 条、第 34 条～第 36 条） ・ 部科及び課程の組織に関する事項（第 3 条、第 4 条） ・ 学修の評価及び課程修了の認定に関する事項（第 10 条、第 11 条、第 41 条） ・ 収容定員及び職員組織に関する事項（第 5 条、第 6 条） ・ 入学、退学、転学、休業及び卒業に関する事項（第 12 条～第 26 条） ・ 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項（第 27 条～第 30 条） ・ 賞罰に関する事項（第 37 条、第 38 条） ・ 寄宿舎に関する事項（該当しない） 	3-1 3-2
第 24 条	○	指導要録の作成については、学生台帳、成績書、健康診断票、個人調査書を作成している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	退学、停学、訓告の処分の手続の定めについては、本学学則第 53 条及び本学大学院学則第 38 条、並びに「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学学生懲戒規程」に定め、適正に運用している。	4-1
第 28 条	○	表簿の備えについては、「文書保存規程」に基づき、適正に運用している。	3-2
第 143 条	—	代議員会等については、該当しない。	4-1
第 146 条	—	修業年限の通算については、該当しない。	3-1

東邦音楽大学

第 147 条	—	早期卒業認定については、該当しない	3-1
第 148 条	—	修業年限 4 年を超える学部については、該当しない。	3-1
第 149 条	—	在学期間通算 3 年以上の定めについては、該当しない。	3-1
第 150 条	○	高等学校卒業者と同等以上の学力を認める者については、本学学則第 22 条に定め、適正に運用している。	2-1
第 151 条	—	「飛び入学制度」については、該当しない。	2-1
第 152 条	—	「飛び入学制度」については、該当しない。	2-1
第 153 条	—	「飛び入学制度」については、該当しない。	2-1
第 154 条	—	「飛び入学制度」については、該当しない。	2-1
第 161 条	○	短期大学卒業者の大学編入学については、本学学則第 33 条に定め、適正に運用している。	2-1
第 162 条	—	外国の課程を有する教育施設の学生の転学については、設けていないため、該当しない。	2-1
第 163 条	○	学年の始期、終期については、本学学則第 7 条及び本学大学院学則第 34 条に定め、適正に運用している。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明書の交付については、該当しない。	3-1
第 164 条	—	特別の課程については、該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	3 つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー)については、「東邦音楽大学の教育方針」及び「東邦音楽大学大学院の教育方針」として定め、適正に運用している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・自己評価の項目設定・実施体制については、本学学則第 4 条及び本学大学院学則第 2 条、並びに「東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学自己点検・自己評価特別検討委員会規程」に定め、適正に運用している。	6-2
第 172 条の 2	○	学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号に掲げる事項については、学園ウェブサイト等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書・学位記については、本学学則第 19 条及び「東邦音楽大学学位規程」に定め、卒業証書及び学位記を授与している。また、本学大学院学則第 11 条及び「東邦音楽大学大学院学位規程」に定め、学位記を授与している。	3-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業者の編入学については、本学学則第 33 条に定め、適正に運用している。	2-1
第 186 条	○	専修学校専門課程修了者の編入学については、本学学則第 33 条、並びに「東邦音楽大学編入学規程」及び「東邦音楽大学編入学生	2-1

東邦音楽大学

		単位認定内規」に定め、適正に運用している。	
--	--	-----------------------	--

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	文部省令で定める大学設置基準を満たしており、その趣旨に基づき適正に運用している。	6-2 6-3
第2条	○	教育研究上の目的については、本学学則第1条に定め、遵守している。	1-1 1-2
第2条の2	○	入学者の選抜については、本学学則第24条及び「東邦音楽大学入学者選抜規程」に基づき、適切に実施している。	2-1
第2条の3	○	教員と事務職員等の連携及び協働については、理事長・学長訓示「中学校より大学院までの高大接続強化に向けた音楽一貫教育実現の教職員心得」の一つに、「各学校の活動において教員と職員は常に協力連携をとること」を挙げ、また、本学の中期計画及び各年度の事業計画において「学生支援や学生獲得活動等における教職員の連携及び協働」を掲げており、日常業務において確実に実行している。	2-2
第3条	○	本学は、大学の目的を達成するため、本学学則第5条の規定により1学部1学科で組織されている。本学部は、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織や施設・設備等については、大学設置基準を十分に満たしている。	1-2
第4条	○	本学は、大学の目的を達成するため、本学学則第5条の規定により1学部1学科で組織されている。本学科は、専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第5条	—	学科に代えて組織される課程については、該当しない。	1-2
第6条	—	学部以外の基本組織については、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教員組織については、本学学則第42条に定めている。本学の教員組織は、教授27名、准教授16名、講師5名の合計48名で構成しており、大学設置基準を十分に満たしている。	3-2 4-2
第10条	○	授業科目の担当については、大学設置基準及び教員養成課程が求める要件を満たす授業担当者を適切に配置している。	3-2 4-2
第10条の2	○	専攻分野における実務経験及び高度の実務能力を有する教員の配置については、適切に配置し、シラバスに明示している。	3-2
第11条	—	授業を担当しない教員の配置については、配置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第12条	○	他大学の専任教員を本学専任教員として雇用していない。	3-2

東邦音楽大学

			4-2
第 13 条	○	令和 2 年 5 月 1 日現在の教員数は 48 名(うち教授 27 名)であり、設置基準 19 名(うち教授 10 名)を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長の資格については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学学長選任規程」第 3 条で定めており、当該規程により学長の選任が行われている。	4-1
第 14 条	○	教授の資格については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程」第 10 条で定めており、適切な人選が行われている。令和 2 年 5 月 1 日現在の教授数は 27 名である。	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授の資格については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程」第 10 条で定めており、適切な人選が行われている。令和 2 年 5 月 1 日現在の准教授数は 16 名である。	3-2 4-2
第 16 条	○	講師の資格については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程」第 10 条で定めており、適切な人選が行われている。令和 2 年 5 月 1 日現在の講師数は 5 名である。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教の資格については、本学は採用しないため、該当しない。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手の資格については、本学は採用しないため、該当しない。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員については、本学学則第 5 条で定めており、学生の確保に努めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成方針については、カリキュラム・ポリシーを定め、教育課程については、本学学則第 10 条及び第 11 条に定め、適正に運用している。	3-2
第 20 条	○	教育課程については、本学学則第 10 条及び第 11 条に定め、適正に運用している。	3-2
第 21 条	○	各授業科目の単位数は、本学学則第 18 条及び、「東邦音楽大学(編入学生を除く)の単位認定内規」に基づき適切に実施している。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間については、本学学則第 8 条に定め、適切に実施している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間については、本学学則第 8 条に定め、適切に実施している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、履修登録された科目に応じて教育効果を考慮して適切に対応している。	2-5
第 25 条	○	授業の方法については、本学学則第 14 条に定め、適切に実施している。学生には、各科目のシラバスに明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示等については、本学学則第 14 条から第 18 条に定め、適切に実施している。学生には、シラバスに明示し、周知している。	3-1

東邦音楽大学

第 25 条の 3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修等については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 F D 委員会規程」に定め、毎年度、計画的に F D 研修を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制については、該当しない。	3-2
第 27 条	○	単位の授与については、本学学則第 15 条に定め、適切に実施している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限については、「履修ガイド」に明示し、周知している。	3-2
第 28 条	○	他の大学等における授業科目の履修等については、「特別科目等履修生細則」に定め、適切に実施している。	3-1
第 29 条	—	大学以外の教育施設等における学修については、該当しない。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については、本学学則第 33 条第 4 項に定め、適切に実施している。	3-1
第 30 条の 2	○	長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第 6 条第 2 項に定め、適正に運用している。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については、本学学則第 48 条に定め、適正に運用している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件については、本学学則第 18 条に定め、適正に運用している。	3-1
第 33 条	—	授業時間制をとる場合の特例については、該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地については、本学は、教育にふさわしい環境を持ち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場については、本学は、校舎と同一の敷地内に運動場を有している。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設については、本学は、大学設置基準第 36 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる専用の施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積については、本学の校地面積は 33,352.9 m ² であり、大学設置基準 4,200 m ² を上回る。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積については、本学の校舎面積は 11,856.61 m ² であり、大学設置基準 4,446 m ² を上回る。	2-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館については、本学は、学修に役立つ基本的な教材からより専門性の高い図書まできめ細かな選定を行っている。また、専門的職員を配置し、アクティブラーニングスペースなど機能的・快適な施設・設備を有している。	2-5
第 39 条	○	附属施設については、本学は、中学校から大学・大学院までの音楽における一貫教育を実践しており、文京キャンパスに附属東邦中学校及び附属東邦高等学校を、川越キャンパスに附属東邦第二高等学校を設置している。また、オーストラリア国ウィーン市に	2-5

東邦音楽大学

		研修施設「東邦ウィーンアカデミー」を設置している。	
第 39 条の 2	—	薬学実務実習に必要な施設については、該当しない。	2-5
第 40 条	○	機械、器具等については、本学は、音楽大学として必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備については、本学は、文京キャンパス(東京都文京区)と川越キャンパス(埼玉県川越市)に校地を有しており、それぞれ教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境の整備については、本学は、パソコンの更新・増設や Wi-Fi 環境の充実など必要な経費を確保し、教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称については、大学名「東邦音楽大学」、学部名「音楽学部」は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目的とする」ことを建学の精神とする本学に適切な名称である。	1-1
第 41 条	○	事務組織については、「学校法人三室戸学園事務組織及び事務分掌規程」を定め、大学の事務等を遂行している。令和 2 年 5 月 1 日現在の専任の事務職員は、20 名である。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導の組織については、学生部長、学生部長補佐、学生委員会、カウンセラー室及び学生相談室等を配置し、適切に対応している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制については、教務委員会、学生委員会及びキャリア支援委員会等を設置し、それぞれが連携し、適切に対応している。	2-3
第 42 条の 3	○	研修の機会等については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 F D 委員会規程」を定め、組織的な F D 研修を推進している。また、「学校法人三室戸学園 S D 研修実施規程」を定め、S D 研修を推進している。令和元年度は、本学独自の研修として「内部質保証のための教職協働」をテーマに F D / S D 研修を実施したほか、S D 研修を 2 回実施した。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連携課程実施基本組織については、該当しない。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程の編成については、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程に係る単位の認定については、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同学科に係る卒業の要件については、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同学科に係る専任教員数については、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同学科に係る校地の面積については、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同学科に係る校舎の面積については、該当しない。	2-5

東邦音楽大学

第 49 条	—	共同学科に係る施設及び設備については、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部の教育課程の編成については、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置については、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数については、該当しない。	4-2
第 57 条	—	外国に設ける組織については、該当しない。	1-2
第 58 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学についての適用除外については、該当しない。	2-5
第 60 条	—	段階的整備については、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件については、本学学則第 19 条及び「東邦音楽大学学位規程」に定め、適正に運用している。	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については、簡明で適切である。	3-1
第 13 条	○	学位授与に係る論文審査の方法等については、「東邦音楽大学学位規程」及び「東邦音楽大学大学院学位規程」に定め、適正に運用している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、「学校法人三室戸学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）を定め、寄附行為第 31 条の規定により、法人の事業に関する中期計画、予算及び事業計画を編成し、また、第 35 条の規定により、法人の運営に関する情報を公表している。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止については、寄附行為第 7 条第 2 項を定め、利益相反を適切に防止することができる者を監事として選任するなど法の趣旨を踏まえ、適切に実施している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備置き及び閲覧については、寄附行為第 34 条を定め、適切に実施している。	5-1
第 35 条	○	役員については、寄附行為第 5 条に定め、適正に運用している。令和 2 年 5 月 1 日現在の役員数は、理事 6 人、監事 2 人の 8 人である。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3

東邦音楽大学

第 36 条	○	理事会については、寄附行為第 15 条を定め、適正に運用している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務等については、寄附行為第 11 条から 14 条に定め、適正に運用している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、寄附行為第 6 条及び第 7 条に定め、適切に実施している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止については、寄附行為第 7 条に定め、適切に実施している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄附行為第 9 条に定め、適切に実施している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、寄附行為第 18 条に定め、適正に運用している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の意見の聴取については、寄附行為第 20 条に定め、適切に実施している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等については、寄附行為第 21 条に定め、適切に実施している。	5-3
第 44 条	○	評議員会の選任については、寄附行為第 22 条に定め、適切に実施している。令和 2 年 5 月 1 日現在の評議員数は、20 人である。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更については、寄附行為第 42 条に定め、適切に実施している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については、寄附行為第 31 条に定め、適切に実施している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 33 条に定め、毎年度、評議員会に決算及び事業の報告を行い、意見を聴いている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 34 条に定め、適切に実施している。	5-1
第 48 条	○	報酬等については、寄附行為第 36 条及び「学校法人三室戸学園役員報酬支給基準規程」を定め、適正に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度については、「学校法人三室戸学園経理規程」に定め、「当法人の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする」とし、適正に運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については、寄附行為第 35 条に定め、適切に実施して	5-1

東邦音楽大学

		いる。	
--	--	-----	--

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院の目的については、本学大学院学則第 1 条に定め、遵守している	1-1
第 100 条	○	大学院研究科の設置については、本学大学院学則第 4 条に定め、遵守している。	1-2
第 102 条	○	入学資格については、本学大学院学則第 14 条に定め、適正に運用している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者の入学については、本学大学院学則第 14 条に定め、適正に運用している。	2-1
第 156 条	—	修士の学位を有する者等の入学については、該当しない。	2-1
第 157 条	—	「飛び入学制度」については、該当しない。	2-1
第 158 条	—	「飛び入学制度」については、該当しない。	2-1
第 159 条	—	「飛び入学制度」については、該当しない。	2-1
第 160 条	—	「飛び入学制度」については、該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	文部省令で定める大学院設置基準を満たしており、その趣旨に基づき適正に運用している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的については、本学大学院学則第 1 条に定め、遵守している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者の選抜については、本学大学院学則第 16 条及び「東邦音楽大学大学院入学選抜規程」に基づき、適切に実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	教員と事務職員等の連携及び協働については、理事長・学長訓示「中学校より大学院までの高大接続強化に向けた音楽一貫教育実現の教職員心得」の一つに、「各学校の活動において教員と職員は常に協力連携をとること」を挙げ、また、本学の中期計画及び各年度の事業計画において「学生支援や学生獲得活動等における教職員の連携及び協働」を掲げており、日常業務において確実に実行している。	2-2

東邦音楽大学

第2条	○	大学院の課程については、本学大学院学則第3条に定め、適正に運用している。	1-2
第2条の2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程については、該当しない。	1-2
第3条	○	修士課程については、本学大学院学則第3条に定め、適正に運用している。	1-2
第4条	—	博士課程については、該当しない。	1-2
第5条	○	研究科については、本学大学院学則第4条第1項に定め、適正に運用している。	1-2
第6条	○	専攻については、本学大学院学則第4条第2項に定め、適正に運用している。	1-2
第7条	○	研究科と学部等の関係については、本学学部(音楽学部)と研究科(音楽研究科)は同じ音楽分野の課程であり、適切な連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科については、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織については、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教員組織については、本学大学院学則第6条に定めている。本学研究科の教員組織は、教授7名、准教授2名の合計9名で構成しており、大学院設置基準を十分に満たしている。	3-2 4-2
第9条	○	大学院設置基準第9条第1項に規定する教員の配置については、本学大学院学則第6条第3項により、研究科の教員は、教授、准教授及び講師をもって充てることとしている。 任用については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程」を定め、適正に運用している。また、基準数を満たしている。	3-2 4-2
第10条	○	収容定員については、本学大学院学則第5条に定め、適正に運用している。	2-1
第11条	○	教育課程の編成方針については、本学大学院学則第8条に定め、適正に運用している。	3-2
第12条	○	授業及び研究指導については、本学大学院学則別表第1に定める授業科目を配置し、「東邦音楽大学音楽研究科〔修士課程〕履修内規」を定め、授業及び研究指導を適切に実施している。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導については、本学大学院学則第6条第3項の定めにより、研究科において授業及び研究指導を担当する教員は、教授、准教授及び講師をもって充てることとしている。	2-2 3-2
第14条	—	教育方法の特例については、該当しない。	3-2

東邦音楽大学

第 14 条の 2	○	成績評価基準の明示等については、本学大学院学則第 10 条、第 11 条及び第 41 条に定め、「学生便覧」に掲載し、周知している。	3-1
第 14 条の 3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修等については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 F D 委員会規程」に定め、毎年度、計画的に F D 研修を実施している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学設置基準の準用については、本学大学院学則において授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数等を定めている。また、本学大学院学則第 41 条の規定により「特に定めのない事項については、大学学則を準用する」こととしており、適正に運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件については、本学大学院学則第 10 条に定め、適正に運用している。	3-1
第 17 条	—	博士課程の修了要件については、該当しない。	3-1
第 19 条	○	講義室等については、大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実習室、演習室等を十分に備えているほか、大学等との共用の施設として 120 人収容できる音楽ホールを備えている。	2-5
第 20 条	○	機械、器具等については、授業及び研究指導に必要な機械、器具等を備えており、音楽分野特有の器材であるピアノや管弦打楽器等については、十分に備え、調律や調整、温度・湿度の管理についても適切に実施している。	2-5
第 21 条	○	図書等の資料館については、本学は、学修に役立つ基本的な教材からより専門性の高い図書まできめ細かな選定を行っている。また、専門的職員を配置し、アクティブラーニングスペースなど機能的・快適な施設・設備を有している。	2-5
第 22 条	○	学部等の施設及び設備の共用については、教育研究上支障を生じない場合には、学部等の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備については、該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究環境の整備については、本学は、パソコンの更新・増設や Wi-Fi 環境の充実など必要な経費を確保し、教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称については、大学院名「東邦音楽大学大学院」、研究科名「音楽研究科」は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目途とする」ことを建学の精神とする本学に適切な名称である。	1-1
第 23 条	—	独立大学院については、該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院の施設及び設備については、該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程については、該当しない。	3-2

東邦音楽大学

第 26 条	—	通信教育を行い得る専攻分野については、該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を併せ行う場合の教員組織については、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	大学通信教育設置基準の準用については、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院の施設については、該当しない。	2-5
第 30 条	—	添削等のための組織等については、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連携課程実施基本組織については、該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程の編成については、該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程に係る単位の認定等については、該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程に係る修了要件については、該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備については、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科の教育課程の編成については、該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置については、該当しない。	4-2
第 42 条	○	事務組織については、「学校法人三室戸学園事務組織及び事務分掌規程」を定め、大学の事務等を遂行している。令和 2 年 5 月 1 日現在の専任の事務職員は、20 名である。	4-1 4-3
第 43 条	—	学識を教授するために必要な能力を培うための機会等については、該当しない。	4-3
第 45 条	—	外国に設ける組織については、該当しない。	1-2
第 46 条	—	段階的整備については、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2

東邦音楽大学

第6条の2			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2 3-3 4-2
第12条			3-2
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1 3-2
第27条			3-1
第28条			3-1
第29条			3-1
第30条			3-1
第31条			3-2

東邦音楽大学

第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与の要件については、本学大学院学則第 11 条及び「東邦音楽大学大学院学位規程」に定め、適正に運用している。	3-1
第 4 条	—	博士の学位授与の要件については、該当しない。	3-1
第 5 条	—	学位の授与に係る審査への協力については、該当しない。	3-1
第 12 条	—	学位授与の報告については、該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人三室戸学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内「東邦音楽大学」	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	東邦音楽大学学則	
	東邦音楽大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	入学者選抜ガイド 2021、選抜ごとの学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生サポートハンドブック 2020	

【資料 F-6】	事業計画書	
	令和2年度学校法人三室戸学園事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元年度学校法人三室戸学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	大学案内「東邦音楽大学」(P44「アクセスマップ」) 学園ウェブサイト(https://www.toho-music.ac.jp)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)	
	学校法人三室戸学園規程集(目次)	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	令和2年度役員名簿 令和2年度評議員名簿 令和元年度理事会、評議員会の開催状況(開催日、開催回数、出席状況)	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間)	
	決算等の計算書類(過去5年間) 監事監査報告書(過去5年間)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	履修ガイド2020、シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	大学案内「東邦音楽大学」(P42「東邦音楽大学の教育方針」) 専攻別アドミッション・ポリシー (学園ウェブサイト(https://www.toho-music.ac.jp))	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	設置に係る設置計画履行状況報告書	該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
		該当なし
【資料 F-16】	大学及び法人の規程集など	
	学校法人三室戸学園規程集	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	大学案内「東邦音楽大学」	
【資料 1-1-2】	東邦音楽大学学則	
【資料 1-1-3】	東邦音楽大学大学院学則	
【資料 1-1-4】	学生サポートハンドブック 2020	
【資料 1-1-5】	東邦音楽大学の教育方針(3つのポリシー)	
【資料 1-1-6】	学園ウェブサイト	
【資料 1-1-7】	国際ソロプチミストアメリカ連盟(国際ソロプチミスト埼玉) シグマソサエティ認証状	
【資料 1-1-8】	東邦音楽大学(音楽学部)の専攻・コースの変遷	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	第3期中期計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)	
【資料 1-2-2】	カリキュラム・マップ	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学案内「東邦音楽大学」	
【資料 2-1-2】	東邦音楽大学入学者選抜ガイド 2021	
【資料 2-1-3】	令和 2(2020)年度音楽学部音楽学科学生募集要項	
【資料 2-1-4】	令和 2 年度大学院音楽研究科[修士課程]学生募集要項	
【資料 2-1-5】	学園ウェブサイト	
【資料 2-1-6】	入学試験委員会規程	
【資料 2-1-7】	教務委員会規程	
【資料 2-1-8】	令和元年度東邦音楽大学シラバス(東邦スタンダード I ~IV)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生サポートハンドブック 2020	
【資料 2-2-2】	学生委員会規程	
【資料 2-2-3】	欠席状況調査	
【資料 2-2-4】	学内掲示「令和元年度オフィスアワー一覧」	
【資料 2-2-5】	教員向け掲示「平成 31 年度学生の学修支援のためのオフィスアワー設定について」	
【資料 2-2-6】	2019 年度研究員名簿	
【資料 2-2-7】	平成 30(2018)年度研究員活動実績	
【資料 2-2-8】	令和元(2019)年度研究補助員活動実績	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリア支援委員会規程	
【資料 2-3-2】	令和元年度東邦音楽大学シラバス(東邦スタンダード I ~IV)	
【資料 2-3-3】	令和元(2019)年度インターンシップ実施状況一覧	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学奨学金規程	
【資料 2-4-2】	学校法人三室戸学園創立 80 周年記念奨学金規程	
【資料 2-4-3】	令和元年度学生団体一覧	
【資料 2-4-4】	令和元年度合宿団体一覧	
【資料 2-4-5】	令和元年度演奏依頼一覧(ボランティア活動等資料)	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	東邦音楽大学川越図書館利用案内	
【資料 2-5-2】	東邦音楽大学文京図書館利用案内	
【資料 2-5-3】	平成 30 年度東邦音楽大学図書館利用分析報告	
【資料 2-5-4】	平成 30 年度東邦音楽短期大学図書館利用分析報告	
【資料 2-5-5】	学校法人三室戸学園消防計画	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2018 年度授業改善のための学生アンケート実施報告書	
【資料 2-6-2】	令和元年度学修時間・実態調査	
【資料 2-6-3】	平成 30 年度オフィスアワー利用状況調査	
【資料 2-6-4】	S D 研修実施規程	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	東邦音楽大学の教育方針(3つのポリシー)	

東邦音楽大学

【資料 3-1-2】	学園ウェブサイト	
【資料 3-1-3】	東邦音楽大学学則	
【資料 3-1-4】	履修ガイド 2020	
【資料 3-1-5】	履修ガイド：各専攻の卒業に必要な修得単位数(表)	
【資料 3-1-6】	欠席状況調査	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学案内「東邦音楽大学」	
【資料 3-2-2】	令和 2(2020) 年度音楽学部音楽学科学学生募集要項	
【資料 3-2-3】	2019 年度東邦音楽大学大学院学生便覧	
【資料 3-2-4】	東邦音楽大学学則	
【資料 3-2-5】	東邦音楽大学の教育方針	
【資料 3-2-6】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学シラバス作成のためのガイドライン	
【資料 3-2-7】	2019 年度東邦音楽大学アカデミック・スケール	
【資料 3-2-8】	「表現を高めるための毎日のピアノエクササイズ～10 の基礎テクニック」	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2018 年度授業改善のための学生アンケート調査	
【資料 3-3-2】	令和元年度学修時間・実態調査	
【資料 3-3-3】	東邦スタンダードポートフォリオ(振り返りシート)	
【資料 3-3-4】	令和元年度授業公開アンケート調査結果	
【資料 3-3-5】	平成 30 年度「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学卒業生アンケート」集計報告	
【資料 3-3-6】	令和元年度大学院音楽研究科修士論文題目一覧	
【資料 3-3-7】	東邦音楽大学大学院 1 年生演奏会(プログラム)	
【資料 3-3-8】	2019 年度東邦音楽大学大学院修士課程学位審査修了演奏会(プログラム)	
【資料 3-3-9】	令和 2 年度東邦スタンダードクラス担任一覧	
【資料 3-3-10】	履修ガイド：東邦音楽大学 G P A 制度	
【資料 3-3-11】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書(平成 29 年度・平成 30 年度)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学学長選任規程	
【資料 4-1-2】	東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学組織規程	
【資料 4-1-3】	東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学副学長の選任等に関する規程	
【資料 4-1-4】	東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学副学長の職務分担に関する細則	
【資料 4-1-5】	東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学教務部長の選任等に関する規程	
【資料 4-1-6】	東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学学生部長の選任等に関する規程	
【資料 4-1-7】	東邦音楽大学学則	
【資料 4-1-8】	東邦音楽大学大学院学則	
【資料 4-1-9】	東邦音楽大学教授会規程	
【資料 4-1-10】	東邦音楽大学大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-11】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学主任教授会規程	

東邦音楽大学

【資料 4-1-12】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学委員会規程	
【資料 4-1-13】	令和2年度教授会・研究科委員会・委員会等一覧	
【資料 4-1-14】	学校法人三室戸学園事務組織及び事務分掌規程	
【資料 4-1-15】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育改革推進会議規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程	
【資料 4-2-2】	特別任用教職員採用規程	
【資料 4-2-3】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学FD委員会規程	
【資料 4-2-4】	平成29(2017)年度以降のFD/S D研修一覧	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人三室戸学園S D研修実施規程	
【資料 4-3-2】	平成29(2017)年度以降のFD/S D研修一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学研究推進・倫理委員会規程	
【資料 4-4-2】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学研究員に関する規程	
【資料 4-4-3】	東邦音楽大学研究員心得	
【資料 4-4-4】	学校法人三室戸学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-5】	研究活動における不正行為に関する相談・通報窓口について	
【資料 4-4-6】	令和元年度東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学教育改革推進支援プログラム実施要項	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人三室戸学園寄附行為	
【資料 5-1-2】	学校法人三室戸学園理事会規程	
【資料 5-1-3】	学校法人三室戸学園理事の職務分担に関する規程	
【資料 5-1-4】	学校法人三室戸学園評議員及び評議員会規程	
【資料 5-1-5】	東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学組織規程	
【資料 5-1-6】	東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学副学長の職務分担に関する規則	
【資料 5-1-7】	学校法人三室戸学園事務組織及び事務分掌規程	
【資料 5-1-8】	令和2年度事業計画	
【資料 5-1-9】	中学校より大学院までの音楽一貫教育実現へ向けての教職員心得	
【資料 5-1-10】	学校法人三室戸学園消防計画(防火防災対策を含む。)	
【資料 5-1-11】	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う本学の対応	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人三室戸学園役員名簿	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人三室戸学園評議員名簿	
【資料 5-3-2】	東邦音楽大学学則	
【資料 5-3-3】	東邦音楽大学大学院学則	
【資料 5-3-4】	東邦音楽大学教授会規程	
【資料 5-3-5】	東邦音楽大学主任教授会規程	
【資料 5-3-6】	東邦音楽大学大学院音楽研究科委員会規程	
【資料 5-3-7】	東邦音楽大学専門部会規程	
【資料 5-3-8】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学委員会規程	

東邦音楽大学

【資料 5-3-9】	東邦音楽大学教授会開催状況	
【資料 5-3-10】	責任者会議開催状況	
【資料 5-3-11】	令和元年度監査方針及び監査計画	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	中期収支計画(平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度の 5 か年計画)	
【資料 5-4-2】	中期収支計画と実績対比表	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人三室戸学園経理規程	
【資料 5-5-2】	消費税変更に伴う伝票処理の説明会開催通知	
【資料 5-5-3】	監査報告会議事次第	
【資料 5-5-4】	監査法人と理事長・監事とのディスカッション議事次第	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	自己点検・自己評価特別検討委員会規程	
【資料 6-1-2】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書(平成 29 年度・平成 30 年度)	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	2018 年度授業改善のための学生アンケート実施報告書	
【資料 6-2-2】	教学 I R 推進委員会規程	
【資料 6-2-3】	令和元年度事業報告書	
【資料 6-2-4】	令和元年度学修時間・実態調査	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和元年度私立大学等改革総合支援事業検討会議議事次第	
【資料 6-3-2】	FD委員会規程	
【資料 6-3-3】	ベストティーチャー賞規程	

基準 A. 地域への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域への貢献		
【資料 A-1-1】	履修ガイド 2020	
【資料 A-1-2】	令和元年度演奏依頼一覧(派遣依頼書、プログラム等)	
【資料 A-1-3】	国際ソロプチミストアメリカ連盟(国際ソロプチミスト埼玉)シグマソサエティ認証状	
【資料 A-1-4】	川越市と市内大学との連携に関する基本協定書	
【資料 A-1-5】	ふじみ野市と東邦音楽大学の連携協力に関する包括協定書	
【資料 A-1-6】	和光市と公益財団法人和光文化振興公社及び学校法人三室戸学園東邦音楽大学との相互協力に関する協定書	
【資料 A-1-7】	学校法人三室戸学園東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学と文京区との相互協力に関する協定書	
【資料 A-1-8】	南古谷ウインド・オーケストラ団体規約	
【資料 A-1-9】	令和元年度南古谷地域会議次第	
【資料 A-1-10】	南古谷ウインド活動状況(写真等)	
【資料 A-1-11】	埼玉・教育ふれあい賞	
【資料 A-1-12】	川越市立南古谷小学校アシスタントティーチャー募集要項	
【資料 A-1-13】	2 音大プログラム等	
【資料 A-1-14】	ふじみ野市立小学校・中学校音楽教室プログラム	

【資料 A-1-15】	南古谷小学校音楽鑑賞プログラム	
【資料 A-1-16】	支え愛センターだより	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。